



第 60 回 近畿学校保健学会 講演集

平成 25 年 7 月 7 日

近畿学校保健学会

目 次

学会長ご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
近畿学校保健学会 開催地・学会長・・・・・・・・	2
第60回近畿学校保健学会開催要項・・・・・・・・	4
プログラム：概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
会場内の平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
学会会場への案内図・・・・・・・・・・・・・・・・	7
プログラム（1） 午前の部・・・・・・・・・・	9
プログラム（2） 午後の部・・・・・・・・・・	13
参加受付，発表のご案内・・・・・・・・・・	14
一般演題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

ご挨拶

第 60 回近畿学校保健学会
学会長 鬼頭英明
(兵庫教育大学大学院 教授)

この度、来る 7 月 7 日（日曜日）に兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパスにおいて近畿学校保健学会を開催することになりました。本年度は、第 1 回近畿学校保健学会が昭和 29 年に大阪で開催されて以来の節目となる第 60 回目大会を迎えることになります。

一般演題の口演につきましては、当初 3 会場で予定しておりましたが、想定よりも多く、38 題の申し込みを頂きましたので、会場を急遽 4 会場に変更致しました。うれしかぎり、厚く御礼申し上げます。

また、今年の学会は、学校保健を考える上で大きな柱となる保健教育と保健管理を意識し、学校における薬物乱用防止に関する指導と医薬品の管理・教育を午後の特別講演、シンポジウムに取り上げることとしました。いずれも学校保健において喫緊の課題の一つであることから、限られた時間内ではありますが、是非活発な意見交換ができればと考えております。

薬物乱用については、特別講演で独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部長 和田清先生に「最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題－「脱法ドラッグ」を含めて－」と題し、薬物乱用に関する最近の話題を中心にお話ししていただくようお願い致しました。

シンポジウムでは、学校での医薬品の管理と教育にスポットを当て、保健体育科教諭、養護教諭、学校薬剤師及びくすりの適正使用協議会の先生方にそれぞれの立場から最近の動向を踏まえてお話しいただく予定にしております。

また、午前には一般演題の口演を予定しております。研究や実践発表など研究者ばかりでなく学校三師、現職教員、大学院生・学部生の方々など幅広くご参加、発表いただき、相互交流ができる場として提供できれば幸いです。

ちなみに、神戸ハーバーランドキャンパスはこの 3 月 15 日にホールや会議室が増設されましたので使いやすくなりました。

7 月 7 日は、七夕ですが、神戸ハーバーランドキャンパスが位置するハーバーランドは、JR 新快速も止まる神戸駅から 5 分程度と交通至便で、近くにポートタワーや大型客船が横付けする埠頭のある商業地、観光地でもあります。4 月下旬には、アンパンマン子どもミュージアムも開館し、多くの人でにぎわっています。

懇親会会場はハーバーランドモザイクで、夜景を楽しみながら意見交換などに話が弾むよう企画しております。

是非、参加いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

回数	年次（西暦）	開催地	学会長
第 1 回	昭和 29 年（1954）	大阪	伊東 祐一（大阪学芸大学）
第 2 回	昭和 30 年（1955）	奈良	伊東 祐一（奈良県立医科大学）
第 3 回	昭和 31 年（1956）	滋賀	伊良子光義（滋賀県教育委員会）
第 4 回	昭和 32 年（1957）	和歌山	吉武 弥三（和歌山県立医科大学）
第 5 回	昭和 33 年（1958）	京都	川畑 愛義（京都大学）
第 6 回	昭和 34 年（1959）	兵庫	竹村 一（神戸大学）
第 7 回	昭和 35 年（1960）	大阪	富士 貞吉（大阪学芸大学）
第 8 回	昭和 36 年（1961）	奈良	岩田 正俊（奈良学芸大学）
第 9 回	昭和 37 年（1962）	滋賀	伊良子光義（滋賀県教育委員会）
第 10 回	昭和 38 年（1963）	和歌山	小出 陽三（和歌山県教育委員会）
第 11 回	昭和 39 年（1964）	京都	川畑 愛義（京都大学）
第 12 回	昭和 40 年（1965）	兵庫	佐守 信男（神戸大学）
第 13 回	昭和 41 年（1966）	大阪	伊東 祐一（大阪学芸大学）
第 14 回	昭和 42 年（1967）	奈良	永井豊太郎（天理大学）
第 15 回	昭和 43 年（1968）	滋賀	大西 輝彦（滋賀県教育委員会）
第 16 回	昭和 44 年（1969）	和歌山	白川 充（和歌山県立医科大学）
第 17 回	昭和 45 年（1970）	京都	米田 幸雄（京都教育大学）
第 18 回	昭和 46 年（1971）	兵庫	佐守 信男（神戸大学）
第 19 回	昭和 47 年（1972）	大阪	上林 久雄（大阪教育大学）
第 20 回	昭和 48 年（1973）	奈良	橘 重美（天理大学）
第 21 回	昭和 49 年（1974）	滋賀	山田 一（滋賀大学）
第 22 回	昭和 50 年（1975）	和歌山	武田眞太郎（和歌山県立医科大学）
第 23 回	昭和 51 年（1976）	京都	山岡 誠一（京都教育大学）
第 24 回	昭和 52 年（1977）	兵庫	美崎 教正（神戸大学）
第 25 回	昭和 53 年（1978）	大阪	安藤 格（大阪教育大学）
第 26 回	昭和 54 年（1979）	奈良	出口 庄祐（奈良女子大学）
第 27 回	昭和 55 年（1980）	滋賀	宮田 栄子（滋賀大学）
第 28 回	昭和 56 年（1981）	和歌山	武田眞太郎（和歌山県立医科大学）
第 29 回	昭和 57 年（1982）	京都	北村 李軒（京都大学）
第 30 回	昭和 58 年（1983）	兵庫	山城 正之（神戸大学）
第 31 回	昭和 59 年（1984）	大阪	後島 英二（大阪教育大学）

回数	年次（西暦）	開催地	学会長	
第 32 回	昭和 60 年（1985）	奈良	中牟田正幸	（奈良教育大学）
第 33 回	昭和 61 年（1986）	滋賀	林 正	（滋賀大学）
第 34 回	昭和 62 年（1987）	和歌山	松岡 勇二	（和歌山大学）
第 35 回	昭和 63 年（1988）	京都	金井 秀子	（京都教育大学）
第 36 回	平成元年（1989）	兵庫	住野 公昭	（神戸大学）
第 37 回	平成 2 年（1990）	大阪	大山 良徳	（大阪大学）
第 38 回	平成 3 年（1991）	奈良	河瀬 雅夫	（天理大学）
第 39 回	平成 4 年（1992）	滋賀	林 正	（滋賀大学）
第 40 回	平成 5 年（1993）	和歌山	猪尾 和弘	（和歌山大学）
第 41 回	平成 6 年（1994）	京都	八木 保	（京都大学）
第 42 回	平成 7 年（1995）	兵庫	勝野 眞吾	（兵庫教育大学）
第 43 回	平成 8 年（1996）	大阪	一色 玄	（大阪市立大学）
第 44 回	平成 9 年（1997）	奈良	山本 公弘	（奈良女子大学）
第 45 回	平成 10 年（1998）	滋賀	大矢 紀昭	（滋賀医科大学）
第 46 回	平成 11 年（1999）	和歌山	宮下 和久	（和歌山県立医科大学）
第 47 回	平成 12 年（2000）	京都	寺田 光世	（京都教育大学）
第 48 回	平成 13 年（2001）	兵庫	三野 耕	（兵庫教育大学）
第 49 回	平成 14 年（2002）	大阪	堀内 康生	（大阪教育大学）
第 50 回	平成 15 年（2003）	奈良	北村 陽英	（奈良教育大学）
第 51 回	平成 16 年（2004）	滋賀	大矢 紀昭	（滋賀大学）
第 52 回	平成 17 年（2005）	和歌山	宮西 照夫	（和歌山大学）
第 53 回	平成 18 年（2006）	京都	津田 謹輔	（京都大学）
第 54 回	平成 19 年（2007）	兵庫	石川 哲也	（神戸大学）
第 55 回	平成 20 年（2008）	大阪	白石 龍生	（大阪教育大学）
第 56 回	平成 21 年（2009）	奈良	辻井 啓之	（奈良教育大学）
第 57 回	平成 22 年（2010）	滋賀	中川 雅生	（滋賀医科大学）
第 58 回	平成 23 年（2011）	和歌山	森岡 郁晴	（和歌山県立医科大学）
第 59 回	平成 24 年（2012）	京都	井上 文夫	（京都教育大学）

第 60 回 近畿学校保健学会開催要項

第60回近畿学校保健学会会長 鬼頭英明
兵庫教育大学大学院学校教育研究科

1. 会場 兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス, 及び神戸新聞松方ホール
神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5-7 神戸情報文化ビル 3 階, 4 階
(JR 神戸駅より徒歩 8 分, 阪急・阪神高速神戸駅より徒歩 13 分)
2. 日時, 内容 平成 25 年 7 月 7 日(日)10:00~16:45
午前 一般演題
昼 評議員会, 総会
午後 特別講演「最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題ー「脱法ドラッグ」を含めてー」
和田清(独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部長)
シンポジウム「医薬品に関する管理と教育」
鬼頭英明(兵庫教育大学大学院教授)
上田裕司(京都市立九条中学校)
香田由美(福岡県立門司学園高等学校)
守谷まさ子(京都府学校薬剤師会長)
那須泰治(くすりの適正使用協議会)

3. 参加申込

近畿学校保健学会の会員ではなくても, また事前申込をされていなくても, 当日会員として参加できます。

4. 参加費

学会正会員 1,000 円(但し, 平成 25 年度会費納入者),

当日会員(学会員ではない場合) 2,000 円

大学院生 1,000 円, 学部学生 500 円

※・学会員でも, 年度会費の納入がない場合は当日会員扱いとなり, 参加費は 2,000 円となります。

5. 懇親会

7月7日(日) 17:30 より, ニューミュンヘン(神戸ハーバーランド店)において開催いたします(参加費 5,000 円)。

一般演題発表者は, 共同発表者を含めて, 正会員であることが必要です。

会員でない方は, 学会当日, 年会費 3,000 円を, 学会事務局においてお支払いいただくか, 下記郵便口座にお振り込みください。

加入者:近畿学校保健学会 加入者番号: 00940-5-181826

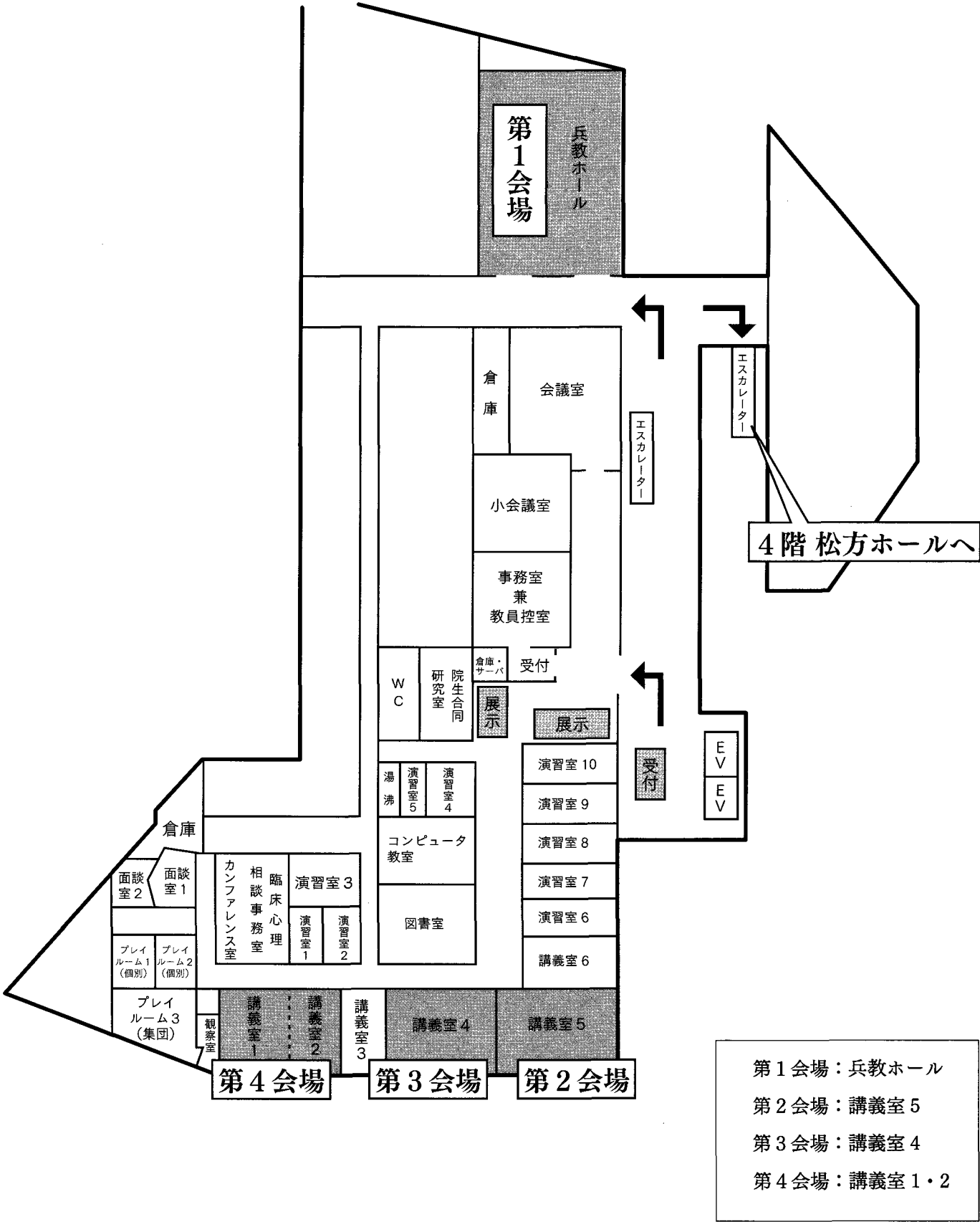
〒641-8509 和歌山市紀三井寺 811-1 和歌山県立医科大学医学部衛生学教室内

近畿学校保健学会事務局 TEL&FAX 073-441-0646

第60回近畿学校保健学会プログラム

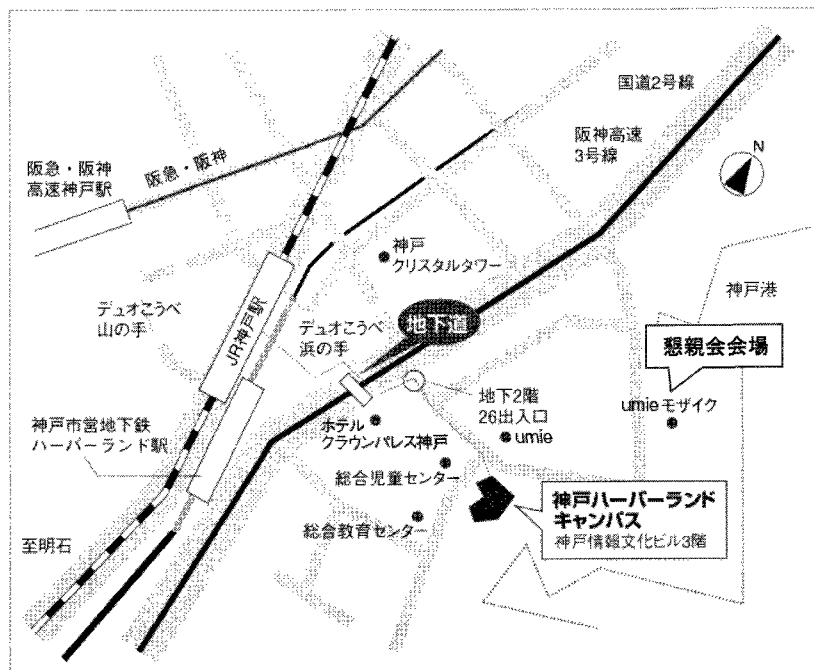
時刻	事項 【会場】
9 : 30	受付開始 【会場入口】
10 : 00	一般演題発表 第1会場 【兵教ホール】 第2会場 【講義室5】 第3会場 【講義室4】 第4会場 【講義室1+2】
12 : 00	昼食休憩 【umie サウスモール, ノースモール, モザイク, デュオこうべ浜の手・山の手等】
13 : 00	評議員会・総会【第1会場：兵教ホール】
13 : 45	特別講演【神戸新聞松方ホール】 「最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題ー「脱法ドラッグ」を含めてー」 和田清（独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長）
15 : 00	シンポジウム「医薬品に関する管理と教育」【神戸新聞松方ホール】 「医薬品の管理と教育をすすめるに当たって」 鬼頭英明（兵庫教育大学大学院教授） 「中学校学習指導要領による医薬品に関する授業実践研究」 上田裕司（京都市立九条中学校） 「医薬品に関する管理と教育をつなぐ役割ー養護教諭の職務の特質と保健室の機能を 活かしてー」 香田由美（福岡県立門司学園高等学校） 「学校薬剤師の視点から見た学校における医薬品の管理について」 守谷まさ子（京都府学校薬剤師会長） 「医薬品の教材提供について」 那須泰治（くすりの適正使用協議会）
16 : 45	表彰式・閉会式
17 : 30	懇親会 【ニューミュンヘン（神戸ハーバーランド店）】

会場平面図：神戸サテライト（神戸情報文化ビル） 3 階

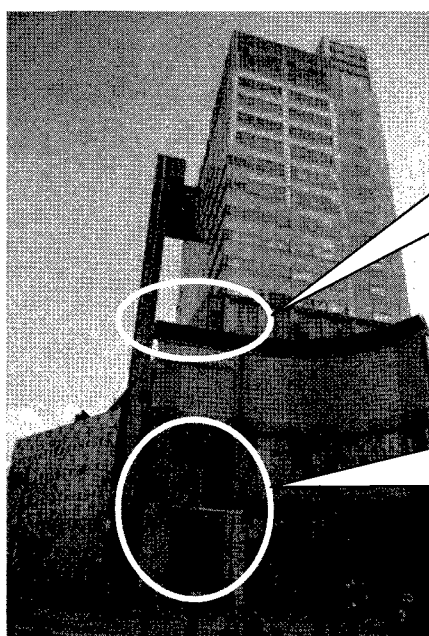


◆ 学会会場への案内図

- ・ JR 神戸駅より徒歩 8 分
- ・ 阪急・阪神高速神戸駅
より徒歩 13 分



◆ 神戸ハーバーランドキャンパス入口案内



「神戸新聞 松方ホール」という表示が見えます。
その表示を目印にお進みください。そうしますと、下の写真のような麒麟のオブジェがあります。

麒麟のオブジェを通り過ぎて、右前方に入口があります。
そこからお入りいただき、正面のエスカレーターもしくは、その奥にありますエレベーターで3階までお越しください。



麒麟のオブジェ

会場所在地

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-5-7

神戸情報文化ビル 3 階

神戸駅から会場までのアクセスマップ

「umie」または「アンパンマンこどもミュージアム」をめざしてください。

順路①

J R 神戸駅の中央口前の地下道へお進みください。



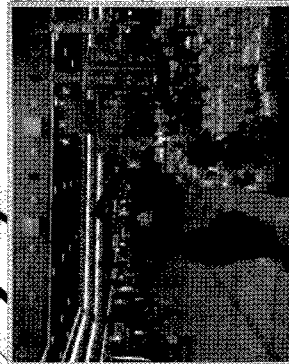
順路②

エスカレーターを利用して地下へお降りください。



順路③

そうしますと、右の写真のような物産市があります。左側の通路をハーバーランド方面にお進みください。



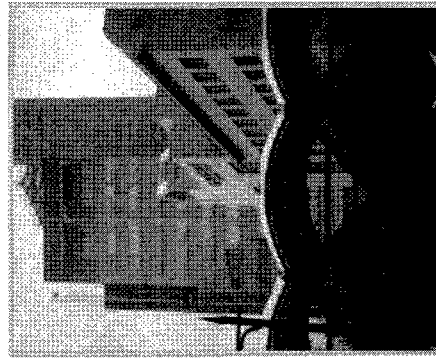
順路⑥

しばらく進むとキリンのオブジェが見えます。このビルの3階に学会場の神戸キャンパスがあります。



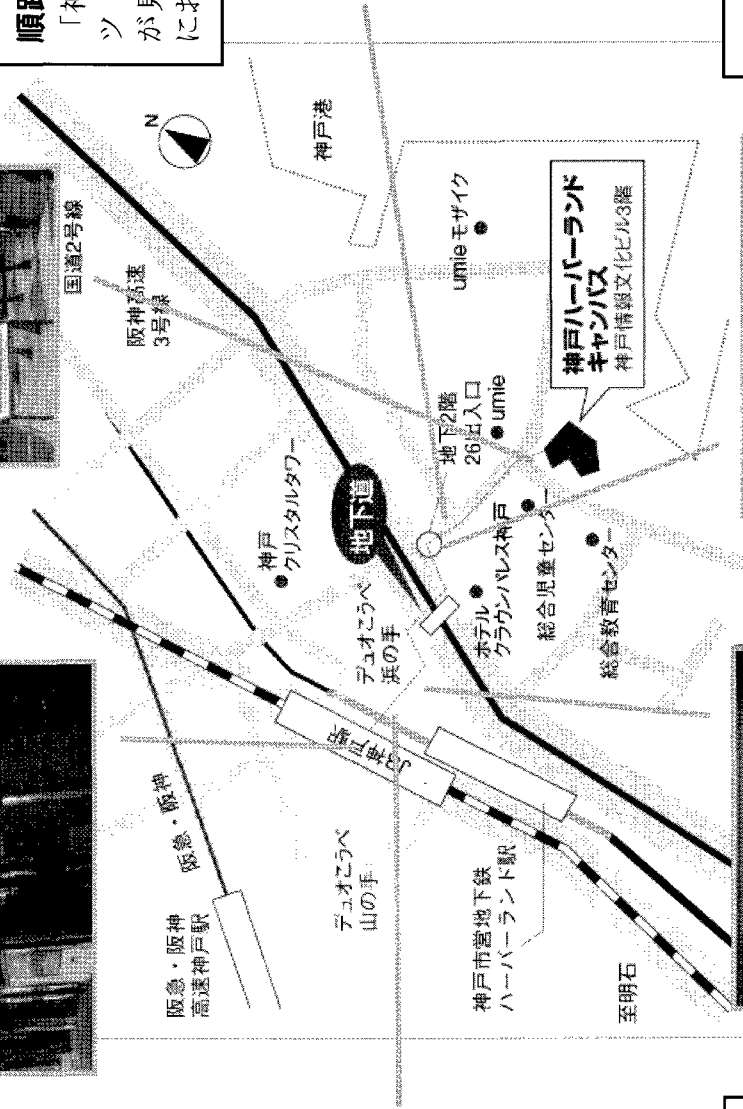
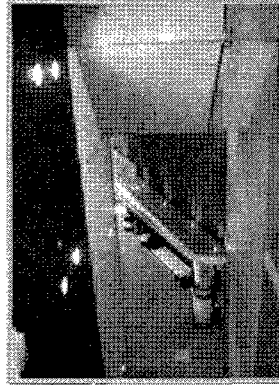
順路⑤

「神戸新聞 デイリースポーツ ラジオ関西」という表示が見えます。その表示を目印にお進みください。



順路④

地下道を直進し、大画面 Harbor View に突き当たり、左に進むとエスカレーターが見えます。エスカレーターで地上にお上がりください。



プログラム

午前の部

一般演題（口演 7 分，質疑応答 4 分） 10：00～12：00

第 1 会場

保健学習

座長 白石龍生（大阪教育大学）

1-1 保健体育科学生と養護教諭養成課程学生の「保健の授業」に関する意識について

○浅井千恵子¹⁾，井上文夫²⁾，下村雅昭³⁾，大川尚子⁴⁾

1) 花園大学，2) 京都教育大学，3) 京都女子大学，4) 関西福祉科学大学

1-2 保健学習において使用される指導方法 — 中学校の小単元別の分析 —

○上田裕司¹⁾ 鬼頭英明²⁾ 西岡伸紀²⁾

1) 京都市立九条中学校 2) 兵庫教育大学大学院

1-3 海上技術学校に在籍する生徒の健康意識に関する調査

— 保健学習の履修の有無から —

○齋藤充子，中村朋子，森田富士子，田中成子，石見幸子，藤本芳秀，前田道子，

西岡伸紀，鬼頭英明（兵庫教育大学大学院学校教育研究科）

健康教育全般

座長 宮井信行（和歌山県立医科大学）

1-4 子どもの足と靴の健康教育に関するコンテンツの開発

○上田恵子，中村晴信，國土将平（神戸大学大学院人間発達環境学研究科）

1-5 健康教育の視点に立った放射線に関する教育プログラムの開発及び実践

○小池理平¹⁾，青木志保²⁾，香田由美³⁾，松本容史子⁴⁾，西岡伸紀⁵⁾，鬼頭英明⁵⁾

1) 姫路市教育委員会，2) 入間市立藤沢北小学校，3) 福岡県立門司学園高等学校

4) 篠山市立篠山養護学校，5) 兵庫教育大学大学院

1-6 大学生の放射線に対する意識変容について（第 I 報）

— 計測器メーカーの出前授業（放射線教育）の実践から —

○谷川尚己¹⁾，永井博²⁾，守谷まさ子³⁾，金森雅夫¹⁾，深津達也⁴⁾

1) びわこ成蹊スポーツ大学，2) 堀場製作所，3) 京都府学校薬剤師会，4) 野洲養護学校

ライフスキル，社会的スキル

座長 吉岡隆之（奈良学園大学設置準備室）

1-7 中学生におけるセルフエスティームと意志決定スキル，目標設定スキルの関連

○今石 愛実，寺井 翔太，三船 美里，山形 弥壽子，鬼頭 英明，西岡 伸紀

（兵庫教育大学大学院学校教育研究科）

1-8 中学校ライフスキル教育の推進方策—管理職等に対するインタビュー調査より—

○三船美里，今石愛実，寺井翔太，山形弥壽子，鬼頭英明，西岡伸紀

（兵庫教育大学大学院学校教育研究科）

1-9 小学生における動物の飼育経験とソーシャルスキルの関連性

— 学校生活に焦点をあてて —

○山内雄貴¹⁾，井上文夫²⁾，浅井千恵子³⁾

1) 京都教育大学大学院教育学研究科，2) 京都教育大学体育学科，3) 花園大学

1-10 学校行事による中学生の学習意欲、生活態度、コミュニケーション能力の変化

○山形弥壽子 今石愛実 寺井翔太 三船美里 鬼頭英明 西岡伸紀

(兵庫教育大学大学院学校教育研究科)

第2会場

健康関連行動、意識(1)

座長 中村晴信(神戸大学大学院)

2-1 幼稚園児における歩数計を用いたセルフモニタリングが園内歩行量に及ぼす効果

○笠次良爾¹⁾、長谷川かおり²⁾

1)奈良教育大学保健体育講座, 2)奈良教育大学附属幼稚園

2-2 自己記入式質問紙による中学生の身体活動量と健康関連 QOL の関係- IPAQ 生徒期用と PedsQL を用いて -

○川勝佐希¹⁾、笠次良爾²⁾、國土将平³⁾、石井好二郎⁴⁾

1)奈良教育大学大学院教育学研究科, 2)奈良教育大学教育学部保健体育講座

3)神戸大学人間発達環境学研究科, 4)同志社大学スポーツ健康科学部

2-3 中学生における自己管理スキルと健康行動との関連に関する研究

○西木澄江、鬼頭英明、西岡伸紀(兵庫教育大学大学院学校教育研究科)

2-4 中学校部活動におけるストレッサーとコーピング採用～パーソナリティとの関連に着目して～

○村上悠¹⁾、井上文夫²⁾ 1)京都教育大学附属高等学校, 2)京都教育大学体育学科

健康関連行動、意識(2)、生活習慣、生活行動(1) 座長 中川雅生(滋賀医科大学)

2-5 大学生の子宮頸がんに対する予防行動の調査

○中村朋子 斉藤充子 森田富士子 田中成子 石見幸子 藤本芳英 前田道子 西岡伸紀
鬼頭英明(兵庫教育大学大学院学校教育研究科)

2-6 朝食摂取の有無が身体に及ぼす影響に関する一考察

○弓場大樹、中藺伸二(びわこ成蹊スポーツ大学大学院)

2-7 子どもの睡眠様態評価に関する予備研究

○大平雅子¹⁾、正田理沙子²⁾ 1)滋賀大学教育学部, 2)滋賀大学教育学部附属中学校

生活習慣、生活行動(2)

座長 森岡郁晴(和歌山県立医科大学)

2-8 中学生生活習慣調査の縦断的検討―目覚めと生活習慣の関連―

○谷井尚子(彦根市立南中学校)

2-9 中学生の睡眠習慣と不定愁訴との関連―平日と休日の起床時刻に着目して―

○藤原寛¹⁾、井上文夫²⁾

1)京都府立医科大学小児科, 2)京都教育大学体育学科

2-10 小学生の手洗いと欠席状況

○足立節江¹⁾、鬼頭英明²⁾、西岡伸紀²⁾

1)丹波市立佐治小学校, 2)兵庫教育大学大学院

第3会場

医薬品（1）

座長 香田由美（福岡県立門司学園高等学校）

3-1 小学生における薬教育および意識変容について—大学教員の出前授業の実践から—

○谷川尚己¹⁾，守谷まさ子²⁾，金森雅夫¹⁾，松田保¹⁾，深津達也³⁾

1)びわこ成蹊スポーツ大学，2)京都府学校薬剤師会，3)野洲養護学校

3-2 高校生の薬に対する意識変容について—薬剤師による薬教育から—

○守谷まさ子¹⁾，谷川尚己²⁾，金森雅夫²⁾，深津達也³⁾

1)京都府学校薬剤師会，2)びわこ成蹊スポーツ大学，3)野洲養護学校

3-3 大学生の薬に対する意識変容と行動化について（第Ⅰ報）—薬剤師による薬教育から—

○守谷まさ子¹⁾，谷川尚己²⁾，金森雅夫²⁾，深津達也³⁾

1)京都府学校薬剤師会，2)びわこ成蹊スポーツ大学，3)野洲養護学校

医薬品（2），傷害（1）

座長 藤原寛（京都府立医科大学）

3-4 教員の薬に対する意識変容について

○金森雅夫¹⁾，谷川尚己¹⁾，松田保¹⁾，守谷まさ子²⁾，深津達也³⁾

1)びわこ成蹊スポーツ大学，2)京都府学校薬剤師会，3)野洲養護学校

3-5 中・高校生の医薬品使用にかかわる行動および態度の実態—性差，学校種差に焦点を当てて—

○堺千紘¹⁾，菱田一哉¹⁾，李美錦¹⁾，川畑徹朗¹⁾（神戸大学大学院人間発達環境学研究科）

3-6 衝突回避行動の動画から見た回避スタイルについて

○三鬼雄真，稲垣陽明，濱田知美，宮本邦彦（大阪青山大学健康科学部）

傷害（2），体罰

座長 笠次良爾（奈良教育大学）

3-7 学校管理下における事故災害事例の活用に関わる要因—養護教諭対象の実態調査より—

○松本容史子¹⁾，青木志保²⁾，香田由美³⁾，小池理平⁴⁾，今石愛実⁵⁾，鬼頭英明⁵⁾，西岡伸紀⁵⁾

1)篠山市篠山養護学校，2)入間市藤沢北小学校，3)福岡県立門司学園高校，4)姫路市教育委員会，5)兵庫教育大学大学院

3-8 保健体育科教員を目指す学生たちの体罰に対する認識

○深津達也¹⁾，谷川尚己²⁾，金森雅夫²⁾，松田保²⁾，守谷まさ子³⁾

1)滋賀県立野洲養護学校，2)びわこ成蹊スポーツ大学，3)京都府学校薬剤師会

3-9 子どもの豊かな心を育むために—幼・小・中学校教員の体罰に対する意識調査—

○松田保¹⁾，谷川尚己¹⁾，金森雅夫¹⁾，守谷まさ子²⁾，深津達也³⁾

1)びわこ成蹊スポーツ大学，2)京都府学校薬剤師会，3)野洲養護学校

第4会場

養護教諭，保健室（1）

座長 大川尚子（関西福祉科学大学）

4-1 小学校における「朝の健康観察簿」の活用に関する研究

○江寄和子¹⁾，土生素子²⁾ 1)園田学園女子大学，2)大宰府西第二学童保育所

4-2 養護教諭の救急処置活動で使用する看護技術の実態

○湯浅美香¹⁾，吉田民枝²⁾，中島敦子¹⁾，川崎裕美³⁾

1)梅花女子大学，2)広島大学大学院，3)広島大学医歯薬保健学研究院

4-3 小学校に在籍する発達障害児の保護者支援—養護教諭に対する役割期待と役割遂行のズレから

○吉田順子（元明石市立人丸小学校）

養護教諭，保健室（2）

座長 江寄和子（園田学園女子大学）

4-4 養護教諭の教育的役割の重要性について

○向山世璃子，横島三和子，岡田雅樹（湊川短期大学）

4-5 教育実践を中心に据えた教員養成のあり方についての一考察

○横島三和子，向山世璃子，岡田雅樹（湊川短期大学）

4-6 養護教諭養成における「協同学習」を基盤にした授業の効果

○古角好美（大阪女子短期大学）

保健管理，発育

座長 後和美朝（大阪国際大学）

4-7 特別支援学校における教員の医療的ケアに関する文献検討

○中島康明¹⁾，中島敦子²⁾ 1)大阪府立茨木支援学校，2)梅花女子大学看護学部

4-8 特別支援学校における養護教諭の慢性疾患児に対する支援—予測される大地震に対する支援から—

○大和かなみ¹⁾ 岡本陽子²⁾ 1)大津市立北大路中学校，2)藍野大学

4-9 座高のMIAの年次推移について

○白石龍生¹⁾，三野耕²⁾ 1)大阪教育大学，2)大阪産業大学

午後の部

神戸新聞 松方ホール

特別講演 「最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題ー「脱法ドラッグ」を含めてー」

和田清（独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部長）

シンポジウム 「医薬品に関する管理と教育」

「医薬品の管理と教育をすすめるに当たって」

鬼頭英明（兵庫教育大学大学院教授）

「中学校学習指導要領による医薬品に関する授業実践研究」

上田裕司（京都市立九条中学校）

「医薬品に関する管理と教育をつなぐ役割ー養護教諭の職務の特質と保健室の機能を活かしてー」

香田由美（福岡県立門司学園高等学校）

「学校薬剤師の視点から見た学校における医薬品の管理について」

守谷まさ子（京都府学校薬剤師会長）

「医薬品の教材提供について」

那須泰治（くすりの適正使用協議会）

参加受付、ご発表のご案内

◆受付時間・場所

平成 25 年 7 月 7 日（日）9：30～兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス入口（3F）

◆受付コーナー

受付コーナーは、以下のように分かれています。該当するコーナーで手続きをお願いします。

① 名誉会員

- ・ 名誉会員受付で名札と講演集をお受け取りください。

② 評議員

- ・ 評議員受付で参加費 1,000 円をお支払いの上、名札と講演集をお受け取りください。
- ・ 平成 25 年度年会費未納の方は、年会費 3,000 円を学会事務局にお納めください。年会費の納入がない場合は、当日会員と同じく参加費が 2,000 円となりますので、ご注意ください。

③ 一般会員

- ・ 一般会員受付で参加費 1,000 円をお支払いの上、名札と講演集をお受け取りください。
- ・ 平成 25 年度年会費未納の方は、年会費 3,000 円を学会事務局にお納めください。年会費の納入がない場合は、当日会員と同じく参加費が 2,000 円となりますので、ご注意ください。

④ 当日会員（参加費：一般 2,000 円、院生 1,000 円、学生 500 円）

- ・ 受付で記入表を受け取り、必要事項を記入した後、参加費をお支払の上、名札と講演集をお受け取りください。

⑤ 新規入会希望者

- ・ 受付で入会申込用紙を受け取り、必要事項をご記入の上、年会費 3,000 円を学会事務局にお納めください。

⑥ 特別講演・シンポジウムの演者

- ・ 受付で名札と講演集をお受け取りください。

⑦ 懇親会（会費 5,000 円）

- ・ 会場：ニューミュンヘン（umie モザイク 3 F、学会場より徒歩 5 分）
- ・ 参加は事前申込ですが、当日も若干名の方は受付いたします。
- ・ 懇親会に参加される方は、学会場の受付において、会費をお支払いください。

場所：「ニュー ミュンヘン ハーバーランド」で[検索](#)（あるいは右 QR で）



※ 名札には氏名・所属をご自身でご記入の上、会場では必ずご着用ください。

◆一般演題発表者の方へ

- ① 前演者の講演が始まると同時に、各会場前方の次演者席に、ご着席ください。
- ② 口演時間 7 分、討論時間 4 分です。時間厳守をお願いします。
- ③ スライド発表はすべてコンピュータ（PC）を使用いたします。動画あるいは音声を使用されない場合は、PC は学会側で準備いたします。動画等ご使用の場合には、下記⑥をご参照ください。
- ④ 画面の解像度は XGA(1024×768)です。このサイズより大きい場合、スライドの周囲が切れてしまいますのでご注意ください。
- ⑤ 発表用パワーポイントファイルを当日持参される場合は、データを USB メモリでお持ちくださり、

9:30 までに会場 PC にセットしてください。他のメディアは受付できません。データは「⑦発表データ作成要項」に従って作成してください。念のため、ウイルスのチェックをお願いします。データは発表後に、事務局で消去させていただきます。

- ⑥ 動画あるいは音声を使用する場合には、ご自身の PC をお持ち込みください。お持ち込みが可能な機種は、モニター出力端子に Dsub-15 ピンが装備されているものに限りです。
- ⑦ 発表データの作成は、Windows 版 Power Point 2003/2007/2010 でお願いします。Mac の方は Windows に変換し、あらかじめ確認をお願いします。
- ⑧ フォントは OS に標準装備されたもの（MS 明朝、MS ゴシック、Times New Roman、Arial、Century）をご使用ください。
- ⑨ 発表セッションの 30 分前にはお越しください。
- ⑩ 配布資料がある場合は 70 部を準備し、発表 30 分前までに各会場の受付に提出してください。

◆座長の先生方へ

- ① 前座長の登壇後前方の次座長席に、ご着席ください。
- ② 受け持ち時間の進行は一任しますが、1 題あたり 11 分以内でご進行いただきますようお願いいたします。なお、発表者交替のため、別に 1 分を想定しています。
- ③ 慣例により、後日「学会通信」用の座長のまとめをお願いします。平成 25 年 7 月 31 日（水）までに、年次学会事務局へ提出をお願いいたします。

◆その他

- ・駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
- ・学会開催時間内は、携帯電話などの通信機器類はマナーモードにするか電源をお切りください。
- ・会場は禁煙です。ご協力をお願いします。
- ・手荷物預かりのサービスは行いませんので、ご了承ください。
- ・昼食は、学会場周辺の umie サウスモール、ノースモール、モザイクのレストラン等をご利用ください。当日案内図を配布します。

場所：「umie」→「フロアガイド」でレストランを[検索](#)（あるいは右 QR で）

- ・懇親会は 17:30 から、ニューミュンヘン（神戸ハーバーランド店）で行います。



一般演題

保健体育科学生と養護教諭養成課程学生の 「保健の授業」に関する意識について

○浅井千恵子¹⁾, 井上文夫²⁾, 下村雅昭³⁾, 大川尚子⁴⁾

¹⁾ 花園大学 ²⁾ 京都教育大学 ³⁾ 京都女子大学 ⁴⁾ 関西福祉科学大学

キーワード, 保健の授業 保健体育科学生 養護教諭養成課程学生 意識調査

【研究目的】現在のわが国の社会状況は、子どもたちの健康にとってあまり良い状態とは言えず、日常生活習慣の定着が不十分な子どもも多い。生涯を通じた健康の保持増進を図るためには、小学校期より保健学習を積み重ねることが重要であり、授業者の保健の授業に対する価値観が重要となる。

一方、保健体育科教師や養護教諭を目指す過程で保健の授業に関する考え方や見方を深め、保健教育に関する専門的な知識を学ぶ機会は学生時代に多いのではないかと考えられる。本研究では、今後の保健の授業のあり方を考えるための資料として、保健体育科学生と養護教諭養成課程学生に、アンケート調査を行い、保健の授業に関する意識の違いについて検討した。

【研究方法】養護教諭と保健体育教師ではそれぞれの専門性が異なり、保健の授業に関しての考え方や見方も異なることが予測される。そこで、保健体育科と養護教諭養成課程に所属する学生の保健の授業に関する意識について、無記名によるアンケート調査を行った。分析方法はSPSS19 (IBM) を用いて、クロス集計の検定にはカイ2乗検定、平均値の比較はt検定を行った。

(1) 対象

保健体育科学生として、K大学 160 名、T 大学 70 名、養護教諭養成課程学生として、T 大学 20 名、KJ 大学 80 名、KF 大学 150 名を対象とした。

(2) アンケート内容

・学生の生活習慣の実態について

(食事・睡眠・手洗いうがい)

・保健の授業について

(授業の実施状況、児童生徒の関心、校種別授業の指導体制の記憶、保健室来室の記憶、保健・体育授業への関心、保健授業の内容)

【結果】(1) 養護教諭の保健の授業への参加について保健体育科学生、養護教諭養成課程学生とともに、肯定的な意見を持っているものが多かった。(2) 保健の授業の重要性や楽しさについて、保健体育科学生は体育の授業が好きなものが多く、養護教諭養成課程学生の方が保健の授業が好きなものが多かった。

保健体育科学生の多くは「体育・スポーツ志向者」であり、体育の実技の授業への関心が高いが、保健への関心が低いという現状になっている。(3) 保健の授業の指導体制については保健体育科学生、養護教諭養成課程学生ともに小・中・高等学校での望ましい指導体制すべてで「養護教諭」を含めた回答をしていた割合が高かった。(4) 保健の授業での「子どもたちが興味のある内容」については、養護教諭養成課程学生では「食品・環境の安全」「交通安全」「不安・ストレスへの対応」の項目を挙げるものが多く、「自分にとって指導しにくい内容」については、保健体育科学生では「性病・妊娠・避妊法」の項目を挙げるものが多かった。

【考察】

学生の保健の授業に関する意識調査を行った結果、以下のことが明らかになった。

・養護教諭の保健の授業への参加とその効果についていずれの学生とも、肯定的な意見を持つものが多かった。

・保健体育科学生は養護教諭養成課程学生に比べ、保健への関心が低いものが多かった。

・いずれの学生において養護教諭の参加した保健の授業の指導体制が望ましいと考えているものが多かった。

・養護教諭を複数配置し、養護教諭が授業参加しやすいように体制を整えることが保健の授業のよりよくする改善策の一つと考えられた。

保健学習において使用される指導方法

— 中学校の小単元別の分析 —

○上田 裕司¹⁾ 鬼頭 英明²⁾ 西岡 伸紀²⁾
1)京都市立九条中学校 2)兵庫教育大学大学院

キーワード：指導方法，保健学習，中学校保健体育科教員

1. 研究目的

保健学習では正しい知識の習得と，知識を活用した思考力・判断力等の育成が求められていることから指導方法の充実が重要であると考えられる。しかしながら，使用されている指導方法の詳細は明らかではない。本研究では，中学校保健学習で使用されている指導方法を小単元別に把握し，指導に関する支援の方策を検討する。

2. 研究方法

1) 対象

2012年6月から8月にかけて，3府県内の中学校に勤務する保健体育科教員254名を対象に，無記名自記式回答形式による質問紙調査を行った。その際，対象者が特定されないようにデータ処理を行い，回答を拒否できることを明記するなどの倫理的配慮を行った。

2) 調査内容

各小単元(身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟など15小単元)における5つの指導方法の使用状況を調べた。具体的には，ブレインストーミング(表中：プレスト)，実験・実習，グループワーク，事例，養護教諭や栄養教諭，外部講師等(表中：養護教諭)とし，それらから複数選択とした。また，小単元別に，使用指導方法を合計したもの使用個数とした。統計処理には，PASW Statistics 19を用いた。

3. 結果

5つの指導方法は，全小単元で使用されており，特に，事例を用いた指導方法の使用率は，他の指導方法より高く，中でも「交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因」「交通事故などによる傷害の防止」など，6小単元は使用率が50%を超えていた。また，グループワークを取り入れた指導方法は，「応急手当」「喫煙，飲酒，薬物乱用と健康」などの6小単元において，20%以上の使用率であった。実験・実習は，「応急手当」で50%程度，「喫煙，飲酒，薬物乱用と健康」で20%程度であったが，他は低率であった。また，ブレインストーミングの使用率は，全小単元で10%未満であった。

使用した指導方法の個数は，0.60～1.38個であり，「応急手当」「喫煙，飲酒，薬物乱用と健康」で1個以上の指導方法が使用されていた。

4. 考察

本研究によれば，事例の使用率が，他の4つ指導方法と比べ高いことが明らかになった。また，「応急手当」などで実習を用いた指導方法が高い割合で使用されており，それぞれの小単元の特性を考慮し，学習目標を達成するために，適切な指導方法を選択することが重要であると考えられた。一方，ブレインストーミング等は，一層の活用を促す必要があると考えられた。

表1 小単元別の指導方法の使用

		指導方法 (%)					使用個数
小単元		プレスト	実験・実習	グループ	事例	養護教諭	平均値 (SD)
第1小単元	1.身体機能の発達	5.1	6.7	23.1	50.2	5.9	0.91 (0.78)
	2.生殖にかかわる機能の成熟	5.5	2.7	18.8	44.7	18.4	0.90 (0.76)
	3.精神機能の発達と自己形成	6.3	1.6	21.6	42.4	2.4	0.74 (0.74)
	4.欲求やストレスへの対処と心の健康	9.4	2.0	25.1	47.8	1.6	0.86 (0.80)
第2小単元	5.身体環境に対する適応能力・至適範囲	5.1	7.5	12.6	44.1	0.4	0.70 (0.68)
	6.飲料水や空気の衛生的管理	4.0	11.1	13.9	38.7	0.8	0.68 (0.75)
	7.生活に伴う廃棄物の衛生的管理	4.3	2.4	13.8	39.9	0.4	0.60 (0.66)
第3小単元	8.交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	6.7	4.7	21.4	58.1	2.8	0.94 (0.83)
	9.交通事故などによる傷害の防止	4.3	4.0	19.0	54.2	1.2	0.83 (0.74)
	10.自然災害による傷害の防止	3.2	2.4	19.0	52.6	1.2	0.78 (0.74)
	11.応急手当	3.6	50.8	27.0	42.1	14.2	1.38 (1.12)
第4小単元	12.健康の成り立ちと疾病の発生要因	4.8	2.0	15.9	41.3	1.6	0.65 (0.71)
	13.生活行動・生活習慣と健康	4.8	2.4	17.9	43.6	1.6	0.70 (0.73)
	14.喫煙，飲酒，薬物乱用と健康	9.6	20.7	25.9	51.4	12.7	1.20 (1.12)
	15.感染症の予防	4.4	2.8	15.6	52.6	10.4	0.86 (0.86)

海上技術学校に在籍する生徒の健康意識に関する調査

― 保健学習の履修の有無から ―

○齋藤充子, 中村朋子, 森田富士子, 田中成子, 石見幸子, 藤本芳秀, 前田道子,
西岡伸紀, 鬼頭英明
兵庫教育大学大学院

キーワード 保健学習, 船員養成, 健康意識, 健康行動

【目的】

海上技術学校は、国土交通省が所轄する船員養成を目的とする学校（高等学校相当）である。現在、カリキュラム上、保健体育の授業（各学年1単位）は体育領域のみ実施しており、保健の授業は専門科目（商船）などに置き換えられ実施されていない。

文部科学省管轄の高等学校では、保健で、心の健康・食生活をはじめとする生活習慣の乱れ・生活習慣病・薬物乱用・性に関する問題など、健康に対する適切な意志決定や行動選択などについて理解を深めると共に、心身の健康の保持増進を図るための思考力・判断力などの資質や能力を育成するカリキュラムが組まれている。

そこで、海上技術学校と高等学校のカリキュラム（教育課程）の違いからくる保健学習の履修の有無に着目し、保健学習の履修の有無による生徒の健康意識への影響について考察する。

船上という特殊な環境での職業を目指す生徒の健康意識を明らかにし、今後の健康教育の在り方への追究につなげる。

【方法】

調査には、海上技術学校1～3年生395名（1年141名、2年125名、3年129名）とA県立高校3年生283名を対象とした。

調査は質問紙を用い、内容は、①身体状況、②生活習慣、③健康観及び健康意識、④保健知識についての4つで構成し、個々が該当するものを選択し回答する方法で行った。

なお、調査の時期は、経験や知識等の修得の期限を揃えるため、ほぼ同時期（平成24年12月～平成25年1月）に実施した。

また、データ処理にはエクセル2010、解析にはSPSS (Ver. 21.0) を使用した。

【結果】

1. 海上技術学校の生徒は「週3日以上運動している」と回答した者の割合が高かったがBMI値が軽度肥満（25以上35未満）に該当する者が多かった。2. 海上技術学校の方がA県立高校の生徒よりも朝食の摂取率が低いうえ、学校でのストレスを感じる度合いも高かった。しかし、両校とも「健康の状態」と「睡眠の状態」については、

80%以上の生徒が「健康である」または「まあまあ健康である」、「いつもぐっすり眠れる」または「概ね眠れる」と答えていた。3. 健康情報について「テレビや新聞、インターネット等で健康に関する情報をみたり調べたりするか」という質問に対して海上技術学校は39%、A県立高校は37%が「している」または「どちらかといえばしている」と回答した。しかし、保健知識を問う質問を得点化しその正答率を比較すると、海上技術学校は学年間に正答率の差は見られなかったが、海上技術学校の3年生とA県立高校の3年生を比較するとA県立高校の方が全般的に高く有意差（ $p<.05$ ）が見られた。さらに、「保健知識と栄養バランス」、「保健知識と健康状態」に有意差（ $p<.05$ ）が見られた。

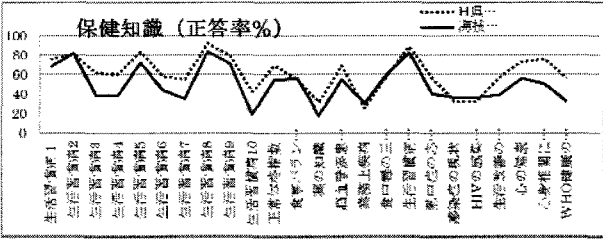


図2. 校種別保健知識問題の正答率

【考察】

調査の結果から、海上技術学校よりもA県立高校の方が保健知識を問う質問の正答率が高かった。このことから、保健学習は保健知識の習得に繋がると考えられる。また、保健知識による健康意識や健康行動への効果の期待、さらに、保健知識の有無からくる生活習慣病への影響は、朝食の摂取率や栄養バランスへの関心度との関連が考えられる。しかし、「生活習慣病とがんの関係」、「薬」、「業務上疾病」、「感染症」については、保健学習の履修の有無に関係なく正答率が低かった。保健学習は、ただ単に知識の習得を目的とするのではなく、健康に関する適切な意志決定や行動選択を可能とする「自らの健康環境づくり」の能力が求められる。そのためには、保健学習を通して実践的能力を高め、実践力を高めるための教材工夫や演習などを取り入れた健康教育プログラムの開発が求められる。

子どもの足と靴の健康教育に関するコンテンツの開発

○上田恵子，中村晴信，國土将平，神戸大学大学院人間発達環境学研究科

キーワード： 子ども、足、靴、健康教育

【目的】

児童生徒の靴の選択・サイズ適合・履き方に誤りが多いことが報告されており、外反母趾、扁平足、内反小趾などの足趾の変形、また、足アーチ形成の遅れや足の障害が問題となっている。

我が国では、欧米に比べて靴の歴史が浅く、靴の機能性に対する認識や正しい靴の選び方と履き方の知識が不足しており、ファッション性が重視されている。子どもの靴は、その重要性をほとんど認識しないまま購入され、履き方への指導が行われていないため、子ども達が足に適合していない靴を履かされ、足の障害の原因となっている。

本研究では、乳幼児を持つ保護者や子どもを対象とした足と靴の健康教育を構築するため、足と靴の健康教育のコンテンツの開発ならびに講座の評価を行うことを目的とする。

【コンテンツ開発】

・主要コンテンツの把握

筆者が実施している某百貨店の『足育講座』での聞き取り調査の結果から、殆どの保護者が「正しい靴選びと靴の履き方を知らない」という課題を持つことが明らかになった。このことから、学習定着率を高める「ラーニング・ピラミッド」を参考に、知識教育だけでなく、「実演して見せる」「実体験する」など、正しい靴の履き方を「動作で見せる」「実際に体を動かして覚える」教材（動画）の制作を考えた。

・体験型コンテンツの制作

明らかになった指導すべきポイントから、乳幼児に正しい靴の履き方を楽しく覚えてもらえるよう、『トントン体操～正しい靴の履き方の歌』という歌とダンスを制作した。

【教材の評価】

表1に示すように、これらの6つの内容を開発した。調査は、兵庫県西宮市の私立K幼稚園の学級担任の幼稚園教諭18名（女性）を対象とした。調査時期は、2012年12

月である。調査方法は、年少児145名、年中児168名、年長児143名の計456名を対象にコンテンツを実践した後、幼稚園教諭に対して質問紙調査を実施、回収した（回収率：100%）。調査内容は、開発したコンテンツについて興味関心の程度、ならびに感想（自由記述）である。

【結果】

実践した講座では、腹話術とダンスを入れたことで、園児達の注意をひきつけることができ、概ね良い結果が得られた。幼児を対象とした講座では集中力が途切れることが懸念されるが、腹話術やダンスで園児達の注意をひきつけたことは肯定的に評価された。しかしながら、人数が多かったため、「後ろは見えにくかった」という意見があり、今後は人数や会場のバランスを考慮し、ダンス時の誘導の仕方を工夫するなど、改善点が明らかになった。

表1 子どもの足と靴の健康教育講座の概要

分	講座の内容	準備物
5	○腹話術人形で挨拶	・人形・スタンド ・スーツケース
5	○足の話 ○足指ジャンケン	・足の模型
5	○正しい靴の履き方と選び方の説明	・子供靴
5	○腹話術人形で間違った靴の履き方を見せる	・人形 ・スタンド
5	○園児同士で正しい靴の履き方を教え合う	
5	○ダンスを一緒に踊る	・CD ・CDプレーヤー



健康教育の視点に立った放射線に関する教育プログラムの開発及び実践

○小池理平¹⁾，青木志保²⁾，香田由美³⁾，松本容史子⁴⁾，西岡伸紀⁵⁾，鬼頭英明⁵⁾

1)姫路市教育委員会 2)入間市立藤沢北小学校 3)福岡県立門司学園高等学校

4)篠山市立篠山養護学校 5)兵庫教育大学大学院

キーワード 放射線 教育プログラム

【目 的】

小池ら(2012)の調査によれば，東電事故後に中学生やその保護者は，放射線による「健康影響」「環境汚染」「食品汚染」について強い不安を持っていることが分かった。また放射線に関する教育を実施した中学校では，未実施の中学校より不安が低減していることも分かった。

本研究では不安低減に効果的な教育プログラムを開発実践し，より効果的な教育プログラムを提言することを目的とした。

【方 法】

(プログラム開発・実践・検討)

中学生の不安や心配を解消するため健康教育の視点からの教育プログラムを開発し，介入群にて実施した。ここで健康教育とは，高橋(1996)が述べている「自分や他人の健康を価値あるものだと考え，それを自らの手で守ろうとする態度」と「健康のために合理的な行動をとる能力」を育てるために計画された学習活動の視点と定義する。対照群では学習指導要領に則った授業を実施した。またそれぞれの群を比較検討した。

(調査期間) 2012年10月～12月

(調査対象) プログラム介入群・対照群

各群それぞれ60名，136名の中学3年生。

(質問項目) 放射線に関する「安全性」「危険性」「利用」「報道」「健康影響」「興味関心」「食品汚染」「知識」「原子力発電」についての15項目を5件法で調査した。

(分析方法)

作為抽出の準実験デザインを採用したため，事前調査及び事後調査の結果ごとに，群間でMann-WhitneyのU検定を，授業の事前事後の効果を見るために各群の事前事後のWilcoxonの符号付き順位検定をそれぞれ行った。

【結 果】

介入群においては介入前後において「安全性」「危険性」「利用」「報道」「健康影響」「興味関心」「食品汚染」「知識」の項目において放射線への不安が有意に軽減した。対照群では「安全性」「利用」「興味関心」「健康影響」で放射線への不安が有意に軽減した。しかしどちらの群においても「原子力発電」に有意な差はなかった。

【考 察】

放射線に関する授業を実施することにより不安の軽減に効果があった。これは齋藤(2004)の結果と重なるものである。また介入群では対照群より不安低減がより大きく，食品汚染などの身近な不安を教材として挙げた介入群の有効性が示唆された。加えて条件付きで安全であるという意識まで高まった。学習指導要領に則った内容だけでも不安の低減が認められるが，本プログラムのような放射線に関する教育を実施することにより，より不安の低減につながり，合理的な判断を行うために必要な正しい知識を得ることが出来るようになったと考える。

今回，「原子力発電」に関しては介入群，対照群共に有意な差は出なかった。原子力発電に関してさまざまな意見がある中，本プログラムは中立的に放射線に関する教育を実施できる内容であることが示唆されたと考える。また同様に学習指導要領に則った内容も中立的であることが示唆された。

今回は理科の発展学習という形式で実践を行ったが，今後，各教科や総合的な学習・特別活動などですべての教師による指導が出来るようなプログラムを開発する必要があると考える。

引用文献

齋藤貴浩：学習すれば放射線のイメージが変わる「中学生のための放射線教室」．ENERGY 2004-11:54-57，2004

—計測器メーカーの出前授業 (放射線教育) の実践から—

○谷川尚己¹⁾, 永井博²⁾, 守谷まさ子³⁾, 金森雅夫¹⁾, 深津達也⁴⁾

1) びわこ成蹊スポーツ大学, 2) 堀場製作所, 3) 京都府学校薬剤師会, 4) 野洲養護学校

キーワード 放射線教育、放射線のイメージ、放射線の基礎知識

【はじめに】

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により東京電力福島第一原発から、放射性物質が周辺に飛散するという事故が起こった。現在も、放射線の影響を避けるため、発電所近隣の住民が避難生活を送っている。このようなことから、放射線についての疑問や不安を感じている人が多数いると思われる。文部科学省は、小中高等学校の児童生徒並びに指導者向けの副読本を作成し、対策を講じている。そのような中、将来教員を目指す大学生に放射線についての正しい知識を習得させることは重要であると考え。そこで、今回大学生を対象に、計測器メーカーによる放射線教育(講義)を実施し、講義前後にアンケート調査を行い、その理解度について調査した。

【方法】

大学生 72 名を対象に、放射線に関する基本的な 12 項目についてのアンケート調査を行い、その後、放射線計測器メーカーによる放射線教育を実施した。その内容は、①放射線の基礎知識、②放射線による人体への影響、③目的に合わせた放射線測定器の利用方法、④いろいろな分野で利用されている放射線の 4 項目である。霧箱での放射線が飛ぶ様子や計測器による測定の実験等を取り入れ、卒業後の学校現場で活用できる具体的なものである。講義終了直後再度アンケート調査を実施し、その理解度を確認した。

【結果】

「原子力発電についてのイメージについて」は、講義前は、「良い」は 0%で、「どちらかといえば良い」が 9.7%であったが、講義後は併せて 18.3%と倍増していた。また、「原子力発電の必要性」は、講義前は、「必要」35.5%であったが、講義後は 43.7%であった。

次に、「放射線についてのイメージについて」は、講義前は、「良い」「どちらかといえば良い」は 0%であったが、講義後は併せて 11.1%であった。「悪い」と答えた者は講義前には、64.5%にものぼっていた。しかし、講義後は 19.4%と 1/3 に減少していた。「放

射線は太古から自然界に存在する」「放射線は粒子線と電磁波に分けられる」「人間は空気や食べ物などから放射線を受けている」「放射線を遮蔽できない」の 4 項目については、講義前は理解できていなかったものが、講義後は理解者が倍増していた。また、「放射線を受けるのには、外部被ばくと内部被ばくがある」「放射線は医療や工業に役立っている」については、講義前に「わからない」と答えていた者がそれぞれ 41.4%、34.5%もいたが、講義後は、理解できたと答えていた。さらに、「平常は、さまざまな方法で地域の放射線量が測定されている」について、講義前は、35.1%の者が「わからない」と答えていたが、講義後は、理解できたものが 86.1%になっていた。最後に「放射線が通った跡を見ることができる」については、講義前は、「まちがっている」22.8%、「わからない」56.1%であったが、講義後は「見ることができる」と答えた者が 91.7%となった。

【考察・結論】

放射線について理解することによって、「原子力発電のイメージ」や「必要性」について、講義後にはわずかではあるが増加していた。「放射線に対するイメージ」も同様、講義後に「良い」答えた者はわずかであるが増加していた。講義前に「悪い」と答えた者は 64.5%であったが、その理由として、東北地方太平洋沖地震による東京電力福島原発に関するニュースの影響を挙げているものが多く見られた。しかし、正しい知識を身に付けることで「悪いイメージ」が講義後には 1/3 に減少したものと考える。また、放射線に関する基本的な内容については、講義後「理解できた」と答えた者が倍増していた。多くの地点で放射線の測定が行われていることを知ったことも正しい知識を理解することにつながり、これらのことが、教員になった時に児童生徒に正しい情報等を伝えることができるようになるものと考え。霧箱を使った実験により放射線の飛跡を見ることができたが、実験などを行うことによって放射線に対する意識付けがより強まったものと思われる。

中学生におけるセルフエスティームと意志決定スキル、目標設定スキルの関連

○今石 愛実¹⁾，寺井 翔太¹⁾，三船 美里¹⁾，山形 弥壽子¹⁾，鬼頭 英明¹⁾，西岡 伸紀¹⁾

1) 兵庫教育大学大学院

キーワード：ライフスキル教育，意志決定スキル，目標設定スキル，質問紙調査

【目的】

ライフスキル教育では，自尊感情の育成を重視している。ライフスキル教育を推進してきたJKYB研究会では，セルフエスティーム（以下SE）を「健全な自尊心」と呼び，その育成により，危険行動の防止，心の健康の実現を図っている。JKYB研究会の示したスキルの関連を示すモデルでは，SEが基盤となり，意志決定，目標設定などの他のスキルがSEの上に成り立つように示されている。また，海外のプログラムの意志決定スキルなどの育成では，個人の価値観などの確認が必要な場合があるということが示されている。したがって，SEと他のスキルの間には，関連が示唆される。そこで本研究では，質問紙調査により，SEと意志決定スキル，目標設定スキルの関連性を明らかにする。

【方法】

（1）調査対象：兵庫県A市B中学校の2年生，3年生を対象とし，質問紙調査法を行った。実施時期は2013年2月～3月であり，学級担任を調査実施者として，調査協力者280名による自記入式無記名調査を実施した。

（2）調査内容：調査内容としては，Harterの「学習」「友人」，Popeの「身体」「家族」，春木らの意志決定スキル，目標設定スキル等の尺度を用いた。

（3）分析方法：SEの下位尺度である「学習」「友人」「身体」「家族」と意志決定スキル，目標設定スキルの間の相関係数を性別・学年別に求めた。

解析にあたっては，Windows用統計プログラムパッケージPASW Statistics18を用い，有意水準は5%とした。

【結果及び考察】

（1）意志決定スキルとの相関（表1）：意志決定スキルと有意な相関が見られたのは，2年生男子で「学習」「身体」であり，3年生男子では「友人」「身体」であった。また，女子においては，2年生，3年生ともに有意な相関は見られなかった。有意な相関では，全て正の相関であった。

（2）目標設定スキルとの相関（表2）：目標設定スキルと有意な相関が見られたのは，2年生男子では「学習」「友人」「身体」「家族」であり，3年生

男子では「友人」「身体」「家族」であった。また，2年生女子では「友人」であり，3年生女子では「学習」「友人」「身体」「家族」であった。有意な相関では，全て正の相関であった。

以上の結果より，SE下位尺度と意志決定スキル，及び目標設定スキルとの間に，有意な相関が複数見られた。ただし，意志決定スキルと目標設定スキルでは結果が異なった。意志決定スキルでは女子で有意な相関は見られず，目標設定スキルでは，男子では2，3年生とも，女子では3年生において有意な相関が多く尺度で認められた。このことは，JKYB研究会が示す目標設定スキルのステップの1つである「自分の能力，資源，価値観などに照らして目標を吟味し，設定する」にも挙げられるように，目標設定スキルでは，個人の特性がより重視されていることが理由の一つとして考えられる。

今後の予定としては，以上の関連について，意志決定や目標設定の尺度内の個々の質問項目とSE下位尺度の関連を見るなど，より詳しく分析する。

表1 SE等と意志決定スキルの性別・学年別相関

SE 下位尺度	男子		女子	
	2年	3年	2年	3年
学習	.437**	.096	.183	.198
友人	.053	.285*	.179	.080
身体	.289*	.297*	.069	.066
家族	.105	.129	-.028	.075

表2 SE等と目標設定スキルの性別・学年別相関

SE 下位尺度	男子		女子	
	2年	3年	2年	3年
学習	.418**	.057	.052	.303*
友人	.404**	.386**	.302*	.358**
身体	.286*	.447**	.214	.392**
家族	.255*	.455**	.182	.511**

* $p < .05$ ，** $p < .01$

中学校ライフスキル教育の推進方策—管理職等に対するインタビュー調査より—

○三船美里¹⁾, 今石愛実¹⁾, 寺井翔太¹⁾, 山形弥壽子¹⁾, 鬼頭英明¹⁾, 西岡伸紀¹⁾

1) 兵庫教育大学大学院学校教育研究科

キーワード：ライフスキル教育，導入，継続，阻害要因，促進要因

【結果及び考察】

【目的】

ライフスキルの形成には、周囲の温かい人間関係と健全な社会環境が必要である。しかしそれらの状況は良好とは言えない。学校教育におけるライフスキル育成の必要性が示される中、市内全域で取り組み体制が整う事例もあれば、導入後、一過性に終わったり、新規導入が困難な事例も見られる。

以上のことから、学校や教師が抱くライフスキル教育への抵抗感、困難感の内容、有効性、ライフスキル教育の継続や導入の妨げとなっている要因等について検討する必要があると考える。

そこで本研究では、ライフスキル教育の推進方策を探るため、一般的な学校や問題行動が発生した学校がそれらを克服し、積極的健康を促進していく中でライフスキル教育が導入、実施された過程、実施効果や、実施における課題などを明らかにする。

【方法】

調査方法：半構造化形式の個人インタビュー。

1. 対象：生徒指導主事，元校長，校長，元研究推進主任の計4名。
2. 実施時期：2012年12月～2013年2月
3. 質問項目：ライフスキル教育の①導入，②継続，③阻害要因，④有効性など。
4. 分析方法：質問内容の回答データの逐語録を作成した。逐語録には、情報が多く含まれるため、分類時に一文に加工すると、分析の際にニュアンスが違ってくるので、素データに近い形のまま残すことにした。次に、目的に照らして意味のある情報が汲み出せているか読み込みを行った。具体的には、カテゴリー化による情報と個別の情報を対比、さらに対象特性別の共通点、相違点の背景（管理職，教員の立場による見解の相違など）について検討した。

上位カテゴリーは、『導入』『研修』『実施に関する障害』『関連付け』『授業』『継続』『有効性』であった。そのうち、本報告では、『有効性』と『障害』の二点について行う。

管理職における『有効性』の共通下位カテゴリー分析において、[教師力への示唆][包括的指導][生きる力][予防的側面][育つ力，ことがら]等が挙げられた。個別の対話分析においても、[教師力への示唆]について、ライフスキル教育の実施により、教師の教授法の変容や、ライフスキルを教師自身が身につけることで教師力がつくことが示唆された。

『障害』における対象者の発話分析では、[名前からの抵抗]について、対象者全員から「特に“スキル”という言葉が、技術やテクニク的なイメージにつながり、抵抗感を生む」と、ライフスキルという名称への抵抗感が言及された。

なお、『障害』における抵抗については、導入の経緯、手続きと関連することが示唆された。具体的には、市教委連携プロジェクトとして、校長，教員へトップダウンで通達された導入の場合、教員に表立った抵抗感が表されることはないとされた。一方、校長からの提案で導入された場合は、教員の反発や抵抗にあい、「だまされたと思ってやってくれ」と依頼することなどであるとされた。

全体の考察を通して得た仮説を述べる。まず、[核となる教師]について、全対象者が『導入』『継続』で言及し、いずれにおいても[核となる教師]が重要な役割を果たし、大切な存在であることが示唆された。また、上位カテゴリーが相互に関与していることが伺えた。この仮説を分析の一視点として、今後上位カテゴリーと下位カテゴリーの関係性を吟味する。

小学生における動物の飼育経験とソーシャルスキルの関連性

—学校生活に焦点をあてて—

○山内雄貴¹⁾, 井上文夫²⁾ 浅井千恵子³⁾

1) 京都教育大学院教育学研究科 2) 京都教育大学体育学科 3) 花園大学

キーワード：飼育経験、ソーシャルスキル、命の教育

【目的】

現代の社会は、動物などの生命あるものとのふれあいの経験が少ない一方で、メディアやゲームなどの普及が、生命を軽視する風潮と少なからず関係していると考えられ、学校における動物飼育が児童に与える影響として、「優しさを引き出す」、「生命を実感する」、「交友関係が和やかになる」などの心に良い影響があるとされ(中川 2006)、動物の飼育経験が共感性の発達にプラスの影響を示すことも報告されている(塗師 2002)。そこで本研究では、動物の飼育経験と共感性の関連だけでなく、動物の飼育経験が実際の子どもの行動場面でのように生かされているかを探るため、ソーシャルスキルとの関連性を調査し、小学校における動物介在教育の効果を明らかにすることを目的とした。

【方法】

京都市内にある小学校3校の5, 6年生の児童576名を研究対象とし、質問紙による調査を実施した。調査は小学校に依頼し、授業中に担任教諭に質問紙の配布と回収を行ってもらった。ソーシャルスキルに関する項目は、杉村のSSI-Mと塗師のESC18を参考に作成した。統計処理には統計ソフト SPSS Statistics 18 を用いた。因子分析は最尤法を用い、Promax 回転を行った。信頼性分析には、Cronbachの信頼係数 α を用いた。下位尺度の平均得点をダミー変数とし、平均得点の2群間の比較にはt検定を、3群以上の場合には一元配置分散分析を行った。相関関係の分析には、Pearson による検定を行った。 $p < 0.05$ を統計学的に有意とし

た。

【結果及び考察】

ソーシャルスキルの項目は、①関係開始スキル、②意思表示スキル、③共感スキル、④他者への配慮スキル、⑤マナースキル、⑥コミュニケーションスキルに分類された。動物の飼育経験がソーシャルスキルに及ぼす影響は直接的には見られなかったが、動物の飼育経験の有無に加えて「動物好き」「飼育好き」であることが、動物に対する考え方にポジティブな影響を及ぼし、動物に対するポジティブな考え方がソーシャルスキルの形成(共感スキル、マナースキル)に大きく繋がっている可能性が示唆された。動物に対する考え方とソーシャルスキルの関連では、共感スキル、マナースキルに男女ともに強い関連が見られ、動物に対するポジティブな考え方が男女ともにソーシャルスキル向上につながるという可能性が示唆された。飼育係の経験と「学校に動物がいてよかったこと」において、強い関連が見られ、「学校に動物がいてよかったこと」とソーシャルスキルの関連が見られることから、飼育係の重要性を明らかにできた。「学校で動物の命を大切にしよう教わった」という項目とソーシャルスキルの関連も見られたことから、小学校において飼育係の経験を通した、実感の高まる命の教育が、児童のソーシャルスキル向上に有効であることが考えられた。本研究の結果から、学校での飼育係の経験を通した、動物の命について実感の高まる心の教育を進めていくことが、子どもの社会性を育む上で有効であると考えられた。

学校行事による中学生の学習意欲、生活態度、コミュニケーション能力の変化

○山形弥壽子¹⁾ 今石愛実¹⁾ 寺井翔太¹⁾ 三船美里¹⁾ 鬼頭英明¹⁾ 西岡伸紀¹⁾

1) 兵庫教育大学大学院

キーワード 中学生 学校行事 実行委員会 縦断的研究

【目的】

中央教育審議会答申（2013）に、「青少年の『生きる力』を育むためには、意識的に、目標を持って体験活動等にチャレンジする機会を創出する必要がある。」とある。家庭や地域での社会体験の不足を補う機会として、種々の学校行事が挙げられる。学校行事は、普段の生活ではできない要素が多く、生徒が自主的に取り組めるよう指導すれば、リーダー養成、集団のルール作り、生徒相互の人間関係作りなどに効果的である。しかし、学校現場では取り組みが系統だった組織的なものにならず、教師の力量に左右されたり、取り組みの評価や分析も不十分で、一過性のものとなってしまうことが多い。同じ学校でも、学年が異なるとその取り組みを共有できないことや、知見が蓄積されないことも少なくない。さらに教師の転任等で教師集団の組織が変われば、継続性が失われることもある。そこで、実行委員会を募った学校行事の在り方を検討し、「自分で課題を見つけ、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」を持った生徒の育成の方策を検証していく。そのため、行事への取り組みで、学級集団・学年集団の意識や行動がどう変化するかを調査し、その分析結果を踏まえ、誰もが活用できるような実行委員会形式の行事の取り組み方を検討する。

【方法】

（1）調査対象

兵庫県内のA中学校1年生・2年生、計602名（男子311名、女子291名）

（2）調査時期

2012年12月に、中学1、2年生に事前調査を行った。その後、1年生は1月のスキー教室の後に、また、2年生は2013年2月の班別校外学習の後と2013年4月の修学旅行の後に、それぞれ事後調査を縦断的に行った。以上の調査については、無記名式ではあるものの、各生徒に個別のIDを割り当てた。

（3）調査内容

以下の①②からなる質問紙を作成した。

①学校生活スキル尺度（飯田・石隈2002）関係：尺度のうち、自己学習スキル、集団活動スキル、同輩とのコミュニケーションスキル、計33項目で信頼性・妥当性が確認された尺度を用いた。

②中学生スキル尺度（戸ヶ崎1997）関係：30項目中、先行研究で妥当性の認められた21項目を使用した。

（4）分析方法

今回は2年生を対象として分析を行った。分析では、2年生の班別校外学習の事前調査と事後調査において、実行委員と非実行委員を比較するために、両群間でt検定を行った。次に、実行委員と非実行委員が、行事前後でそれぞれどう変化したかを見るために、対応のあるt検定を行った。有意水準は5%とした。

【結果】

事前調査で、実行委員は4尺度において、非実行委員より高い値を示したが、有意に高かったのは、集団活動スキルのみであった（ $p<.05$ ）。一方、事後調査においては、どの尺度においても有意な差はなかった。行事前後の比較では、実行委員は、自己学習スキルが、事前より事後の方が有意に高かった（ $p<.05$ ）。非実行委員は、自己学習スキル（ $p<.01$ ）、集団活動スキル（ $p<.01$ ）、社会的スキル（ $p<.05$ ）の3つのスキルが、事後には有意に高かった（図）。

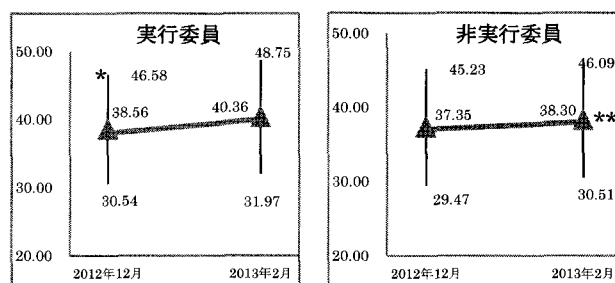


図 行事前後の自己学習合計点の変化

* $p<.05$

** $p<.01$

【考察】

自主的に立候補して行事に取り組む、全体のために活動した実行委員の得点が伸びなかった理由として、実行委員は最初から高得点の傾向があったこと、実行委員の数が全体の1割程度の27人と少なかったことなどが考えられる。

今後は、さらに縦断的な調査を分析するとともに、意識や行動の変化の学年差などを視点として分析を進めていきたい。

幼稚園児における歩数計を用いたセルフモニタリングが 園内歩行量に及ぼす効果

○笠次良爾¹⁾, 長谷川かおり²⁾

1)奈良教育大学保健体育講座, 2)奈良教育大学附属幼稚園

Key word 幼児, 歩行量, セルフモニタリング

【目的】文部科学省は, 幼児においても近年体を動かす機会が減少傾向にあることを指摘し, 平成24年3月, 「幼児期運動指針」で1日合計60分以上, 遊びを中心に体を動かすことを推奨する指針を示した. 幼児期から身体活動量を増加させることは我が国における大きな課題のひとつであるが, 本研究は, 歩数計とカードを組み合わせたセルフモニタリングが幼児における歩数に与える影響を検討することである.

【対象】某大学附属幼稚園年長児 男児 28 名, 女児 32 名, 計 60 名.

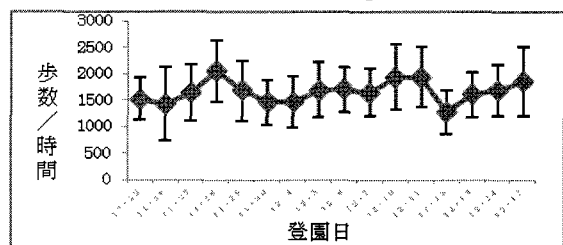
【方法】2012年11月22日～12月17日までのうち登園日16日間について, 園内保育中に歩数計 EX-300B(YAMASA 社製)を装着した. 歩数計の着脱と数値の記録は保護者と一緒に実施した. 測定結果は, 翌保育日の登園後に1000歩単位でシール1枚に換算し, 「まんぼけいかード」に園児自らが貼付した. また歩数計装着期間終了後に, 保護者に対してアンケート調査を実施した. 統計処理は, Microsoft Office Excel 2007 ならびに Statcel 3 を用いて行った. 測定日間の歩数比較は Dunnett 法による多重比較を行った. 統計上の有意水準は両側 5%未満とした.

【結果】歩数結果は, 装着初日が平均 1532 ± 403 (歩/時間) であった. 装着後4日目が 2064 ± 586 (歩/時間), 11日目が 1945 ± 611 (歩/時間), 12日目が 1946 ± 575 (歩/時間), 最終日の16日目が 1860 ± 648 (歩/時間) であり, この4日間は装着初日と比較して有意に歩数が増加していた (図1).

保育時間は 3.7 ± 1.2 (時間/日) であった. 天候は, 装着後2日目が雨であったが, 他の日は全て晴れまたは曇りであった. 保育時間中の気温は, 装着1週目は $4.6 \sim 13.3^\circ\text{C}$ の間であったが, 徐々に低下し最後の週は $1.0 \sim 9.8^\circ\text{C}$ であった.

保護者へのアンケートは51名が回答した (有効回答率 85%). 回答結果は, 歩数計装着を子ども

もが喜んでいたとしたものが46名 (90.2%) であり, その理由を「数値の増加」としたものが35名, 「シール貼付」が29名であった (複数回答可). 歩数計装着による子どもの変化として保護者が挙げたものは, 「歩数計の数値を増やそうとする」が最も多く24名であり, 次に「歩数計の数値と自分の動きを関連づけて考える」, 「幼稚園でよく動くようになった」が各19名であった. 一方で, 「自宅でよく動くようになった」は4名, 「休日に屋外でよく遊ぶようになった」は3名であった. 保護者の意識に関しては, 「歩数計着脱時の声かけ」が31名と最も多く, 「幼稚園での遊びについて話題にすることが増えた」が18名であった. 「保護者自身の歩数計装着希望」は12名, 「保護者自身が歩行や運動を意識するようになった」は9名, 「以前よりも休日にからだを動かすようになった」は1名であった.



(図1. 歩数変化)

【考察】歩数結果は一定期間経過後に増加する傾向を示した. これはシールで歩数をグラフ化し, 前日からの歩数変化を可視化すること, またシールを自分で貼付することによるセルフモニタリング効果であると考えられた. ただし装着4日目に歩数が一番多く, 13日目に極端に下がっていた. これは, 4日目は保育のほぼ全てを園庭内の森の中の自由遊びにあて, 13日目はクリスマス会で終日屋内行事であったため, 保育内容が歩行量に影響を与えることが示唆された. 保護者から見た子どもの変化は, 身体活動量増加に好影響を与えるものの自宅での活動量増加には結びついていないようであり, 今後の課題と考えられた.

自己記入式質問紙による中学生の身体活動量と健康関連 QOL の関係

— IPAQ 生徒期用と PedsQL を用いて —

○川勝佐希¹⁾，笠次良爾²⁾，國土将平³⁾，石井好二郎⁴⁾

1) 奈良教育大学大学院 教育学研究科 2) 奈良教育大学教育学部 保健体育講座

3) 神戸大学 人間発達環境学研究科 4) 同志社大学スポーツ健康科学部

キーワード 中学生，身体活動量，健康関連 QOL

【目的】

中学生の身体活動量と健康関連 QOL の関係を，国際標準化身体活動質問表と日本語版 PedsQL を用いて明らかにすることを目的とした。

【方法】

調査は 2011 年 10 月に行い，対象は中学 1～3 年生の生徒 1332 名であった。有効回答数は 927 名（男子 502 名，女子 425 名）となった（回収率 69.6%）。

自己記入式質問紙による調査には，身体活動量については国際標準化身体活動質問表（IPAQ）生徒期用を作成し，健康関連 QOL は日本語版 PedsQL を用いた。PedsQL については，構成概念の妥当性を検証するために，共通性を 1.0 とする主因子解法の因子分析を施した。因子負荷量 1.0 以上の因子を抽出し，抽出した因子に対してプロマックス基準の斜交回転を行い，それぞれの因子を解釈した。また，身体活動量と健康関連 QOL の関連性を検討するために運動強度別の活動時間と抽出された因子得点の相関係数を算出した。

【結果】

（1）PedsQL の 23 項目を因子分析した結果，5 因子が抽出され，第 1 因子は「心身の不安感」，第 2 因子は「対人関係」，第 3 因子は「身体的健康」，第 4 因子は「学校参加」，第 5 因子は「学校欠席」と解釈された。（2）IPAQ の運動強度別運動時間と PedsQL 因子との相関をみた結果，高強度の活動時間と第 2 因子「対人関係」の間（ $r=0.142$ ）と第 3 因子「身体的健康」の間（ $r=0.173$ ）に弱い正の相関が認められた。また，休日の安静時間と第 1 因子「心身の不安感」の間（ $r=-0.109$ ）と第 2 因子「対人関係」の間（ $r=-0.121$ ）に弱い負の相関が認められた。

【考察】

中学生において，健康関連 QOL としての身体的機能に問題のない生徒は，高強度の身体活動に取り組んでいると思われる。また，ネガティブな感情を有さない生徒や友人関係が良好な生徒は，休日の安静時間が短い可能性が示唆された。

中学生における自己管理スキル等と健康行動の関連に関する研究

○西木澄江 西岡伸紀 鬼頭英明（兵庫教育大学大学院）

キーワード：自己管理スキル，健康行動，生活習慣，中学生

1. 目的

基本的な生活習慣は、幼少期からの家庭生活と関わりが深く、日常生活の積み重ねにより培われるものである。中学生段階以降になると精神的な自立とともに生活の自己管理が必要となるが、自己管理能力育成の内容、評価などの検討は不十分と言える。

そこで、様々な健康行動との関連性が明らかになれば、その育成が図られている自己管理スキルに注目し、生活習慣との関連を明らかにし、健康的な生活習慣形成の方策について検討する。

2. 研究方法

(1) 調査対象

A 中学校，1 年生 106 名，2 年生 125 名，3 年 102 名，合計 333 名（男子 170 名，女子 163 名）

(2) 調査時期

1 回目：2012 年 9 月下旬実施

2 回目：2013 年 9 月下旬実施予定

(3) 調査内容

以下の項目について、無記名式であるが各生徒に ID 番号を使用し、縦断的に調べた。

①自己管理スキル尺度 10 項目（表 1）

②生活習慣について 19 項目

睡眠、朝食摂食等の各項目に対して「当てはまる」「やや当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」の 4 件法で回答を求めた。

表 1 自己管理スキル尺度	* は逆転項目
1 何かをしようとしたときには、十分調べる。	
2 難しいことをするときには出来ないかもしれないと考えてしまう。*	
3 失敗しても、どこが悪かったか反省しない。*	
4 何かを実行するときには、自分なりに計画を立てる。	
5 失敗すると次回もダメだろうと考える。*	
6 作業しやすい環境を作ることが苦手だ。*	
7 困ったときには、まず何が問題か考える。	
8 しなくてはならないことよりも、楽しいことを先にしてしまう。*	
9 何をしたらよいかわからないまま、行動をはじめてしまう。*	
10 自分ならできるはずだ、と心の中で自分を励ます。	

(4) 分析方法

分析では、スキルと学年との関連については一元配置分散分析を、項目間の関連性は相関係数を算出した。また、検定の有意水準は 5%とした。

3. 結果

自己管理スキル尺度得点について、有意な学年差は認められなかったが、学年が上がるにつれ平均値が低くなる傾向がみられた（表 2）。さらに男女別にみても学年差は認められなかった。

自己管理スキル尺度得点と生活習慣との関連を見ると、15 項目のうち、男子では 8 項目について、女子では 4 項目について有意な関連が認められた（表 3）。いずれも自己管理スキル尺度が高いほど生活習慣は健康的な傾向にあった。相関係数は、男女とも有意な相関を示したのは「外から帰ったら手洗いをする」「外から帰ったらうがいをする」「休日は計画的に過ごしている」であり、その中で男女とも 0.3 以上の相関を示したのは「休日は計画的に過ごしている」であった。

表 2 自己管理スキル尺度得点の比較

学年	N	平均値	SD
1	100	25.41	5.02
2	114	25.13	4.79
3	94	24.99	4.48

表 3 自己管理スキル尺度得点と生活習慣との相関

	男子 n=141 ~142	女子 n=146 ~147
1 起床後すぐに歯をみがく	-.098	-.035
2 朝食後に歯をみがく	.129	-.100
3 就寝前に歯をみがく	.193 *	.110
4 朝は自分で起きる	.108	.051
5 朝は、すっきり目覚める	.267 **	.143
6 最近、睡眠不足を感じている	-.153	-.131
7 外から帰ったら、手洗いをする	.234 **	.185 *
8 外から帰ったら、うがいをする	.240 **	.174 *
9 体調が悪いと思ったら、体温を測る	.090	-.052
10 次の日の準備は、前の日までにすませる	.325 **	.130
11 休日は、計画的に過ごしている	.305 **	.322 **
12 体育の時間以外で運動をしている	.299 **	.153
13 自分は、20歳を過ぎたらタバコを吸う	-.082	-.138
14 自分は、20歳を過ぎたらお酒を飲む	-.037	-.202 *
15 朝食は毎日食べる	.283 **	.083

* p < .05 **p < .01

4. 考察

比較的相関が強かった項目は、「休日は計画的に過ごしている」であり、典型的な健康関連行動とは異なるものであった。今後は、縦断的調査結果も踏まえ、各項目について、経時的変化、各時期における結果の関連性等を分析する。

中学校部活動におけるストレスとコーピング採用

～パーソナリティとの関連に着目して～

○村上 悠¹⁾，井上 文夫²⁾

1) 京都教育大学附属高等学校、2) 京都教育大学体育学科

キーワード：中学校部活動、ストレスコーピング、パーソナリティ

【目的】本研究では、中学校部活動でストレスを感じたとき、どのような対処を行っていけばよいのか、パーソナリティの違いによるストレスからの影響、コーピング採用の傾向が変わるのか、部活動の継続にはどのような影響があるのかの関連を明らかにすることを目的とした。

【方法】研究対象は京都府下の高校に在籍する高校生 373 名を対象として、アンケート調査を実施した。部活動経験や部活動種による、ストレスの影響、コーピング採用、ストレス反応の違いを調べるため、渋谷ら(1999)が作成した「部活動ストレス尺度」、「コーピング尺度」を参考にして、パーソナリティについては、LOT-R、SE 尺度、Rosenberg 自尊感情尺度、LD-SS、CES-D 抑うつ尺度、ADHD RS-IV-J、AQ 日本語版を参考に質問紙を作成し、使用した。

【結果】1. パーソナリティの男女差

平均値±標準偏差を中位とし、低位群、中位群、高位群の3群間で比較すると、AQ、ADHD では男子に低位群が多く、女子に高位群が多かった。自己効能感では女子に高位群が多かった。

2. ストレッサーとコーピング

ストレスに関しては、「指導者」「仲間」「能力」において女子が高く、「練習時間」「能力」「怪我・病気」については運動部で高かった。

コーピングについては、男女差は見られず、文化部と運動部の間でも差は見られなかった。

ストレスとコーピングの関連では、男女とも能力ストレスや怪我・病気ストレスに対しては、問題焦点型のコーピングをよく採用しており、指導者、練習時間、仲間などの統制可能性の小さいストレスに対しては、情動焦点型を採用していた。

3. パーソナリティとストレス、コーピング、部活動満足度との関連

男女ともパーソナリティの高低とストレス、満足度には関連が見られなかったが、コーピングとは関連性が見られた。

男子では LD-SS、自己効能感の低い者は、高い者に比べて有意に問題解決、肯定的思考などの問題焦点型のコーピングの採用頻度が低かった。また LD-SS の低い者はカタルシスの採用頻度も低かった。ADHD、気分、自己効能感の低い者は、高い者に比べ、回避をよく採用していた。

女子では AQ、LD-SS、自己効能感の低い者は、高い者に比べて有意に問題解決、肯定的思考などの問題焦点型のコーピングの採用頻度が低く、気分の低い者は問題解決をよく採用していた。また AQ の低い者は気晴らしの、LD-SS の低い者はカタルシスの採用頻度が低かった。ADHD、自己効能感の低い者は、高い者に比べ、回避をよく採用していた。逆に、DPQ の低い者は、回避の採用頻度は低く、肯定的思考が高かった。

【考察】

ストレス過程へのパーソナリティの関与として、パーソナリティは、コーピングと大きな関連が見られたことから、認知的評価に影響を与えると考えられた。ストレスからの影響に対して、脅威であるかなどを判断する一次的評価には、樂觀性 (DPQ) や気分が影響し、そのストレスに対応出来るかどうかを判断する二次的評価には、外向性 (LD-SS)、開放性 (AQ)、自己効能感が影響すると考えられた。パーソナリティがコーピングの採用に強い関連を持つことから、パーソナリティに応じたサポートを行うとともに、ストレスに強いパーソナリティの育成に向けた指導が求められるだろう。

大学生の子宮頸がんに対する予防行動の調査

○中村朋子 齊藤充子 森田富士子 田中成子 石見幸子 藤本芳英 前田道子 西岡伸紀

鬼頭英明

兵庫教育大学大学院

キーワード 大学生 性感染症 予防行動 危機意識

【目的】

近年、若者の性感染症の増加が深刻化し、厚生労働省は思春期の保健対策の強化、健康教育の推進に取り組んでいる。ところが、2011年日本性教育協会の調査では、18歳以上の学生における性感染症の高い感染率が報告された。国立がん研究センターは、若年女性の子宮頸がん罹患率の増加および低年齢化を報告している。そこで、大学生の性感染症の意識と予防行動の実態を明らかにすることを目的とした。

【方法】

対象は、A大学に通う大学生280名（男性81名、女性136名）である。調査は、質問紙を用い、内容は、性感染症に関する情報、知識、意識、予防行動を問うもので構成し、選択式回答方法で行った。調査期間はH25年1月に実施しデータ分析はSPSSver. 12.0を使用して行った。

【倫理的配慮】

対象者には、インタビュー、質問紙調査ともに、本研究以外で使用しないこと、途中辞退の自由と不利益のないことを説明。個人が特定できないように、無記名自己記述式で行う、プライバシー保護のため、見開き左側を白紙にする工夫をし、記入後は内容が見られないように回収する。

【結果】

今回の調査で、性感染症について、「詳しく知っている」「少し知っている」と回答した学生は、HIVが69.9%と最も多く、他の7種類に関しては、すべて半数以下であった。性交時、性感染症が気になるかについて、気になる44.2%、非常に気になる32.7%で、男性より女性が有意に高かった。性感染症と妊娠の可能性の設問間では、妊娠の可能性が有意に高かった。性感染症の予防行動では、性交時に相手に予防を言えるかで「言える」41%、性交時に「いつも予防す

る」が53%、「場合による」は両者ともに20%台で、男女間の有意差がみられた。HPV（以下HPVと略す）の対象は77.9%（106人）、そのうち予防接種をした学生は20.4%（28人）で、3回接種していた学生は16.9%（18人）だった。予防接種を受けた時期は、「高校3年生」「大学生」が多く、理由は「親の勧め」78.6%が多かった。HPV予防接種を受けなかった理由は「予防接種を知らなかった」35.4%が最も多く、次いで「無料期間が終わっていた」であった。子宮がん検診の無料券が配布される20歳以上の学生は48.5%（66人）で、そのうち3人が検診をうけていた。「今後、子宮がん検診を受けるかどうか」についてきいたところ、「一度は受けようと思う」が47.1%と最も多く回答しており、その理由は「健康維持」が45.6%と多く、「定期健診が必要」と回答した学生は8.8%であった。

【考察】

HIV以外の性感染症の認知が低かった原因として、教科書に、AIDS/HIV、クラミジア、淋病の記載しかなく、他の性感染症の学習機会が少なかったからではないかと考える。子宮頸がんに関しては、女性特有で生命の危機的状態を招く疾患であることやHPVワクチン予防接種の認可に伴う、厚生労働省の普及活動のために、女子学生の認知が高くなったと考える。大学生の半数は、性感染症の予防行動ができていない結果から、無防備であったり、一人での意思決定による行動ができなかったりすることが、予防行動を困難にしているものとする。予防行動の一つであるHPV予防接種では、無料で実施できる期間にうけておらず、高校3年生と大学生の時期に親のすすめで多くの学生が受けていることから、予防接種に関して親との連携が重要である。子宮頸がん検診の受診率が低かったことより、子宮がん検診の必要性への理解や、検診による抵抗感の緩和を考慮すべきであると考えられる。

朝食摂取の有無が身体に及ぼす影響に関する一考察

○弓場 大樹¹⁾ 中藺 伸二²⁾

1) びわこ成蹊スポーツ大学大学院生 2) びわこ成蹊スポーツ大学大学院

朝食, 握力, 計算力

【目的】

1 日のなかで朝・昼・夜の 3 食食べることは、とても大切なことであり、健康を維持することや体づくり、心身の成長を促す上で大きな役割を担っている。近年、朝食を食べない子どもが少なくなく、朝食を抜くことが集中力の低下や学習能力の低下、肥満の原因にもなる。きちんと食事をする環境を整えることや朝食の大切さの科学に関する保健教育の充実が重要と考えられる。そこで、これまで殆ど研究されていない、個人内での実験的朝食摂取の有無による身体への影響について、手始めに検討を試みた。

【方法】

私立 S 大学 1 年硬式野球部員 4 名を被験者として、2012 年 12 月～2013 年 1 月に実施した。実験的方法是、朝食を食べた後に、握力計を使用し握力の測定、100 ます計算を解き計算にかかる時間の測定を行った。次の日は、朝食を食べずに同じ測定を行った。朝食有日、朝食無日を交互に 10 数日間程度ずつ設定し、朝食摂取の有無により、個人内の筋力や計算時間に違いが生じるかを実験的に検討した。統計的分析には、エクセル統計を用い、t 検定両側を施した。

【結果】

被験者 4 名の実験的朝食の有無による握力、100 ます計算時間の結果は、表 1、表 2 の通りである。

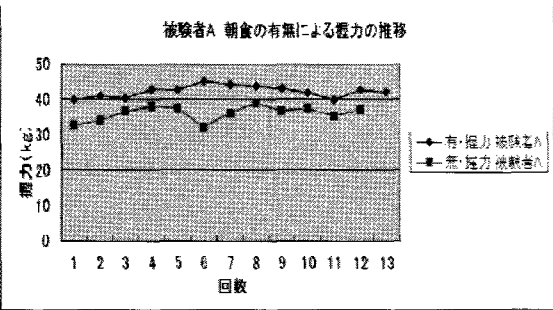


図 1. 被験者 A 実験的朝食摂取の有無による握力の推移
被験者 A は、朝食有 13 日、朝食無 12 日の計 25 日間実験を行った。その結果、握力の平均は、朝食有の方が高く、有意差 ($p<0.01$) が認められた。計算時間平均も、朝食有の方が速い値となり、有意差 ($p<0.01$) が認められた。

被験者 B は、朝食有 9 日、朝食無 10 日の計 19 日間実験を行った。その結果、握力の平均は、朝食有の方が高く、有意差 ($p<0.05$) が認められた。計算時間の平均も、朝食有の方が速い値となったが、 $p=0.069$ で、有意差までは認められなかった。

被験者 C は、朝食有 11 日、朝食無 12 日の計 23 日間実験を行った。握力の平均は、朝食有の方が高く、有意差 ($p<0.05$) が認められた。計算時間の平均は、有意差はなかったが、朝食有の方が速い値となった。

被験者 D は、朝食有 10 日、朝食無 10 日の計 20 日間実験を行った。握力は、3 日間しか測定していなかったため、分析から除外した。計算時間の平均は、有意差はなかったが、朝食有の方が速い値となった。

表 1. 実験的朝食摂取の有無による握力 (kg)

被験者	朝食有握力		朝食無握力		p
	平均	SD	平均	SD	
A	42.36	1.64	36.15	2.16	0.000**
B	44.72	1.27	43.50	1.15	0.044 *
C	42.14	1.00	41.19	0.92	0.029 *

*: $p<0.05$ **: $p<0.01$

表 2. 実験的朝食摂取の有無による計算時間 (秒)

被験者	朝食有計算時間		朝食無計算時間		p
	平均	SD	平均	SD	
A	72.23	4.60	96.50	3.40	0.000**
B	75.44	5.55	83.20	10.94	0.069
C	64.46	2.81	65.00	3.59	0.688
D	91.1	11.05	96.70	17.68	0.409

*: $p<0.05$ **: $p<0.01$

【考察】

大学 1 年被験者 4 名全員に、実験的に朝食摂取の有日・無日を交互に 10 数日間程度ずつ設定し、筋力、計算時間を測定した。筋力、計算時間別で、得られた合計 7 つの実験ごとの平均について、すべて朝食有の方が、握力は高く、計算時間も速い値となった。4 つの実験で、有意差も認められた。これらは、朝食を摂取することで脳にブドウ糖が補給され、身体も活発に働き、良い結果を導いていると示唆された。

子どもの睡眠様態評価に関する予備研究

○大平雅子¹⁾，正田理沙子²⁾

1) 滋賀大学教育学部 2) 滋賀大学教育学部附属中学校

睡眠，睡眠の質，ピッツバーグ睡眠質問票

【目的】

睡眠にまつわる諸問題は現代社会において重大なリスクファクターである。これは子どもでも同様である。これまで，睡眠時間等を指標とした子どもの睡眠実態は良く知られているものの，子どもの「睡眠の質」の実態はほとんど分かっていない。

そこで，本研究では，睡眠様態評価に欠かせない「睡眠の質」に着目し，子どもの睡眠実態を明らかにすることを目的にした。

【方法】

調査対象者：滋賀県内 A 中学校に通う中学生 235 名（男子 117 名・女子 118 名，中学 1 年 119 名・中学 2 年 116 名）である。

調査手順・時期：A 中学校教員に調査の概要，記入方法等についての説明を行い，2012 年 12 月担任による無記名自記式質問紙調査を実施した。本調査では調査日に出席していた 235 名全員から回答が得られた。その内，記述漏れがみられた 7 名を対象から除き，最終的に 228 名を分析対象とした。

調査内容：睡眠の質および睡眠障害の評価 Buysse¹⁾ らにより作成されたピッツバーグ睡眠質問票（Pittsburgh Sleep Quality Index：PSQI）の日本語版²⁾を用いた。この調査票は，過去 1 ヶ月間の質問の質を評価する質問紙である。睡眠の質，睡眠時間，入眠時間，睡眠効率，睡眠困難，睡眠薬の使用，日中の眠気に関する 18 項目から構成されている。得点範囲は 0～21 点であり，得点が高いほど睡眠の質が悪いと判定される。

【結果】

睡眠実態の学年比較の結果を表 1・2 に示した。中学 1 年生よりも中学 2 年生は，就寝時刻 ($p < .001$) が有意に遅く，睡眠時間 ($p < .001$) が有意に短くなっていた。起床時刻において有意差はみられなかった。また，睡眠の質 ($p < .05$)・日中眠気 ($p < .001$)・日常生活困難 ($p < .01$) の全ての項目において，中学 1 年生よりも中学 2 年で睡眠の質が有意に悪化した。

表1 就寝時刻・起床時刻・睡眠時間の学年比較

	平均就寝時刻	平均起床時刻	平均睡眠時間
全体	23:34	6:45	7:11
中学1年生	23:14	6:36	7:24
中学2年生	23:53	6:51	6:58
t検定	<.001***	n.s.	<.001***

表2 睡眠の質・日中眠気・日常生活困難の学年比較

	睡眠の質	日中眠気	日常生活困難
全体	2.04	1.74	1.87
中学1年生	1.91	1.46	1.69
中学2年生	2.17	2.00	2.05
t検定	<.05*	<.001***	<.01**

表3 睡眠時間と睡眠の質・日中眠気・日常生活困難との関連

睡眠時間	睡眠の質	日中眠気	日常生活困難
	-0.27**	-0.19	-0.13
睡眠の質		0.39***	0.37***
			0.42***

* $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$

【考察】

本研究の結果は，学年が上がるにつれて睡眠状態が悪化していく傾向を示唆している。また，睡眠状態の悪化に伴い，睡眠の質の悪化及び日中眠気・日常生活困難の増加もみられた。

しかしながら，睡眠時間と日中の眠気・日常生活困難の間には相関関係は確認できず（表 3），日中の眠気は必ずしも睡眠時間の短さで説明ができるものではないことが示唆された。したがって，子どもの日常生活における QOL（Quality of Life）向上のためには，「睡眠の質」改善に焦点を当てた睡眠教育が有効であると考えられる。

【参考文献】

- 1) Buysse CL. et al.: The Pittsburgh Sleep Quality Index. An instrument for psychiatric practice and research. *Psychiatry Res.* 28 :193-213, 1988
- 2) 土井由利子ほか：ピッツバーグ睡眠質問票日本語版の作成。精神科治療学 13(6): 761-763, 1998
- 3) Hartman E. et al.: Sleep need: how much sleep and what kind? *Am J Psychiatry.* 127 :1001-1008, 1971

中学生生活習慣調査の縦断的検討―目覚めと生活習慣の関連―

○ 谷井尚子(彦根市立南中学校)

キーワード：生活習慣 目覚め

【目的】

現代の子どもたちは、塾や稽古事また、テレビ、パソコン、携帯電話と忙しく過ごしており、睡眠不足を含む慢性的なストレス・疲労が心身に影響していると考えられる。多忙な上さらに高校受験を迎える子どもたちの生活習慣、主に就寝時刻と起床時の目覚めについて3年間の追跡をした。

【方法】

対象生徒：本校生徒3年生274名（男子152名、女子122名）。1年時4月と8月、2年時4月と8月、3年時4月と8月の身体測定時にアンケートを実施（3年間6回調査）。有効回答数173名（63.1%）男子98名（56.6%）、女子75名（43.4%）であった。アンケートは、就寝時刻、起床時刻、目覚めの状態、体調の良否の4つの項目について調査した。目覚めの状態が良い生徒は、体調も良く、良い生活習慣を送っていると考え、目覚めの状態をA・B・Cの3つに分類した（表1）。さらに、3年生時11月に目覚めと就寝時刻について記述式の調査を行った。

A群・・・3年間6回全て気持ちよく起きられた

B群・・・A、Cにあてはまらない

C群・・・3年間6回全て気持ちよく起きられなかった

【結果】

目覚めの状態についてA・B・Cに分類したところ、男女における有意の差は見られなかった（表1）。

表1 目覚めの状態

	男 (%)	女 (%)
A群	20 (20.4)	17 (22.7)
B群	70 (71.4)	50 (66.7)
C群	8 (8.2)	8 (10.6)
計	98	75

「朝はどのようにして起きますか」について、男子は「自然に目が覚める」、「家人に起こされる」の有意差はなかった。女子は「自然に目が覚める」、「家人に

起こされる」において有意差が認められた（表2）。

表2 朝はどのようにして起きますか

	自然に目覚める		家人に起こされる	
	男	女	男	女
A群	13	12	7	5
B群	45	29	25	21
C群	4	1	4	7

「毎日何時に寝ますか」について、男女とも有意差が認められた。女子は自然に目覚めることができる人は23時までに就寝した場合が多かった。男子は自然に目覚めることができる人が23時までに就寝した傾向は女子ほど明確ではなかった（表3）。

表3 毎日何時に寝ますか

	23時まで		23時以降	
	男	女	男	女
A群	7	8	13	9
B群	14	10	56	40
C群	1	0	7	8

「毎日寝る時刻が決まっているか」については、男子は有意差が見られたが、女子には有意差は認められなかった（表4）。

表4 毎日寝る時刻は決まっているか

	決まっている		決まっていない	
	男	女	男	女
A群	18	15	2	2
B群	55	41	15	9
C群	5	8	8	1

【まとめ】

3年間の目覚めと就寝時刻の関係について追跡した結果、目覚めの状態は男女差はなかったが、どのようにして起きるかについては、女子で有意差が認められ、寝る時刻が決まっているかについては男子で有意差が認められた。23時までにねることについては、男女ともに有意差が認められた。23時までに寝ることを養護教諭としては推進したいと考える。

中学生の睡眠習慣と不定愁訴との関連 —平日と休日の起床時刻に着目して—

○藤原 寛 (京都府立医科大学小児科)

井上文夫 (京都教育大学体育学科)

keyword : 中学生、平日・休日、睡眠習慣、不定愁訴

【目的】人間は「昼間働き夜間休む」という日周期リズムが強固にセットされているため、このリズムの乱れは、疲労感となって警告反応を出す自動制御装置の変調でもある。しかし、近年の子ども達の睡眠習慣は疲労から過労へと無条件に導かれ、健康を守る装置が崩壊し始めていることを直視すべきではないだろうか。一方、人間関係の希薄性は人間疎外を生み、不安、焦燥はメンタルストレスを増大させ、身体の不適応ばかりでなく、精神的、情緒的不適応を惹起し、身体的、精神的、他覚的、自覚的な症状を総称すると「小児疲労症候群」ともいえる。そこで、本研究の目的は、中学生の疲労を醸成している要因として、平日と休日の睡眠習慣と日常的な不定愁訴の発現との関連性を比較検討することにある。

【対象と方法】0市内に在住する重篤な既往歴のない男子378名、女子332名、合計710名の中学生を対象とした。測定および調査項目は、身長、体重、腹囲、体脂肪率を測定し、肥満度は年齢別、男女別標準体重法により算出した。不定愁訴に関する調査は、「児童生徒の健康状態サーベイランス」調査を基に作成した記名式の質問紙を用い健診時に配布回収を行い、有効回答率は94.2%であった。質問項目は生活習慣(24項目)と自覚的な不定愁訴(16項目)より構成し、週1回程度:4点、月1回程度:3点、たまに感じる:2点、ほとんど感じない:1点として愁訴得点を算出した。尚、倫理面への配慮として、本研究は当該校の教職員の全面的な協力により推進し、保護者および本人の理解と同意を得て、個人特定情報を削除して必要な統計処理を行った。

【結果】1. 体型比較では、身長、体重、腹囲は加齢に伴い男女ともに有意に高値を示し、肥満児は男子8.2%、女子3.7%、痩身児は男子1.3%、女子4.6%であった。2. 日常の平均睡眠時間は、男子が 459.1 ± 65.1

分、女子では 478.5 ± 60.7 分であった。男女別学年比較では、男女とも加齢に伴い減少傾向を呈した。

3. 入眠までに要する時間に性差はなく13~15分程度と推察でき、入眠までに30分以上要した児は13.5%であった。4. 平日の平均就寝時刻は22時53分 ± 58.4 分で男女ともほぼ同時刻であったが、休日前では男子23時13分 ± 67.3 分、女子23時33分 ± 68.1 分と女子の睡眠時刻が遅かった。5. 起床時刻の比較では、男子の平日は6時36分 ± 41.7 分、休日が8時02分 ± 77.9 分、女子では平日6時31分 ± 35.8 分、休日8時11分 ± 70.1 分で有意な性差はなかった。しかし、3年生の休日の起床時刻は8時37分 ± 73.5 分と他学年より有意に遅かった。6. 休日の起床時刻が9時以降であった児は男子17.2%、女子16.2%で加齢に伴い増加する傾向がみられた。7. 愁訴得点の比較では、男子が 28.7 ± 9.5 、女子は 33.5 ± 8.9 で有意に女子の愁訴得点が有意に高かった。愁訴項目では、男子は「気分の落ち込み」、「身体の怠さ」、「イライラする」の順で、女子では「気分の落ち込み」、「立ち眩み」、「頭痛」の順に多くみられた。休日の起床時刻が9時以降の児の愁訴得点は 37.3 ± 9.4 で、愁訴項目では、「気分の落ち込み」、「午前中調子が悪い」、「身体の怠さで起きにくい」の順であった。

【考察】睡眠時間の意識的な確保は、リラックスの意義、緊張の持続の問題などを意識化する上でも意味があり、自分自身のストレスコントロールに最も簡便な方法でもある。休むことは怠惰であると位置づける潜在意識から自らを開放することが学校生活において先ず求められることではないだろうか。

「頑張る屋さん」は、自覚的な愁訴や疲労感を有していても、遅刻や欠席をすることもなく、せめて休日の午前中くらいは休養を自己の主体のもとに取り戻させてやりたいものである。

小学生の手洗いと欠席状況

○足立節江¹⁾，鬼頭英明²⁾，西岡伸紀²⁾

1) 丹波市立佐治小学校 2) 兵庫教育大学大学院

キーワード 小学生，手洗い，手洗い実施率，欠席状況

I 目的

本研究では，小学生を対象に，手洗いの有無やハンカチの有無を 4 か月以上にわたって調べ、それらと欠席状況の関連を分析した。

II 方法

兵庫県内公立小学校 1 校の 1～6 年生 134 人について、1, 2 年生は 2012 年 9 月～2013 年 2 月、3～6 年生は 2012 年 11～2013 年 2 月に、給食前に手洗いとハンカチの使用を調べた。

調査では、手洗い場の壁に氏名を記入した一覧表を貼っておき、それに保健委員や保健係の児童が他の児童の手洗い状況に応じてシールを貼っていった。手洗いを調べる児童は、手洗い勧奨も行った。手洗いは、「石けんで手を洗い、ハンカチで拭いた」「石けんで手を洗ったが、ハンカチは使用しなかった」「手洗いしなかった」の 3 項目を調べた。欠席については、欠席日、及び欠席の理由（インフルエンザ、かぜ、発熱、頭痛、腹痛など）を調べた。また、手洗い実施率（%）は、手洗いした日数を登校日数で除して求めた。

分析では、手洗い状況と欠席状況の関連を調べるため、手洗い状況の 4 項目、手洗い実施率と欠席日数（以下、欠席全体とする）、感染症での欠席日数（以下、感染症欠席とする）との相関を低中高の学年別に調べた。分析には PASW Statistics18 を使用し、有意水準は 5%とした。

III 結果

低中高学年別の％は、「手洗い実施率」は低学年 88～100%，中学年 84～98%，高学年 40～100%（以下、低中高の順に示す）「手洗い＋ハンカチ使用」61～100%，27～98%，2～100%，「手洗い＋ハンカチ不使用」0～37%，0～67%，0～80%「手洗いなし」0～11%，0～15%，0～59%であった。

低学年では、感染症欠席と欠席全体と有意な関連を示したものは、「手洗い実施率」「手洗い＋ハンカチ使用」、「手洗いなし」であった。相関係数は-0.344～0.635 であり、手洗い状況がよいほど欠席していなかった。中学年で感染症欠席と有意な関連を示したものはなかった。欠席全体と有意な関連を示したものは、「手洗い＋ハンカチ使用」、「手洗い＋ハンカチ不使用」「手洗いなし」であった。高学年では、欠席状況と有意な関連があるものはなかった。

IV 考察

手洗い状況と欠席状況は、低学年において有意な関連を示す項目が多かったが、中学年、高学年となるにつれ、有意な項目は減っていった。低学年では手洗いの継続的実施が感染症欠席や欠席の減少に寄与すると考えられた。高学年では、手洗い以外の要因が欠席に影響を及ぼしていると考えられた。

手洗い状況と欠席状況の相関

		手洗い実施率	手洗い＋ハンカチ使用	手洗い＋ハンカチ不使用	手洗いなし
低	感染症欠席	-0.344*	-0.385*	0.325	0.526**
	欠席全体	-0.412*	-0.428*	0.355*	0.635**
中	感染症欠席	-0.186	-0.190	0.169	0.186
	欠席全体	-0.252	-0.349*	0.325*	0.374*
高	感染症欠席	-0.217	-0.164	0.069	0.217
	欠席全体	0.139	-0.127	-0.080	-0.139

** p<0.01 * p<0.05

小学生における薬教育および意識変容について

—大学教員の出前授業の実践から—

○谷川尚己¹⁾，守谷まさ子²⁾，金森雅夫¹⁾，松田保¹⁾，深津達也³⁾

1) びわこ成蹊スポーツ大学，2) 京都府学校薬剤師会，3) 野洲養護学校

キーワード 出前授業、薬教育、保健指導

【はじめに】

平成 20 年度の学習指導要領の改訂により、中学校の保健学習において「健康な生活と疾病の予防には保健・医療機関を有効に利用することや医薬品は正しく使用すること」といった内容が新たに追加され、平成 24 年度から完全実施されている。また、平成 25 年度より高等学校の保健学習においては、それまでの医薬品を正しく使うことだけにとどまらず、社会的側面から医薬品の安全性を理解し、より安全な医薬品の活用に向けた思考・判断力を高めることが加味された。ところで、小学校では保健学習において「薬物乱用の害と健康」が教科書に組み込まれている。しかしながら、薬の正しく飲み方を理解した上で「薬物乱用の害と健康」を進めることが有用だと考える。そこで今回、大学教員が薬についての出前授業（保健指導）を行い、薬の正しい飲み方等についての理解度を高め、保健学習へつなげようと試みた。指導内容については、学校薬剤師と連携をとり、検討した。また、1 校では、学校薬剤師が参観という形ではあったが授業に入り、児童の様子を観察した。

【方法】

滋賀県内 2 校の小学 6 年生 203 名を対象に、大学教員が薬教育についての出前授業（保健指導）を行った。授業の前後に薬の飲み方等の 7 項目について○か×かのクイズ形式で調査を実施し、その理解度の変容について検討した。

【結果】

「薬は、病気やケガをなおすために使う」については、「○」と答えた者は、講義前が 175 名（86.6%）であったが、講義後は 201 名（99%）となった。

「薬とは飲み薬のことである」については、講義前・後ともに、「×」と答えた者が 197 名（96.6%）であった。

「薬を使うときには、使い方にきまりがある」については、「○」と答えた者は、講義前が 197 名（96.6%）であったが、講義後は全員が「○」と答えていた。

「薬を飲むときは、ジュースで飲んでも良い」については、「○」と答えた者は、講義前には 18 名（8.9%）いたが、講義後は全員が「×」と答えていた。

「色が同じであれば薬の働きも同じである」については、「○」と答えた者は、講義前が 8 名（3.9%）であったが、講義後は 4 名（2%）であった。

「前にもらったかぜ薬を、1 か月後にひいたかぜのときにもう一度飲む」については、「○」と答えた者は、講義前が 45 名（22.2%）であったが、講義後は 21 名（10.3%）と半減していた。

「小学生が薬を使うときはおうちの人などに相談してから使うようにする」については、「×」と答えた者は、講義前が 7 名（3.4%）であったが、講義後は 2 名（1%）であった。

【考察】

今回、クイズ形式で薬教育についての理解度を高めようとした。そのための方法として、「薬を飲むときは、ジュースで飲んでも良い」については、ジュース、コーラ、ぬるま湯などの入ったフラスコを使い、カプセルの溶け方を観察した。また、「色が同じであれば薬の働きも同じである」については、童話の「クスクスせんせい」を担任や教頭先生、養護教諭が声優となり、児童の興味を引きつける工夫をした。その結果、薬の飲み方等、基本的な知識理解が深まったものと考ええる。

【今後の課題】

「小学生が薬を使うときはおうちの人などに相談してから使うようにする」ことの重要性を鑑み、一部保護者参観の中で保健指導を行った。また、学校保健委員会に児童の調査結果を報告し、併せて、講義内容についても提示した。

保健学習として行われる「薬物乱用の害と健康」との連携は重要なことだと考え、今年度、小学校において実施予定である。

高校生の薬に対する意識変容について

—薬剤師による薬教育から—

○守谷まさ子¹⁾，谷川尚己²⁾，金森雅夫²⁾，深津達也³⁾

1) 京都府学校薬剤師会，2) びわこ成蹊スポーツ大学，3) 野洲養護学校

キーワード 薬のイメージ、市販薬の服用、自己責任行動

【はじめに】

平成 20 年度の学習指導要領の改訂により、中学校の保健学習において「健康な生活と疾病の予防には保健・医療機関を有効に利用することや医薬品は正しく使用すること」といった内容が新たに追加され、平成 24 年度から完全実施されている。また、平成 25 年度より高等学校の保健学習においては、それまでの医薬品を正しく使うことだけにとどまらず、社会的側面から医薬品の安全性を理解し、より安全な医薬品の活用に向けた思考・判断力を高めることが求められている。ところで、現在高校 3 年生においては、医薬品に関する学習を受けた経験がないことから、中学校での内容を加味した医薬品に対する正しい知識を習得させることが重要である。そこで、今回、高校 3 年生に、薬剤師による薬教育（講義）を実施し、講義前後アンケート調査を行い、その理解度及び意識変容について検討した。そして、学校における薬教育実施の有効性を検討した。

【方法】

京都府内高校 3 年生 214 名を対象に、薬剤師による「薬教育」についての講義を行い、その前後に医薬品についてアンケート調査を実施した。

【結果】

薬に対するイメージは、講義前では「良いもの」と答えた者が 83 名及び「良いもの」を含む複数回答の者が 19 名で、合計 102 名であった。また、「安全である」と肯定的に答えた者が 11 名、「安全である」を含む複数回答の者が 9 名で合計 20 名であった。「副作用がある」は 55 名、「副作用がある」を含む複数回答の者が 14 名と合計 69 名であった。また、「怖い」と答えた者が 26 名、「怖い」を含む複数回答の者が 12 名で、合計 38 名であった。ところが、講義後「良いもの」と答えた者が 46 名と大きく 35 名も減少し、「良いもの」を含む複数回答の者が 17 名で、合計 63 名となった。また、「安全である」と肯定的に答えた者がわずか 4 名となった。「安全である」を含む複数回答の者が 15 名であったため、合計は 19 名と

講義前と人数的には変わらなかった。「副作用がある」は 78 名と 23 名も増加し、「副作用がある」を含む複数回答の者が 15 名であり、合計 93 名となった。また、「怖い」と答えた者が 51 名と倍増し、「怖い」を含む複数回答の者が 20 名で、合計 71 名にもなった。

次に薬の入手方法については、病院が 50 名、病院および薬局やドラッグストアが 58 名、病院・薬局・ドラッグストア、家庭常備薬が 44 名であった。薬局やドラッグストアは 28 名であった。「薬局・ドラッグストアで買う場合、症状について店の人と相談するか」とたずねたところ、講義前は、「相談する」が 30.9%と少なかったが、講義後には、78.2%と 2.5 倍に増加していた。

講義前に「薬の飲み方について説明書通りに飲むか」とたずねたところ、88.3%の者が、また、「自分で量の調整をするか」についても 84%の者がともに「書いてある通りに飲む」と答えていた。

講義後、「水またはぬるま湯で飲む理由」「薬の飲み方や服用する量」「他人の薬を飲んではいけない理由」とたずねたところ、90%前後の者が「理解できた」と答えていた。

【考察】

薬剤師による薬教育の講義を受けることによって、高校生の薬に対するイメージが、おおむね「良いもの」「安全なもの」から「副作用がある」「怖い」に意識変容している。このことは、自己管理、正しい判断力の必要性を感じたものと思われる。薬のみならず、日常行動においても自己責任により行動することが重要であることに結び付くものと思われる。

また、薬の基本的な飲み方については以前から理解していた内容もあるが、薬剤師の講義により意識変容していることも多くあることから、適正な薬教育の必要性を示唆することができる。また、薬局やドラッグストアを利用する生徒の多く、市販薬の服用についての指導もたいせつなことだと考える。

—薬剤師による薬教育から—

○守谷まさ子¹⁾，谷川尚己²⁾，金森雅夫²⁾，深津達也³⁾

1) 京都府学校薬剤師会、2) びわこ成蹊スポーツ大学、3) 野洲養護学校

キーワード 薬剤師、薬教育、意識変容、行動化

【はじめに】

平成 20 年度の学習指導要領の改訂により、中学校や高等学校の保健学習において、医薬品を正しく使用することなどが、新たに入りまた、充実が図られた。しかし、教員自身、薬教育の授業は受けておらず、初めての経験である。大学生に、医薬品に対する正しい知識を習得させることが重要だと考え、今回、保健体育科教員免許取得を目指す大学生（一部は教員を目指さない学生を含む）を対象に、薬剤師による薬教育（講義）を実施し、講義前後および 3 か月後にアンケート調査を行い、その理解度ならびに行動化について分析し、学校における薬教育実施の有効性を検討した。

【方法】

大学生 128 名を対象に、医薬品に対する基本的な 14 項目の内容についてのアンケート調査を行い、その後、薬剤師による薬教育を実施した。（その内容は、卒業後の学校現場で活用できる実験等を取り入れ、指導方法についても加味した具体的なものである。）講義終了直後再度アンケート調査を実施し、その理解度を確認した。さらに、3 か月後に、講義内容の記憶や行動化についてアンケート調査を行った。

【結果】

講義前に「中学校での薬教育の始まったことを知っているか」の問いに、「知っている」と答えた学生は 9.4%であった。「薬に対するイメージ」は「良い」と答えた者は、講義前には約 50%であったが、講義後は 26.8%で、3 か月後は 35%であった。

「医療用医薬品と市販薬の違い」について「知っている」と答えた者は、講義前は 21.1%で、講義後は 90.4%、3 か月後には、44.6%であった。「市販薬の、説明書を読むか」は、「よく読む」が講義前は 46.9%で、講義後は 100%であったが、3 か月後には 62.7%であった。「1 回に飲む量や時間、使い方」については、「守る」が講義前は 91.9%で、講義後は 98.4%、3 か月後には 95.1%であった。「コップ一杯で飲む理由」は、「知っている」が講義前は 14.8%、

講義後は 95.3%、3 か月後には 75.6%であった。「薬を飲む時間がある理由」については、「知っている」が講義前は 37.4%、講義後は 88.8%、3 か月後には 89.5%であった。「自分の判断で飲む量の調節」については、「調節しない」が講義前は 76%、講義後は 98.4%であったが、3 か月後は 94.2%であった。「服用後改善されない時は医師の診断を受けるか」については、「受ける」が講義前は 63.4%、講義後は 100%であったが、3 か月後は 73.8%であった。「使用期限や開封後の保管」については、「知っている」が講義前は 48.4%で、講義後は、94.4%、3 か月後には 87.2%であった。「市販薬購入時、症状を相談するか」については「する」と答えた者は、講義前は 26.8%、講義後は 96.9%、3 か月後には、33.3%であった。「他人に薬を飲ませるか」については、「飲ませない」が講義前は 93.4%で、講義後は、97.6%、3 か月後は 93%であった。「古い薬を飲むか」については、「良く飲む」が講義前は 77.9%、講義後は、94.6%、3 か月後は 78.8%となった。

【考察・結論】

学生は、薬教育についての学習指導要領を知らないと考えられる。薬剤師による薬教育により、学生は薬の良いイメージが減少したが、このことは、薬は安易に飲むのではなく、リスクと効果をしっかり認識することが大切であると理解できたからだと考えられる。また、薬の服用については、講義後ほぼ理解できた結果となった。また、3 か月後、行動化に繋がっている項目が多く見られ、行動変容についても一定の効果が得られたと考えられる。しかし、3 か月後に講義前と同じ割合に近付き、行動化に結び付いていない項目も二・三見られた。これらの項目については、今後その講義の内容や方法について検討することが必要であると思われる。また、本研究を通して、生涯を通じて薬の被害を受けない、または最小限にとどめるために、一度の講義にとどまらず繰り返し継続した指導が必要であることが示唆された。

教員の薬に対する意識変容について

○金森雅夫¹⁾，谷川尚己¹⁾，松田保¹⁾，守谷まさ子²⁾，深津達也³⁾

1) びわこ成蹊スポーツ大学，2) 京都府学校薬剤師会，3) 野洲養護学校

キーワード 教員の薬に対するイメージ、薬に対する理解、薬教育の推進

【はじめに】

平成 20 年度の学習指導要領の改訂により、中学校や高等学校の保健学習では、医薬品を正しく使用することなどが、新たに追加充実が図られた。そして、中学校では平成 24 年度から完全実施となっている。また、高等学校では、平成 25 年度から高等学校の保健学習においては、それまでの医薬品を正しく使うことだけにとどまらず、社会的側面から医薬品の安全性を理解し、より安全な医薬品の活用に向けた思考・判断力を高めることが求められている。しかしながら、学校において薬教育を推進する教師は、薬について全く学習した経験がないことから、文部科学省では薬教育の冊子や実践事例集、教員対象の薬教育の研修会を計画的に企画実施している。そこで、今回、幼・小・中学校の教員を対象に、大学教員による薬教育（講義）を実施し、講義前後にアンケート調査を行い、その理解度について分析し、学校における薬教育の実態について検討した。

【方法】

滋賀県 Y 市内の幼（6 名）・小（19 名）・中学校教員（10 名）合計 35 名を対象に、大学教員による「薬教育の進め方」についての講演を行い、その前後に医薬品の基本となる 14 項目についてアンケート調査を実施し、その比較検討を行った。

【結果】

「薬教育が中学校の学習指導要領に明記され、授業が始まっているが知っているか」について、知っていると答えたのはわずか 30%であった。また、中学校教員の 10 名の内、保健の授業での実施について「実施している」と答えたのはわずか 1 名で、7 名が「わからない」と答えていた。

次に、「薬教育についての教材等の出版物について知っているか」については、「知っている」と答えたのは 11%であった。

講演前に「薬のイメージ」については、「良い」「どちらかといえば良い」と答えたのは 45.7%であったが、講演後は、33.3%に減少していた。

次に、講演前には、「医療用医薬品と市販薬の違い」について「知っている」が 47.1%。「市販薬の購入時に薬剤師に症状を話し相談するか」について「する」

が 43.8%。「コップ一杯の水で飲む理由を知っているか」について「知っている」が 25.7%。「自分の判断で飲む量を調節するか」について「調節する」が 34.3%。「以前にもらった古い薬を飲むか」について「よく飲む」が 20%。「使用期限や開封後の適正な保管」について「知らない」が 20%と理解度が低い結果であったが、講演後はすべての項目で理解できたと答えていた。

「市販薬使用時に説明書を読むか」について「よく読む」が 61.8%。「1 回に飲む量、時間、使い方を守るか」については「守る」が 88.6%。「2～3 日服用しても症状が改善されない時、医師の診断を受けるか」については「受ける」が 74.3%。「病院で処方された薬を他人に飲ませるか」について「ない」が 97%で、講演前からおおむね理解されていたと考えられるが、講演後はすべて理解できたと答えていた。

【考察】

薬教育を推進するにあたっては、その指導的立場である教員の理解が欠かせないものであるが、医薬品の基本について、教員の理解されていない内容が多く見られた。しかしながら、講演前には理解されていなかった 6 項目と講演前からほぼ理解されていた項目が見られたが、講演によりすべて理解が深まったと考えられる。

薬に対するイメージは、講演内容である副作用等について考えることによって良いイメージの割合が減少したものと思われる。

【まとめ】

薬教育が中学校の学習指導要領に明記され、授業が始まっているが知っているが中学校の教員でさえ理解されていないことが分かった。今後は学校内での取り組みの推進を継続して促すことや、薬剤師との連携等で授業内容を工夫することを研修会の場で広めていくことが重要だと考える。

指導する立場の教員でさえ、薬の使用等についてあまりにも理解されていないのが現状であった。しかし、講演後は薬についての一定の理解が得られた。これらの結果から、今後、教員を対象とした研修等を開催することが必要であると考え。そのことが、適正な薬教育の推進につながるものと考えられる。

中・高校生の医薬品使用にかかわる行動および態度の実態 —性差, 学校種差に焦点を当てて—

○堺千紘¹⁾, 菱田一哉¹⁾, 李美錦¹⁾, 川畑徹朗¹⁾

1) 神戸大学大学院人間発達環境学研究科

キーワード: 医薬品, 中・高校生, 性差, 学校種差

【背景】

近年, 日本においては, 医薬品を適切に使用できるよう中・高校生の時期に医薬品に関する基本的な知識や適切な使用法などについて指導することの重要性が認識されつつある. 教育によって中・高校生の適切な医薬品使用行動を促進するためには, 中・高校生の医薬品使用にかかわる行動や態度の実態を明らかにする必要がある.

そこで本研究では, 中学校3年生および高等学校1年生を対象とした質問紙調査を実施し, 中・高校生の医薬品使用にかかわる行動や態度の性差および学校種差について検討することを主な目的とした.

【方法】

2011年9月, 10月に, 無記名自記入式質問紙調査を実施した. 調査対象校は, 平成22年度の兵庫県の中学校・高等学校のリストを用いて, 公立中学校297校, 公立高等学校148校の中から系統抽出法によって中学校12校, 高等学校8校を抽出した. 抽出された学校への調査実施依頼は, 2011年7~9月に校長宛に文書で行った. 調査への協力が得られなかった場合には, その学校と同じ市町村にある他の学校に調査を依頼した. その結果, 本研究の調査対象者は, 兵庫県の公立中学校5校の計348名と, 公立高等学校7校の1,420名となった. 有効回答者数は, 中学校3年生326名(男子159名, 女子167名), 高等学校1年生1,369名(男子601名, 女子768名)であった.

【結果】

●過去1か月間に医薬品を使用した経験のある者の割合は, 中学男子55.2%, 女子61.7%, 高校男子57.5%, 女子65.8%だった. 医薬品を使用した理由は, 「風邪」が最も多かった.

●自己判断による医薬品使用経験については, 大人に相談しないで医薬品を使用した経験がある者は中学男子32.3%, 女子33.7%, 高校男子

37.1%, 女子42.2%, 自分で医薬品を買った経験は中学男子3.1%, 女子6.0%, 高校男子9.1%, 女子10.0%だった. また, 友人から医薬品をもらった経験は中学男子4.4%, 女子22.3%, 高校男子8.2%, 女子32.0%, 友人に医薬品をあげた経験は中学男子3.8%, 女子16.9%, 高校男子8.9%, 女子27.4%だった. いずれの場合においても, 女子が男子よりも, また, 高校生が中学生よりも経験率が高かった.

●注意書きを読むことは大切だと思っている生徒は性, 学校種の別を問わず約9割だった一方で, 実際に注意書きを読んでいる生徒は約半数だった.

●医薬品を使用する際の相談相手として保護者を挙げた者は86.2~93.1%であり, 中・高校生ともに女子の割合が高かった. 専門家を挙げた者は19.2~29.8%であり, 中・高校生ともに男子の割合が高かった. また, 女子が男子より, 医薬品を使用する際の保護者への相談頻度が高い者が多かった.

●医薬品に関して信頼できる情報源として保護者を挙げた者は59.2~73.8%であり, 中・高校生ともに女子の割合が高かった. インターネットを挙げた者は14.5~33.0%であり, 中・高校生ともに男子の割合が高かった.

【考察】

本研究の結果により, 医薬品使用にかかわる行動や態度には性差および学校種差が認められることが明らかとなった. また, 保護者や友人の医薬品使用にかかわる行動や態度, メディアの情報が, 生徒の行動や態度に影響を及ぼしている可能性が示唆された. したがって, 適切な医薬品使用を促す効果的な教育内容を検討する際には, 性差, 学校種差に加えて, 保護者や友人の行動や態度およびメディアなどの社会的要因の影響を考慮する必要があると考えられる.

衝突回避行動の動画から見た回避スタイルについて

○三鬼雄真, 稲垣陽明, 濱田知美, 宮本邦彦
大阪青山大学健康科学部

キーワード 衝突事故、回避行動、動画、接触生起率、最短反応時間

【目的】

これまでに子どもの衝突回避行動をボールを被験者に接近させ、回避する行動を観察測定する装置を試作し、回避行動に関する指標（接触生起率、最高反応速度、平均反応速度、回避限界速度）を個人の衝突回避能力として表現することに成功した。またそれらの指標に影響を及ぼす要因についても検討してきた。その結果、衝突回避行動は性別、年齢により異なると共に個人差もあることが明らかとなった。衝突回避能力には接近する対象物の早さや大きさをすばやく正確に認知し、適切な回避行動をとる必要がある。そのためには運動能力、認知能力（動体視力など）が必要である。またこれに加えて回避行動の1つの大きな要素であると思われる回避スタイルも加えられる必要があろう。ここではこの回避スタイルについて検討を始めたので報告する。

【方法】

対象は小学2年生男子6名女子8名と4年生男子12名女子19名の45名であった。衝突回避行動観察測定装置による衝突回避行動の測定では被験者は液晶ゴーグルを装着し、感圧マット上に立つ、このとき前方は見えない。直径65cmのバランスボールを被験者の前方から発射し、ボールが被験者から2m地点を通過したとき、被験者はボールが近づいているのを認識できる。ボールの速度は2.2m/秒から6.4m/秒（成人が回避可能と考えられる最高速度）まで段階的（15段階）に加速させる。接触した場合は同じ速度の試行が繰り返されるが2回連続して失敗すれば試行は停止され、後は全て接触するものとした。接触生起率は15回の試行中の接触した回数である。例えば10回目で2回接触し、それまでに2回接触があったとすると接触回数は $2 + (15 - 10 + 1) = 8$ 接触生起率は $8/15 = 0.53$ となる。最高反応時間は回避に成功した試行の内で最も早かった回避速度であり、

平均反応時間は回避に成功した試行の平均回避時間である。回避行動の測定の様子はビデオで撮影し、接触生起率の高い集団6人と低い集団6人について、映像から回避行動の特徴をリストアップした。次にすべての被験者について、それらの項目の出現数をカウントし、接触生起率を男女別に0.5以上と以下に分けて、出現率を算出した。

【結果】

リストアップされた項目は姿勢（直立している、構えている）、踏み切る足の位置（両足が同時に跳ぶ、片足に重心が残っている）、腰のひねり、視線の向き（正面、横、下）、動作が始まる早さ、その後の動作の速さ、など11項目であった。男女別に接触率が0.5以上と以下のグループに分けて、各項目の出現率に差が出た項目は男子では「直立しているか」(50:100)、「かまえているか」(50:0)、「腰をひねっている」(16:42)、「正面を向いている」(67:42)、「視線が下を向いている」(0:42)などで、女子では「直立しているか」(100:74)、「かまえているか」(0:26)、「腰をひねっている」(25:42)、「正面を向いている」(88:68)、などの項目で出現率に差があった。接触生起率と「動き出す早さ」と「動作の速さ」との相関性を見たところ R^2 は動作が始まる早さ男子0.28、女子0.22、動作の速さは男子0.25 女子0.26であった。

【考察】

回避行動のスタイルとして考えられる項目を接触生起率の高率群と低率群から選出し、男女別に接触生起率に与える影響を見たところ男子の直立姿勢が接触生起率を高めていた。

構えている姿勢では接触生起率を低下させていた。また、動き出すはやさは早いほど接触生起率は低くなっていた。女子では全ての項目について有意な差が認められなかった。さらに対象者を増やし、検討して行きたい。

学校管理下における事故災害事例の活用に関わる要因 —養護教諭対象の実態調査より—

○松本容史子¹⁾, 青木志保²⁾, 小池理平³⁾, 香田由美⁴⁾, 今石愛実⁵⁾, 鬼頭英明⁵⁾, 西岡伸紀⁵⁾

1) 篠山市立篠山養護学校, 2) 入間市立藤沢北小学校, 3) 姫路市教育委員会

4) 福岡県立門司学園高等学校, 5) 兵庫教育大学大学院

キーワード：学校安全, 養護教諭, 事例, 活用

【目的】

事故や傷害の事例の活用は, 安全対策上極めて重要である。例えば, 独立行政法人日本スポーツ振興センター発行の事例集(以下, 事例集), 事故等の自校事例, ヒヤリ・ハット事例等の活用ができる。そこで本研究では, 養護教諭を対象に, 学校管理下における事故災害事例の活用の実態, およびその関連要因について調査した。その結果, 各事例の活用率は, 「自校事例」35%, 「ヒヤリ・ハット事例」32%, 「事例集」11%であり, 活用状況が芳しくないことがわかった。今回は, 各事例の活用の関連要因について発表する。

【方法】

学校管理下における「けが・事故災害の事例」について, 各事例の活用状況や機会等の実態を把握するため, A 市及び B 県の養護教諭を対象に 2012 年 3 月～6 月に質問紙調査を実施し, 協力の得られた 326 人の分析を行った。調査内容は, 「自校事例」「ヒヤリ・ハット事例」「事例集」の活用状況や機会とし, 活用に関わる要因として①「教職経験年数」「現任校の勤務年数(以下, 勤務年数)」「養護教諭の配置人数」「1 日平均保健室来室者数」「学校安全に関する発言のしやすさ(以下, 発言のしやすさ)」等, および②「学校安全活動への関わり」として, 「学校安全計画の立案」「定期的な安全点検(以下, 安全点検)」「日常生活に関する安全指導(以下, 生活指導)」等(合計 22 項目)とした。

【結果】

全ての事例の活用と有意な関連がみられた項目は, 「教職経験年数」「勤務年数」「発言のしやすさ」であり, 経験年数が 20 年以上の者の方が, また勤務年数が長いほど, さらに発言のしやすいほど, 事例の活用率は高かった($p < .05$)。その他, 各事例との関連をみると, 自校事例では「現任校の支援学級の有無」と関連がみられ, 支援学級が有る方が自校事例の活用率が高かった($p < .05$)。事例集では「現任校の支援学級の有無」および, 「校務分掌所属の有無」で関連がみられ, 支援学級

が無い方が, また校務分掌に所属している方が, 事例集の活用率が高かった($p < .05$)。

一方, 全ての事例の活用で関連がみられなかった項目は, 「養護教諭の配置人数」「1 日平均保健室の来室者数」「全校人数」「特別支援学校勤務経験の有無」であった。

学校安全活動との関わりでは, 「情報提供」のみ全ての事例との間で共通して有意な差がみられ, 情報提供に関わっている者ほど, 活用率が高かった($p < .01$)。その他, 各事例との関連をみると, 自校事例では「日常点検」「生活指導」「訓練」「救急体制」「研修」の 5 項目, 事例集の事例では「安全点検」「行事指導」「保健学習」「児童生徒委員会活動」の 4 項目との間で有意な関連がみられた($p < .05$)。ヒヤリ・ハット事例では, 自校事例および事例集の事例において, 関連がみられた 9 項目全てについて, 有意な関連がみられ, これらの項目と関わりがある方が, 各事例の活用率が高かった($p < .05$)。

一方, 全ての事例の活用と関連がみられなかった学校安全活動は, 「学校安全計画の立案」「登下校時の見守り活動」であった。

【考察】

事例の活用には, 「教職経験年数」や「勤務年数」, 「発言のしやすさ」が関連しており, それらを踏まえた方策が必要である。例えば, 経験の浅い養護教諭に対しては, 初任者研修等の機会に事例活用に関する研修を行うことや, 養護教諭の勤務校での発言促進策として, 経験や勤務年数に関係なく発言しやすい組織づくり等が有効であると言える。また, 学校安全活動に関わっている方が事例の活用率が高いことから, 養護教諭が積極的に学校安全活動に関わっていくことや, 関わりやすい組織体制づくりなどが必要と考えられた。

【引用文献】

松本ほか, 学校保健研究 54 suppl : 322, 2012
松本ほか, 日本セーフティプロモーション学会第 6 回学術大会プログラム・抄録集 : 40, 2013

○深津達也¹⁾、谷川尚己²⁾、金森雅夫²⁾、松田保²⁾、守谷まさ子³⁾

1)滋賀県立野洲養護学校 2)びわこ成蹊スポーツ大学 3)京都府学校薬剤師会

キーワード

体罰、保健体育科教員、部活動、教員養成

【緒言】

近年、学校現場における体罰が大きな注目を集めている。中でも、運動部活動での体罰問題がメディアでも大きく取り上げられ、緊急の課題となっている。体罰は、児童生徒の心や体に消えることのない傷を残してしまうだけでなく、命をも奪う危険があるものであり、撲滅しなければならないものである。しかしながらその一方で、体罰と教育的配慮の線引きが難しく、一概に禁止することができないのが現状である。このような背景を受け、文部科学省の有識者会議が、体罰に関するガイドラインの作成に踏み出したが、その内容について、さまざまな意見が寄せられている。

新学習指導要領では、部活動を教育活動の一環として取り入れ、生徒の積極的な参加を呼び掛ける文面が初めて記載された。これを受け、保健体育科教員は、運動部活動推進の中心的役割を担うことが期待されており、保健体育科教員を目指す学生たちには、部活動の分野においても活躍できる教員になってほしいと願っている。しかしながらその一方で、スポーツに親しんできた学生の中からは、体罰を受容する声も少なくない。『自分にとって体罰は為になった』という認識の学生が少なからずいることは事実であり、それらの認識を改善していくことは、教員養成課程を担う大学の責務である。

【目的】

保健体育科教員を目指す学生たちの体罰に対する認識について調査するとともに、体罰に対する正しい認識を身につけるために、どのような大学教育が必要かについて検討する。

【方法】

保健体育科の教員免許を取得予定の3・4年次の学生74名に対し、自由記述を含む体罰に対するアンケート調査を実施した。また、体罰に関する講義や学生同士によるグループディスカッションを取り入れ、その成果と課題について検討した。

【結果および考察】

74名の保健体育教員を目指す学生たちの体罰に関する回答を表1に示した。体罰があってはならないと

答えた学生は、50%以下であり、体罰を受容、もしくは、場合によっては必要かもしれないと考えている学生が多くいることが明らかとなった。過去に体罰を受けたかどうかという質問項目と関連させたものが図1である。過去に体罰を受けたことのある学生のほうが、体罰が必要、もしくはわからないと答える割合が高いことが明らかとなった。

【発表に向けて】

学生たちは体罰に対して、具体的にどのような認識を持っているのか、また、過去の経験に影響されやすい体罰に対する考え方を、教員養成課程において改善していくことが可能かどうかについて、報告する予定である。

表1. 部活動における体罰について(n=74)

回答項目	人数(%)	体罰を受けた経験	人数
あってもよい	3(4%)	あり	2
		なし	1
しつけとして必要	5(7%)	あり	3
		なし	2
少しは教育的効果あり	18(24%)	あり	5
		なし	13
わからない	12(16%)	あり	7
		なし	5
あってはならない	36(49%)	あり	7
		なし	29

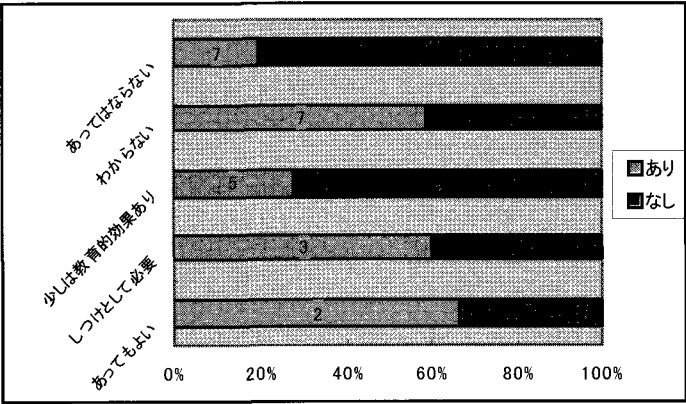


図1. 体罰に関する回答項目と過去の体罰経験

—幼・小・中学校教員の体罰に対する意識調査—

○松田保¹⁾，谷川尚己¹⁾，金森雅夫¹⁾，守谷まさ子²⁾，深津達也³⁾

1) びわこ成蹊スポーツ大学，2) 京都府学校薬剤師会，3) 野洲養護学校

キーワード 豊かな心、教科等と運動部活動時の体罰、体験と愛情

【はじめに】

子どもの心を引出し、生きる力や豊かな心を育むことは、教育の目標とするところである。ところが、今年1月、大阪府立高校で顧問の教諭から体罰を受けた生徒が翌日に自殺をするという痛ましい事件が起こった。体罰については、学校教育法第11条に「…懲戒を加えることはできる。ただし、体罰を加えることはできない」と記されている。また、平成19年2月には、文科省から「…いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。…」と通知が出されているにもかかわらずこのような事件が起こったのである。このような状況下 教員は体罰についてどう考えているのか、教科等の指導時と運動部活動時の指導について、また、子どもたちに豊かな心を培うために必要なことについてアンケート調査を行った

【方法】

対象は、滋賀県内のA市内幼稚園教員14名、小学校教員90名、中学校教員54名の合計158名である。「体罰」については、教科等と運動部活動時の指導について、5項目（あっても良い、しつけとして必要、少しは教育効果がある、あってはならない、わからない）の選択方式でたずね、その理由については記述を、また、子ども達に豊かな心を培うために必要なことについても自由記述方式で調査を行い、それらについて検討した。

【結果】

まず、「子ども達に、豊かな心を培うために必要なこと」については、幼稚園では「自尊感情をたいせつにする」が最も多く35.7%、次に「愛情や優しさ」が28.6%、「思いやり」が14.3%であった。小学校では、「様々な体験活動」が最も多く、21.1%であった。次に「愛情・情熱」が13.3%「行動力」「仲間との思いやり」が4.4%であった。中学校では、「愛情」が20.3%、「体験」が14.8%、「一生懸命の姿勢」6.7%、次に「自尊感情」「人間関係」がともに5.8%であっ

た。3校種をあわせると「体験」（17.7%）「愛情」（17.1%）の回答者が多かった。

教科等で指導する時の、「体罰」については、ほとんどの者が「あってはならない」と回答していた。その理由は、小学校では、「暴力・力では変わらない」が15.6%、「教育効果はない」が12.2%、「子どもに伝わらない」10%、「指導ではない」7.8%であった。中学校では、「教育効果はない」が22.2%で最も多く、「子どもに伝わらない」「より良い成長にはならない」「恐怖心のみが残る」がともに、5.6%であった。「しつけとして必要」「わからない」と回答した者が小学校では、2名、中学校でも、2名であった。幼稚園は、全員「あってはならない」と回答していた。

運動部活動時について、「あっても良い」「少しは教育効果がある」「しつけとして必要」「わからない」と回答した者が、幼稚園では2名、小学校では4名、中学校では5名であった。その理由は、「どうしてもしなければならない時がある」「余分に走らせるなどは効果のある場合がある」「しつけや生活基盤のない子を複数抱えるときにはどうしてもよいかわからない」であった。それ以外はすべて「あってはならない」と回答していた。

【考察・まとめ】

「子ども達に、豊かな心を培うために必要なこと」については、幼稚園、小学校、中学校とも、多くの体験させることや愛情を持って接することが重要だと考えている。また、教員の指導力の必要性を挙げる者も多く、心に響く指導、信頼関係を築いたうえでの指導、将来を見据えた指導、自分で考えられる児童生徒の育成が重要だとの意見が多く見られた。

「体罰」については、教科等の指導時と運動部活動時の指導について、ともに数人が容認あるいはわからないと答えていた。法にもあるので、体罰はダメなことはわかってはいるが、何とかして子どもを変容させたいとの強い思いが込められていたが、「体罰」ではない負の連鎖を断ち切る具体的な指導方法をその場その場で模索し、実践することが重要だと考える。

小学校における「朝の健康観察簿」の活用に関する研究

○江寄和子¹⁾，土生素子²⁾

1) 園田学園女子大学 2) 大宰府西第二学童保育所

キーワード 朝の健康観察簿 養護教諭 活用

【目的】

健康観察は、中央教育審議会答申(平成 21 年 1 月 17 日)「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」で、その重要性が述べられている。本研究は、健康観察の重要性を再確認し、「朝の健康観察簿」の活用に着目した。各学校や養護教諭が「朝の健康観察簿」を具体的にどのように活用しているのか、実態や課題について検討することを目的とした。

【方法】

1. 質問紙郵送調査

- (1)対象：K市小学校 135 校の養護教諭 135 名
(2)期間：平成 24 年 2 月 23 日～3 月 31 日
(3)内容：①健康観察簿の形式 ②朝の健康観察での収集情報 ③朝の健康観察簿の配布、回収の仕方 ④朝の健康観察簿の集計方法 ⑤朝の健康観察簿の保管場所とその理由 ⑥欠席・遅刻の周知方法 ⑦管理職への報告内容 ⑧朝の健康観察結果の活用の程度 ⑨朝の健康観察以外の健康観察の必要性 ⑩回答者に関すること
(4)分析：集計は単純集計とクロス集計を行った。クロス集計では χ^2 検定を行い、統計ソフトはエクセル統計 12 を用いた。

2. インタビュー調査

質問紙では得られない活用の実態を把握することを目的に行った。調査対象の選定は以下のように行った。質問紙調査項目「朝の健康観察結果の活用の程度」は 17 項目(「表 1」参照)について「よく活用している」「活用している」「あまり活用していない」「活用していない」の 4 件法による回答を求めた。「よく活用している」ほど高得点になるように得点化し、集計した。高得点で、研究結果の送付希望欄に送付先と名前を記入した回答者 4 名に電話連絡し、了解を得られた 3 名を対象とした。

(1)対象・調査日・場所等

- ①A 小学校養護教諭(経験年数 23 年)
平成 24 年 8 月 7 日 保健室
②B 小学校養護教諭(経験年数 22 年)
平成 24 年 8 月 8 日 保健室
③C 小学校養護教諭(経験年数 3 年)
平成 24 年 8 月 10 日 保健室

(2)分析：K J 法 (SVr：川喜田晶子氏)

【結果】

1. 質問紙郵送調査

回答者は 52 名(38.5%)であった。

- ① 養護教諭経験年数：「20 年未満」を「若手」「20 年以上」を「ベテラン」とした。「若手」17 名、「ベテラン」32 名、無記入 3 名であった。
②「経験年数」と「朝の健康観察結果の活用の程度」のクロス集計：「よく活用している」「ときどき活用している」を「活用している」とした。「活用している」割合を表 1 に示す。なお、各項目で、未記入は集計しなかった。すべての項目について χ^2 検定を行ったところ「いじめの早期発見に役立てる」のみ、その格差は有意(*)であった。

表 1：「経験年数」別の「活用している」割合 (%)

朝の健康観察結果の活用	若手	ベテラン
①感染症や食中毒などの集団発生の早期発見に役立てる	100	100
②いじめの早期発見に役立てる	56.3	83.3 *
③不登校傾向の早期発見に役立てる	100	100
④虐待の早期発見に役立てる	70.6	63.3
⑤個々及び集団の健康課題を把握する資料とする	88.2	93.3
⑥健康相談につなげる	64.7	78.1
⑦保健指導につなげる	82.4	83.3
⑧保健学習につなげる	58.8	58.1
⑨健康診断の資料とする	52.9	58.6
⑩家庭訪問や保護者面談時の資料とする	68.7	80.6
⑪保健だより等の啓発資料に役立てる	94.1	83.3
⑫児童理解のための資料とする	100	87.5
⑬休業中の保健指導計画等の参考資料とする	41.2	32.3
⑭学校保健計画立案の参考資料とする	58.8	61.3
⑮学校安全計画立案の参考資料とする	29.4	41.9
⑯教職員の校内研修の資料とする	41.2	61.3
⑰学校保健委員会の参考資料とする	35.3	51.6

2. インタビュー調査

* : $p < 0.05$

以下の 8 つの概念が浮上した。①健康観察を見れば学級やクラス単位での状況がわかり対応しやすい②子どもの原因不明な欠席・遅刻や漠然とした訴えは、ざっくり見ないで気にかけた方がよい③健康観察の機会や記録は担任が子どもを全体的(共時的、経時的)に把握するのに役立つ④健康観察簿による様々な子どもの状況把握や登校確認を基にして保護者に働きかける⑤健康観察を一人ずつ違う子どもたちに個別に寄り添うために役立っている⑥心の飢えを体で表現する子どもたちを受けとめる人間が必要であり、養護教諭としてやりがいを感じる⑦健康観察は朝一番で忙しい中だが、自身の中で一番ウエイトを占めている⑧PC ならではの功罪がある

【考察】

質問紙調査では、朝の健康観察結果を「感染症等の集団発生や不登校傾向児童の早期発見に役立てる」「児童理解の資料とする」等に活用し、ベテランは若手と比べて「いじめの早期発見に役立てる」ことが推測された。インタビュー調査では、様々な活用の実態が構造化された。

養護教諭の救急処置活動で使用される看護技術の実態

○湯浅美香¹⁾、吉田民枝²⁾、中島敦子¹⁾、川崎裕美³⁾

1) 梅花女子大学 2) 広島大学大学院 3) 広島大学医歯薬保健学研究院

<キーワード> 養護教諭 保健室 看護技術 救急処置活動

【目的】養護教諭は生徒の健康管理や怪我、病気等、幅広い対応を担っている。本研究では、高等学校での対応の実例を分類することによって、養護教諭の救急処置活動に必要な技術項目を明らかにすることを目的とした。

【方法】保健室の救急処置記録簿に記載された事例から、養護教諭の救急処置活動を調査した。救急処置記録簿は保健日誌や保健関係公文書等級と同等の「備えておきたい諸帳簿とその保存年限」であり(参考文献1)、医療機関受診レベルの高緊急度の症例が記録されている。調査協力が得られたA高等学校(公立、共学、全校生徒数：約700人)の平成21～23年度の救急処置記録簿を閲覧し、生徒の主訴や症状・状況を分類するとともに、養護教諭の職務判断・対応を看護技術の種類で分類・集計した。

【結果】保健室に入室した延べ人数と救急処置記録簿の事例数を表1に示す。平成21～23年度での保健室入室者数に対する救急処置活動をした割合は平均約1%であった。月別では5, 6, 10, 11, 12月が多かった。

表1 保健室入室人数と救急処置記録簿事例数

	保健室 入室者数 (A) [人](延べ)	救急処置 記録簿 (B) 事例数[人]	(B) / (A) [%]
H21 年度	1,459	20	1.4
H22 年度	1,606	16	1.0
H23 年度	1,546	7	0.5
合計	4,611	43	0.9

救急症例の発生時と場所を図1、発生時ごとの症例を表2に示す。体育授業およびクラブ活動中での発生が7割以上を占めた。救急処置記録の9割が外科的事例で、部位は足首、指、頭部が多く、処置(表3)はアイシング、止血、

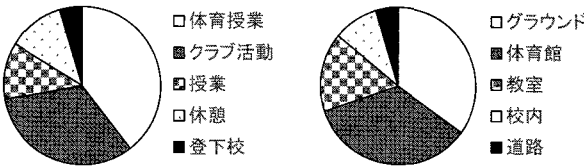


図1 外科的事例の発生時と場所

消毒であり、9割近くは処置の直後または当日中に医療機関を受診させた。

表2 受傷の種類と発生時の関係

	打撲	切傷等	捻挫	歯牙 折損	その他
体育授業	6	2	9	0	0
クラブ活動	7	5	1	1	0
授業	0	2	0	0	3
休憩	2	2	0	1	0
登下校	2	0	0	0	0

(43人)

表3 養護教諭の処置

処置	件数	処置	件数
アイシング	26	眼球運動チェック	2
止血	10	歯牙折損	2
消毒	6	包帯法	1
安静・休養	3	意識の観察	1
応急手当	3	水分補給	1
バイタルサイン	2	湿布	1
挙上安静	2	補助具の使用	1

(複数処置の場合はそれぞれカウント)

【考察】今回の調査対象は高等学校であり、外科的事例の発生時間は体育授業やクラブ活動時が多く激しく活動する場で受傷する傾向がみられる。また、受傷部位を精査すると足首や指、頭部の外傷が多く、発達段階を考慮すると受傷の重症度も高いと考えられ、アイシングや止血、消毒など基礎看護領域の技術が頻繁に用いられていた。養護教諭の救急対応は受傷から事後措置までの一連の流れを実施することが要求され、学校で多く発生する受傷に対して状況を的確に把握・対応しうる技術、さらに適切な医療機関で受診させる技術が必要であることがわかった。これらは、教育的措置・医学的措置を判断する技術であり、校種の差異を念頭に置いた養護教諭養成課程での教授が必要と考える。これらの技術獲得によって学校内の児童生徒の健康・安全の更なる向上につながることを期待する。

(参考文献1) 石川県養護教育研究会編著(2012)『新版・養護教諭執務のてびき第8版』東山書房、p.82

小学校に在籍する発達障害児の保護者支援 —養護教諭に対する役割期待と役割遂行のズレから—

吉 田 順 子

元明石市立人丸小学校

キーワード；発達障害児 養護教諭 保護者支援

1. 問題の所在と目的

2008（平成20）年文部科学省中央教育審議会は「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申）の中で、養護教諭については「医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっているとともに、特別支援教育において期待される役割も増してきている」と養護教諭の役割の重要性を明確にした。また、「特別な配慮を必要とする子どもが多い状況にあり、学校、家庭、地域の関係機関との連携の推進が必要であることから、養護教諭の複数配置の促進などを図ることが必要」として家庭との連携も明記しており、保護者支援の重要性が増している。

本研究の目的は、発達障害を有する児童の保護者に対する支援充実のために、現状を把握し問題点を検討して、保護者支援における養護教諭の役割を役割期待と役割遂行の視点から明らかにすることである。

2. 研究の方法

調査の対象者は、A県の小学校養護教諭92人、発達障害児が在籍する小学校通常学級担任84人、発達障害を有すると考えられる小・中学生の保護者23人である。これらの3群に、養護教諭の職務に関してアンケート調査を実施した。調査は2011年9～10月に無記名自記式郵送法で実施した。

3. 結果

アンケートの回収率は、養護教諭55.6%、通常学級担任53.5%、保護者82.6%であった。

本研究で得られた知見は、次の通りである。

(1) 養護教諭及び保護者からみた役割遂行について。

養護教諭自身の役割遂行については概ね評価が高く「健康観察、保健室来室状況の共有」（98%）「担任との連携」（88%）等、児童への直接支援に関するものが主となっており、評価の低いものは、授業や学級での保護者からの相談に関連するものであった。

(2) 学級担任及び保護者の養護教諭に対する役割期待について。

担任の養護教諭に対する役割期待が高いものは、「保護者に必要な心身の成長について養護教諭の視点で伝えてほしい」（100%）「経年で知り得た情報で保護者をサポート（95.5%）等、養護教諭の保健に関する専門性に基づいた児童へのかかわりであった。期待の低いものは、養護教諭と保護者の直接的な連絡、あるいは、養護教諭による保護者と担任との仲介であった。この結果からは、担任は、保護者との関係において自らが主となることを望んでおり、養護教諭はあくまで副次的な存在として担任と異なる独自の視点からサポートを望んでいることがうかがえた。

(3) 保護者の養護教諭に対する役割期待と役割遂行について。

保護者は養護教諭に専門的知識に基づいた児童への直接支援、保護者への直接支援を、学校内外での連携を期待している。保護者の養護教諭に対する役割期待と役割遂行を比較した結果、役割期待が役割遂行を上回っていた。保護者は、「担任と情報の共有連携は必要」（100%）、「特性や状態を理解して接する」（94.7%）「プライバシーが守れて何でも話せる」（94.7%）等、養護教諭に対する高い期待に比べて、役割遂行では「わからない」の回答が見受けられ実際には支援を受けていないと認識していると考えられた。

4. 考察

本研究では、保護者は養護教諭からの支援を求めており、その内容としては、養護教諭との相談、学校内外の連携に関するもので、担任を介する支援ではなく養護教諭に対して直接的な支援を求めている。担任の求めるものとこの点で異なっていることが示唆された。さらに、養護教諭の専門性に基づいた児童への直接支援については、実際には支援を受けていないと認識していると考えられ、保護者への伝達の必要性が明らかになった。

養護教諭の教育的役割の重要性について

○向山世璃子, 横島三和子, 岡田雅樹
湊川短期大学

教育方法, 学習環境, 学びの場としての保健室, 心の居場所としての保健室

【目的】

社会の急激な変化に伴って、子どもたちの抱える問題は複雑・深刻化している。これらの問題への対処として求められるのは、その場の解決だけで終わってしまうのではなく、その後も有効になる対処である。すなわち、子どもに力をつけることにより、次に同様の問題に出会った時には自らの力で解決できるようになることを目指すのである[1]。これらの力は、学校の教育活動全体を通じて培われるものであり、保健室も例外ではない。保健室は、「学びの場」としても機能することが求められ、養護教諭の教育的役割が大切になる。

【結果・考察】

1. 保健室における教育

近年、養護教諭に関連する各学会や協議会においても、生きる力や、自ら学び、考え、判断して主体的に行動できる資質や能力の育成に向け、養護教諭の支援や連携のあり方について研究協議が行われている。また、保健室を訪れる児童生徒の背景には人間関係の問題も多く、健康教育におけるコミュニケーション能力や自己肯定感の育成も求められている[2]。

このように、保健室の教育的機能・養護教諭の教育的役割はますます注目されている。教育的機能・役割の深まりのためには、「学び」とは何かについておさえておく必要がある。

2. 学びとは何か

社会的構成主義の学習観に基づくと、学習は子どもたちが他者との協調関係を構築する過程で発生することになる。この学習の前提は、知識の伝達や習得ではなく知識の構築にあり、その過程は受動的なものではなく能動的になる。すなわち、ここで示される学習とは教師中心ではなく学習者中心のものでなければならない[3]。

また、この学習を組織するために重要になるのは、学びの場としての環境作りである。人と人、人とモノが相互作用する社会的に構成された場としての学習環境づくりが求められる。現在、文部科学省が学習指導要領等で示す学習のあり方は、この学習観に基づくものになっている。

3. 学びの場としての保健室

一般教諭にはない養護教諭の職務の特質として、

全校の児童生徒を経年的に見ることができること、問題を抱える子どもたちと関わる機会が多いこと、特に通常教師との関わりを閉ざしがちな子どもたち自らが関わりを求めてくること等があげられている[4]。平成10年の中教審において心の居場所としての保健室の位置づけが確立したことにより、保健室はいつでも誰でもが利用できる場となり、より一層子どもたちの関わるの場として重要性が増している。保健室の一義的な役割が、学校保健活動の推進にあるのはいうまでもない。しかし、保健室は「学び」の発生とも深い関連があると考えられる。

たとえば、いつでも誰でもが訪れる保健室にいる養護教諭は全校の児童生徒と様々な関わりを持つだけでなく、経年的に見ることにより子ども理解が深まることになる。このことは、子どもとの関わりが直接学びのための相互作用になるだけでなく、そのプロセスも含めた深い子ども理解が子どもの最近接発達領域をたぐりよせる事になり、相互作用の質を高めることで確かな学びを組織することを可能にする。

保健室が救急処置や健康診断をはじめ様々な活動が展開される場であることは、社会的に構成された場であるというだけでなく、相互作用のための媒介物が豊富であることを示す。このように、保健室には「学び」の発生のための要素が溢れており、「学びの場」としての大きな可能性を有しているといえる。

4. おわりに

「学び」を意識した養護教諭が、「学びの場」として環境を整えることによってこそ、保健室の教育的機能は機能する。「学びとは何か」を理解し、「学びの場」を組織する養護教諭の教育的役割が重要となる。

【参考文献】

- [1]第2期教育振興基本計画について(答申), 中央教育審議会, 2013
- [2]日本学校保健会, 平成23年度調査結果保健室利用状況に関する調査報告書, 2013
- [3]思考と言語, ヴィゴツキー, 新読書社, 2001
- [4]日本学校保健会, 学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—, 2012

教育実践を中心に据えた教員養成のあり方についての一考察

○横島三和子, 向山世璃子, 岡田雅樹

湊川短期大学

養護教諭養成, 教育実践, 養護学, モデル・コア・カリキュラム, 教科内容学

【目的】

社会の急激な変化に伴って複雑・多様化する学校教育の諸課題に対応するため、教員養成段階における実践的指導力育成の強化が求められている。また、教員の高度専門職業人としての位置づけを明確にするため、教員養成の修士レベル化の検討が進められており、理論と実践の往還を通して探究力を持って学び続ける教員像の確立が望まれている[1]。

一方、教員に求められる資質能力を保証する取組として、教員養成の必修科目に「教職実践演習」の新設がある。これは、“教科に関する科目”と“教職に関する科目”の学びが有機的に統合され形成されることで教育現場における実践力の確実な養成をねらうものである。このように、教員養成におけるカリキュラム再構成の動きは加速しているといえる。

本研究では、特に教育実践を中心に据えた養護教諭養成のあり方とそのアプローチ方法について考察する。

【結果・考察】

1. 教育実践を軸にした教員養成のあり方

教員養成教育改善のための議論が進む中、教育実践を中心に据えた教員養成のあり方として次の2つのアプローチが注目されている。

(i) モデル・コア・カリキュラム

(ii) 教科内容学

(i)は、教職免許法で定められた科目全体のカリキュラム構成を見直し、①教科に関する科目と②教職に関する科目を統合する手だてとして、コア領域に“教育実践”を明確に位置づけている。例えば、鳴門教育大学や兵庫教育大学では、(i)の考え方に基づいた先進的な取り組みが行われており、新しい学問領域としての“教育実践学”の構築へと発展している[2][3]。

一方、(ii)は(i)とは異なり、①教科に関する科目を構成している a. 教科専門と b. 教科教育のあり方に着目し、これらを結ぶ学問として“教科内容学”を据えているが、a. 教科専門と b. 教科教育を“教育実践”から捉え直して教科内容を構築している点に

において共通している。例えば、岡山大学や島根大学などが(ii)の考え方を取り入れ、成果をあげている。

2. 養護教諭養成カリキュラム改善のアプローチ

養護教諭養成においても、養護教諭の“教育実践”に軸を置いたカリキュラムの検討が進められている。例えば、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会では、養護教諭養成教育モデル・コア・カリキュラムを提案し、養護に関する科目を5領域に分類して養護教諭の実践の根拠となる学問の体系化に取り組んでいる[4]。また、養護教諭の“教育実践”に目を向けながら養護の本質や基本原理等を学問として成立させるねらいをもつ「養護学」への関心も高い。

現状では、養護教諭養成におけるカリキュラム改革は成果をあげる段階には至っていないとはいえないが、重要なのはモデル・コア・カリキュラムと養護学の両方が“教育実践”を軸にその構築を試みていることである。これは、前述の(i)(ii)と同様であり、養護教諭養成においても軸とするべき教育実践をいかに捉えるかがポイントとなる。しかし、教科の教育実践とは異なり、養護教諭の教育実践は多様な目的意識的であるため、その全てを捉えて整理することは容易ではない。

そこで、まずは(i)(ii)における教育実践の捉え方やそのアプローチ方法などを参考にすることで、養護教諭の教育実践を新しく整理しなおす必要がある。その上で、養護教諭養成のあり方とその改革へと活かすステップが必要になる。

【参考文献】

- [1]文部科学省, 中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」, 2012
- [2]鳴門教育大学コア・カリ開発研究会編, 教育実践学を中核とする教員養成コア・カリキュラム—鳴門プラン—, 暁教育図書, 2006
- [3]西園芳信・増井三夫, 兵庫教育大学大学院連合学校教育研究科共同研究プロジェクト「教育実践の観点から捉える教科内容学の研究」 教育実践から捉える教員養成のための教科内容学研究, 風間書房, 2009
- [4]日本教育大学協会全国養護部門研究委員会, 養護教諭養成におけるカリキュラム改革の提言 (2), 2012

養護教諭養成における「協同学習」を基盤にした授業の効果

○古角好美 大阪女子短期大学

キーワード：養護教諭養成 協同学習 コーディネート

【目的】

中央教育審議会答申（2008.1）においては、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学校内の教職員はもとより地域の医療関係者や福祉関係者等の連携が重要であることから、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要があるとされた。それを受け、学校保健活動を中核的に推進する養護教諭の輩出には、養護や教職に関する基礎知識を確実に習得させることは勿論のこと、今日的な健康問題解決のため、各々の能力が発揮できる協力関係と、信頼し合う専門家同士のチーム援助を積極的に遂行するような協同作業を調整できる養護教諭養成がこれまで以上に求められているといえよう。

さて、常盤・鈴木¹⁾は看護学教育の中で「協同学習」を導入し、教材開発により学生の能動化を図った結果、学生から肯定的な評価が得られ、主体的に授業に取り組む様子や学習意欲が高まる過程を報告した。そして授業後の学生の自由記述において、グループワークを通して違う視点からの思考や、人と話し合い考えながら行う授業は、チーム援助のための関係づくりに適していることが確認された。

そこで、先行研究結果を基に養護教諭志望の新入生に対し、学習方法として仲間同士が互いに学び、教え、高め合うことに着目した「協同学習」を行うことにした。その取り組みを行うことにより、受講者の協同作業に対する認識にどのような影響を及ぼすかについて検証することを本研究の目的とする。「協同学習」²⁾は、自分自身と他の学友たちの学びを最大限にするために小グループを使っていっしょに勉強させる学習指導法と定義づける。

【方法】

- 1 時 期 2012年4月初旬～7月初旬
- 2 対象者 養護保健コース1年（女子）20名
- 3 科 目 「養護概説」
- 4 質問紙と調査時期

長濱ら³⁾「協同作業認識尺度」の3下位尺度「①協同効用9項目」「②個人志向6項目」「③互惠懸念3項目」の18項目を採用し、下位尺度ごとに5件法（1＝全くそう思わない～5＝とてもそう思う）で評定した。自記式記名調査は実践前と実践後に行った。

【結果と考察】

質問紙による個人の得点を算出し、3下位尺度毎の合計得点の中央値を基準に調査対象者を高低群に分け実践前後の平均値の差を2要因の分散分析を用いて検定を行った。その結果を表1に示す。

表1 協同作業認識尺度の2要因の分散分析の結果								
	N	実践前		実践後		主効果F		交互作用F
		M	SD	M	SD	時期	群	
協同効用	高群9	43.89	1.27	42.00	2.96	0.28	10.85**	3.88
	低群11	37.36	4.32	38.45	4.99			
個人志向	高群9	18.11	2.37	17.22	2.54	0.31	16.66***	0.47
	低群11	13.27	2.69	13.36	3.53			
互惠懸念	高群7	8.29	1.38	6.00	2.71	5.11*	11.93**	7.66*
	低群13	4.54	1.51	4.77	1.74			

***p<.001 **p<.01 *p<.05

協同作業認識尺度は、仲間と行う協同学習においてそれを自分自身がどう認識するかについての評価で、下位尺度の「協同効用（協同に対する期待）」は、協同作業へのプラス面に対する意見を問うものである。それに対し、「個人志向」や「互惠懸念」は協同学習へのマイナス面への事項についての評価である。

本実践研究では、協同効用と個人志向に関しては群の主効果のみ有意差が認められた。互惠懸念については、時期と群の主効果及び交互作用がみられたために、下位検定を行った結果、高群において実践後に有意に得点が減少するという変化が認められた。これらの結果から協同作業としての互惠関係不安を高く抱いていた学生への教育効果が示唆された。

堀田⁴⁾によると養護教諭のコーディネート力は養成段階から養う必要があるとしている。このことから協同学習の有用性が期待される。今後、授業計画時に協同効用（一人でやるよりも協同した方が良い成果を得られる等）の増加や個人志向の低減となるような具体的な授業方略を課題とし、円滑にチーム援助ができる養護教諭養成の在り方を模索したい。

文献

- 1) 常盤文枝 鈴木玲子 看護学におけるチーム基礎型学習法 (TBL) 導入の試み 埼玉県立大学紀要 12 2010 137-142
- 2) ジョージ・ジェイコブズ マイケル・パワー ロー・ワン・イン 監訳関田一彦 先生のためのアイデアブック 日本協同教育学会 2005 8-104
- 3) 長濱文与 安永悟 関田一彦 甲原定房 協同作業認識尺度の開発 教育心理学研究 57 2009 24-37
- 4) 堀田美枝子 養護教諭として身につけたい資質 日本養護教諭教育学会誌 15 (2) 2012 65-66

特別支援学校における教員の医療的ケアに関する文献検討

○中島康明¹、中島敦子²

¹大阪府立茨木支援学校 ²梅花女子大学看護学部

キーワード：特別支援学校、医療的ケア、教員、専門性

【目的】

2012年介護保険法等の一部改正により、一定の研修を受け認定された教員等が一定の条件の下、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア(特定行為)について、行なう事が可能な制度となった。今後、学校における医療的ケアの担い手としての役割が増す教員の専門性の向上が必要である。そこで文献検討から現在の研究動向と課題を明らかにする。

【方法】

文献検索の媒体は「医学中央雑誌」と「CiNii」を使用した。第一段階として「特別支援学校」「医療的ケア」「教員」の3つのキーワードで検索した。その後、研究の表題から「教育分野」「医療看護分野」「保健福祉分野」の3つに分類し、年次推移と分野別により分析した。第二段階として第一段階の原著論文のみを、検索された掲載年順に番号をつけ表題、著者、掲載誌、掲載年、研究方法(データ収集方法)、研究対象、研究内容について検討した。

【結果】

第一段階の文献数は53件であり、最も多かった分野と掲載年は教育分野の34件と2011年の14件であった。文献の中で原著論文は22件であり、最も多かった分野は教育分野の12件、最も多かった掲載年は2009年の6件であった。

第二段階の掲載誌は学会誌が17件と最も多かった。研究方法では、質問紙が14件と最も多く面接調査が5件、文献検討が1件、その他が2件であった。研究対象は、養護教諭を含む教員が13件と最も多く、看護師が8件、保護者が5件であった(重複カウント)。

研究内容から教員の専門性に関するキーワードを抽出した結果は、「体制」「連携」「技能・情報」「教育指導」の4つであった。主なキーワードで最も多

かったのは、「連携」に関するものが5件、次いで「体制」が2件であり、「技能・情報」と「教育指導」を主な内容とするものは各1件であった。教育指導のキーワードを含む文献は2件で最も新しい文献は2005年のものであった。その内容は、教員の視点から医療的ケアの利点と問題点を整理したもの、健康状態のアセスメントから体調に合わせた授業内容に変更するもので、授業との兼ね合いや教育的意義について教員から意見を聞くものであった。

【考察】

全体として、特別支援学校における教育指導の観点に添った研究が少なく、今後は増えることが期待される。教員の専門性に関する主なキーワードとして最多であった「連携」の重要性は制度改正を受け、今後益々高まると考えられる。教員は、教育の専門性を活かして医療的ケアの実施をサポートすることが必要であり、看護師との互いの専門性を踏まえた質の高い連携が求められる。また養護教諭は、教育・医療・保健の専門家として、医療的ケアのコーディネータとしての自覚と専門性を発揮する必要がある。

特別支援学校において、医療的ケアの持つ教育的意義を教育指導の視点から明らかにする研究や、教員から見た多職種連携の課題解決のための研究、安全な実施の継続に資する研究が求められる。例えば、個別の指導計画に、医療的ケアの「何を」「どのように」記載し「評価」するのか、医療的ケアは行わないが見守りや補助の教員によるチームアプローチの在り方などである。これらの研究が進むことにより、医療的ケアを必要とする児童生徒の特別支援学校における実践がモデルとなり、地域の学校へ汎用でき、インクルーシブ教育の実現・共生社会の形成へとつながると考える。

特別支援学校における養護教諭の慢性疾患児に対する支援

ー予測される大地震に対する支援からー

○大和 かなみ¹⁾ 岡本 陽子²⁾

1) 大津市立北大路中学校 2) 藍野大学

キーワード：養護教諭 特別支援学校 大地震

【目的】

慢性疾患児という大地震の際は要支援が必要とされる子ども達に対して、養護教諭が大地震に備えて実施している医療的支援や求められる対応などの実態を調査し、問題を明らかにし、今後の特別支援教育における子ども達の健康管理について提言する。

【方法】

対象は A・B 県の特別支援学校における 5 名の養護教諭にアンケート調査及び対面式インタビューを行った。調査は 2012 年 9 月～12 月で実施した。

【結果】

本研究で得られた知見は、次の通りである。

特別支援教育における大地震時の支援体制について最も平均値が高いものは「今後の大地震の備え」 3.00 ± 0.33 、次いで「安全点検」 2.67 ± 0.33 、医薬品の管理等の「医療的支援」 2.25 ± 0.66 、「教職員研修」 2.27 ± 0.46 、「避難訓練」 2.21 ± 0.62 の順であった。最も低いものは、保護者や地域との連携とする「連携」 2.08 ± 0.62 であった。

(1) 医療的支援の現状

「防災マニュアルの作成」や「子どもへの医療ケアの理解」は充実しているが、「個人用避難物品の保管」は他に比べて備えが充実していない現状が浮き彫りにされた。これについては「子どもにより必要な物品は違うため、個別の準備が必要になる。ただ予備を保健室に用意しておくのではなく、避難用に個別にまとめることが望ましい。」という意見がインタビューから得られた。

(2) 連携

「連携」は特別支援教育における大地震時

の支援体制の中で最も低かった。その中で「地震発生時の全職員の役割分担の明確性」、「保護者と必要物品の確認の充実」はできているが「保護者との連携の充実」「保護者へ引き渡す方法の理解」はできていない結果であった。

(3) 安全点検

「安全点検」では、定期・臨時・日常とも「安全点検の実施」はできていた。

(4) 避難訓練

「緊急地震速報に対応する訓練の実施」「エレベーター利用不可時の訓練の実施」「避難時担当教員の能力の充実」等の避難訓練は充足されているが、「保護者への引き渡し訓練の実施」、「地域と協働した防災訓練の実施」、「避難時担当教員数の充実」ではできていない現状が浮き彫りになった。

(5) 教職員研修

「応急処置等の研修の実施」「子どもの安全確保の研修の実施」は十分できているが、「保護者へ引き渡す方法の研修の実施」ができていない結果であった。

(6) 今後の大地震への備え

「地震に関する保健指導」「備品の充足」「防災マニュアルの見直し」「養護教諭の処置の技術の向上」「保護者や地域との連携」などの項目も充足が必要という結果であった。

【考察】

「避難訓練」「連携」の項目から保護者や地域との連携は十分にとれていない現状が浮き彫りになり、今後求められる対応は、保護者や地域と連携し、個人用避難物品の備えや、保護者への引渡し訓練、地域と協働した訓練の充実であるということが明らかになった。

座高の MIA の年次推移について

○白石 龍生¹⁾, 三野 耕²⁾

¹⁾大阪教育大学 ²⁾大阪産業大学

座高, MIA, secular trend

【目的】

日本小児内分泌学会・日本成長学会合同標準値委員会において、日本人身長に関する secular trend は、男女ともに 1990 年代前半に終了したと報告がなされた。また身長発育速度がピークに達する男子 13.5 歳、女子 11.5 歳の平均身長推移をもとに、日本人の成熟に関する secular trend も 2000 年にほぼ終了したと報告がなされた。

ところで身長発育は、座高および下肢長の発育を反映し、座高は遺伝的な要因の影響を強く受け、下肢長は環境要因の影響を強く受けることはよく知られている。そこで座高においても身長と同様 secular trend が終了したかどうかを同一出生年集団の最大発育年齢 (maximum increment age : 以下 MIA と略す) の年次推移をもとに検討した。

【方法】

資料として、文部省および文部科学省による学校保健統計調査結果 (1949 年から 2012 年まで) の男女別平均座高を用いた。MIA は、工藤らおよび松本らの考案した算出方法を用いた。すなわち各出生年集団が最大発育を示す年齢区間を見つけ、その年齢区間を前後の年齢区間における年間増加量で比例分配するもので、算出式は以下の通りであった。

$$MIA = A_{max} + (I_{max} - I_{-1}) / \{ (I_{max} - I_{-1}) + (I_{max} - I_{+1}) \}$$

なお I_{max} は平均座高の年間増加量の最大値、 I_{-1} は I_{max} より 1 年前の年間増加量、 I_{+1} は I_{max} より 1 年後の年間増加量、 A_{max} は I_{max} を示す年齢区間の最初の年齢を示している。また同様に身長 MIA も算出した。

【結果および考察】

昭和 24 年 (1949) から身体計測が再開されたため、1942 年度生まれから 1993 年度生まれの同一出生年集団の座高発育を観察することが出来た。男子

においては 1942 年度生まれから 1950 年度生まれまでは座高の MIA が高値を示していたが、その後は男女ともに若年化が進んでいた。近年では増減を繰り返しており、女子では若干上昇傾向にあることがわかった。明治時代から測定されてきた身長の secular trend をみていくと、第二次世界大戦の敗戦によって MIA が上昇し、その後戦前における secular trend に匹敵するのにかなりの時間を要したことが先行研究により明らかにされてきた。そこで 1894 年度から 1998 年度生まれの同一出生年集団の身長 MIA を算出し、第二次世界大戦以前から認められた MIA の若年化を継承する出生年度を回帰直線の決定係数を指標に割り出した。その結果 1970 年度生まれになって戦前の secular trend を継承したと考えられた。そこで座高においても 1970 年度生まれから直近の 1998 年度生まれまでの MIA の変化を調べた。その結果、1970 年度生まれ以降今日まで約 20 年間で、男女とも 0.5 歳若年化が進行していた。そして 1989 年度生まれの集団で、最も若くなっていた。1989 年度生まれが身長 MIA を示す時点は、2000 年度あたりであり、日本小児内分泌学会・日本成長学会合同標準値委員会が 2000 年で日本人の secular trend が終了したという指摘は妥当であると考えられた。

しかし最近の座高の MIA の推移をみると増減を繰り返しており、継続的に観測する必要があると考えられた。平成 23 年度の今後の健康診断の在り方に関する調査 (文部科学省) によると「省略してもよい項目」については、座高が幼稚園 18.1%、小学校 28.3%、中学校 32.6%、高等学校 36.6%、特別支援学校 26.2% と高い割合で挙げられていたが、今回の解析結果から明らかのように、座高測定を廃止することは早計であると考えられた。

特 別 講 演

「最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題－「脱法ドラッグ」を含めて－」

和田 清

(独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部)

最近の薬物乱用状況と青少年の薬物乱用問題－「脱法ドラッグ」を含めて－

和田 清 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部

Key word: 薬物乱用, 「脱法ドラッグ」, 中学生

現在, わが国は第3次覚せい剤乱用期にある。しかし, 第3次覚せい剤乱用期が始まってから, 既に20年近くが経っており, この間の薬物乱用状況の変化は著しい。

この間の変化は以下のようにまとめることができる。1998年頃より, 「マジック・マッシュルーム」乱用が拡大し, 2002年にはこれらのキノコを麻薬原料植物にして指定することによって, この問題は事実上解決した。しかし, その収束前後から, 規制薬物の化学構造式の一部を変えた「脱法ドラッグ」乱用が拡大し始めた。そこで, 2006年には薬事法が改正され, 「指定薬物」制度が導入されることによって, この問題は一旦は収束した。このとき乱用された代表的薬物が5-MeO-DIPTである。また, 2002年頃より, リタリンがネット上で売られ始め, 乱用者に対する「リタラー」という造語までもが生まれ, 販売所のごとく処方するクリニックまでもが現れ, 一大社会問題化した。この問題は2007年10月の「適応症の見直し」という流通規制により何とか乗り切った。2008年は角界力士や「有名大学生」による大麻乱用問題が, その年のトピックとなった。2009年は某有名女優による覚せい剤乱用問題が世間を騒がせたが, その後の数年間は, 薬物乱用問題に関しては「平穏」を取り戻したかに見えていた。ところが, 2011年下半期に降って湧いたかのように社会問題化したのが, 一旦は解決したかに見えていた「脱法ドラッグ」問題である。しかも, 今回は「脱法ハーブ」という呼称と共に, 短期間で全国を席卷する事態に発展した。

これら一連の問題の共通項は, 「使うと捕まる薬物から, 使っても捕まらない薬物へのシフト」であり, 「捕まる行為から, 捕まらない行為へのシフト」である。したがって, これらの薬物問題に対して, 「犯罪・司法モデル」として対応することはむずかしい。

その薬物が違法薬物であろうがなかろうが, 「薬物依存・薬物中毒」という「医療・回復モデル」として対応することが重要である。そのためには, 薬物の乱用, 依存, 中毒の違いをきちんと理解しておくことが重要である。

演者らは1996年より, 薬物乱用開始の最頻年齢層である中学生を対象とした飲酒・喫煙・薬物乱用に関する実態調査と生活背景についての全国調査を隔年実施してきた。その結果, ①違法薬物についての生涯経験率は, 高い順に, 有機溶剤, 大麻, 覚せい剤であり, ②有機溶剤は大麻, 覚せい剤乱用へのゲートウェイ・ドラッグとなっており, ③有機溶剤乱用経験者群では非経験者群に比べて日常生活の規則性が乱れており, 友人関係も希薄であり, 家族と共に過ごす時間も少ない傾向にあることを明らかにしてきた。

2012年の全国中学生調査では, 「脱法ドラッグ」の使用経験を初めて調査した。その結果, ①有機溶剤の生涯経験率は0.5%であり, 生涯経験率としては最も高いが, 値自体は過去最低である。②「脱法ドラッグ」のそれは0.2%であり, 大麻, 覚せい剤の生涯経験率と同じではあるが, 人数的には第2位であった。③有機溶剤乱用経験者群の20.5%の者に大麻乱用の経験があり, 19.1%の者に覚せい剤乱用の経験があり, 有機溶剤乱用と大麻・覚せい剤乱用との間には強い結びつきがあることが再確認された。④ところが, 「脱法ドラッグ」乱用経験者における大麻乱用経験率は, 60.0%であり, 覚せい剤乱用経験率は63.3%にものぼっていた。

このことは, 従来, わが国の中学生にとっての乱用薬物の順番は, 「喫煙→有機溶剤→大麻・覚せい剤」と考えられてきたが, 「脱法ドラッグ」の出現により, 「喫煙→「脱法ドラッグ」→大麻・覚せい剤」という新しい流れができた可能性を示唆している。

シンポジウム

「医薬品に関する管理と教育」

鬼頭英明（兵庫教育大学大学院教授）

上田裕司（京都市立九条中学校教諭）

香田由美（福岡県立門司学園高等学校養護教諭）

守谷まさ子（京都府学校薬剤師会長）

那須泰治（くすりの適正使用協議会）

シンポジウム「医薬品に関する管理と教育」

医薬品の管理と教育をすすめるに当たって

鬼頭英明（兵庫教育大学大学院教授）

キーワード：医薬品、保健管理、保健教育

学校における医薬品の取扱いについては、保健管理と保健教育の視点を挙げることができる。本シンポジウムでは、この両面について考え方、課題とともに実践例について取り上げることとする。

1. 医薬品に関する保健管理

近年、アレルギー疾患を有する児童生徒が増加しており、平成22年児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書（（公財）日本学校保健会）によれば、学校で薬を使うことがあると回答した割合も増加傾向にあるとされている。

一般に、医薬品の使用の介助については、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第17条の規制の対象となる。平成17年には、厚生労働省からこの解釈に関する通知が発出され、注目を集めることとなった。

児童生徒等が学校においてアナフィラキシーショックを起こした際には、緊急を要することから、アドレナリン自己注射薬であるエピペン[®]による対応が必要とされ、その場に居合わせた教職員が自ら注射できない児童生徒に代わって注射することは、医師法違反にならないと考えられている。

（公財）日本学校保健会は、平成21年に「学校における薬品管理マニュアル」を作成し、この中で学校での医薬品取扱いについて、一般用医薬品、医療用医薬品に分けて対応の考え方をまとめた。

学校は、原則として一般用医薬品を提供する場ではないことから、救急処置に用いる消毒薬などを除いては必ずしも常備する必要はないこと、医療用医薬品については、状況により医行為に該当する可能性もあることから注意を要することに留意すべきである。このシンポジウムでは、全てを紹介できないので詳細については、またご覧頂きたい。

2. 医薬品に関する保健教育

中学校保健体育科保健分野において、医薬品に関する内容が新たに盛り込まれた背景には、WHOが提唱するセルフメディケーションの考え方の普及啓発や、一般用医薬品の販売制度について定めた薬事法の改正などがあげられる。しかし、何より重要な視点として挙げるべきは、義務教育修了段階で身に付けるべきミニマムの一つとして捉えることであり、将来、消費者として、さらには保護者として。医薬品を正しく使うことができる力を身に付けることでありと考える。中央教育審議会健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会の審議の状況（平成17年）においても、「心身の健康」の一つに「医薬品の有効性や副作用を理解し、正しく医薬品を使うことができる」と示されている。

医薬品の本質は、諸刃の剣とよくいわれる。本来、病気の診断、治療または予防の目的で使われるものであるが、使い方を誤れば、効果が期待できなかったり、ときには健康障害を引き起こしたりすることもある。医薬品の有効性や安全性は、使用者が正しい使い方にしたがって使用することを前提としているものであることを理解できるようにすることを究極のねらいとすべきである。

学校現場では、「医薬品のことを子どもにわかりやすく説明するのは難しい」、「医薬品をすぐに使いたがる子どもをつくってしまうのではないかな」などの懸念があることは事実である。こうした懸念を払拭できるような指導が現場では求められている。

本シンポジウムでは、シンポジストの先生方にこうした点も含め、実践例について発表していただくこととしている。また、保健教育と保健管理を関連させた取組についても紹介いただく。

中学校学習指導要領による医薬品に関する授業実践研究

上田 裕司（京都市立九条中学校）

キーワード：新学習指導要領，中学校保健学習，医薬品，授業実践

I はじめに

平成20年の学習指導要領¹⁾の改訂では、重要点の一つとして医薬品に関する内容が追加された。本研究では、中学校学習指導要領の内容を踏まえ、「医薬品の正しい使い方」の授業モデルを構築し、授業実践を行った。また、その際に、授業実践前後の医薬品に関する意識、知識や行動について調査し、その比較から教育効果を検討した。

II 研究方法

1. 授業実践の対象および時期

授業実践の対象は、A中学校2年生72名、3年生52名、B中学校3年生130名である。両中学校は、市内から無作為に抽出したものではなく、学校長に研究の趣旨を説明し、同意を得られた中学校である。授業実践をA中学校では、平成22年6月に、B中学校では、7月行った。また、両中学校とも特設時間割で各クラス毎に2時間の学習内容を2週にわたり筆者（中学校保健体育科教諭）がゲストティーチャーとして授業を行った。

2. 中学校保健学習の医薬品の授業

本授業実践では、グループワーク主体の授業を計画した。なお、主題を「医薬品の正しい使い方²⁾」と設定した。

3. 調査内容

調査内容は、(1)一般用医薬品の使用状況、(2)医薬品に関する知識・理解、(3)医薬品の不適切な使用、(4)医薬品の学習に対する意識などとした。

4. 調査方法

事前調査は、両中学校とも授業開始の1週間前、事後調査は、授業実践終了後の約6週間後に行った。いずれの調査も、無記名自記式質問紙を用いて実施し、事前・事後の調査内容は両校とも同一の内容とした。さらにフェイスシートおよび口頭で回答を拒否できることについて説明を加え、倫理的配慮と十分な教育的配慮のもとに学級活動の時間に両調査（事前・事後）を実施した。

5. 分析方法

分析は、PASW Statistics19を用いて統計処理を行った。

III 結果

1. 一般用医薬品の使用状況

一般用医薬品の使用に関する事前・事後の比較では、有意な差は認められなかった。一般用医薬品の使用状況（事前）は、「いつも使用する」は11.0%、「しばしば使用する」は43.1%、「たまに使用する」は33.9%であった。一方、「まったく使用しない」は11.9%であった。さらに「まったく使用しない」理由に関しては、①「使う必要がない（13人）」、②「医療用医薬品の使用（6人）」、③「一般用医薬品への不安・嫌悪（5人）」、④「その他（2人）」であった。また、②医療用医薬品を使用している生徒は、2.8%であった。

2. 授業実践前後の比較

(1) 医薬品に関する知識・理解

① 医薬品が体内で効くしくみ

「医薬品が体内で効くしくみを知っている」について、「詳しく知っている」の回答が1.4%から6.9%に、「ある程度知っている」の回答が17.5%から51.6%に有意に増加した。一方、「あまり知らない」および「まったく知らない」とする否定的回答が81.1%から41.4%に有意に減少した。

② 医薬品に関する知識

「医薬品には副作用がある」について、「はい」の回答が62.8%から72.7%に有意に増加した。「医薬品には自然治癒力を助ける効果がある」では、「はい」の回答が35.5%から78.3%に有意に増加した。しかし、「健康食品やサプリメントは医薬品に含まれる」については、「はい」の回答が有意ではないが減少し、改善傾向を示した。

(2) 医薬品の不適切な使用

医薬品の不適切な使用では、医薬品を「のみ忘れたので2回分まとめたのんだ」という行動について、1%水準で有意に減少し改善がみられた。また「時間を守らずにのんだ」「けがや病気以外で使用」「期限切れの薬をのんだ」「効き目がないと感じたので量を増やした」などの不適切な使用については、やや増加の傾向がみられたが有意な差は認められなかった。

(3) 医薬品の学習（以下、学習と記す）に対する意識

学習への興味・関心に関する2項目、学習の重要性に関する2項目、計4項目の質問では、「学習に興味がある」との質問に対し、肯定的回答（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計）は、41.9%から事後では65.2%に、また、「学習はおもしろい」については42.3%から65.6%にそれぞれ有意に増加した。学習の重要性に関する質問2項目では、事前において肯定的回答が80.0%の高率を示し、さらに事後においてもそれぞれ90%を上回り有意に増加した。

IV 考察

1. 一般用医薬品の使用状況

本研究の結果によれば、一般用医薬品の使用状況（事前）は、何らかの理由で約90%の生徒が一般用医薬品を使用していた。医薬品の使用について、中学生を対象とした堺らの調査³⁾によれば、過去1年間の中学生の医薬品の使用経験は、男女とも90%以上であると報告していた。

2. 医薬品に関する知識・理解

(1) 「医薬品が体内で効くしくみ」

「医薬品が体内で効くしくみ」についての質問では、事後に、「ある程度知っている」と回答した生徒が17.5%から51.6%に有意に増加した。この質問に対応する学習内容は、①医薬品（内用剤を例とした）を正しく服用した際の医薬品の体内動態を理解し、②血中濃度を保つためには、③医薬品を正しく使用（使用量・使用回数・使用時間などを守る）するこ

とが重要であることについて理解を深める学習であった。また、この学習内容では、視覚的教材の使用により医薬品を正しく使わなければならないという認識と知識の向上につながったと考えられる。

(2) 医薬品に関する知識

「医薬品には副作用がある」の質問では、「はい」の回答が事後に 62.8%から 72.7%に有意に増加した。この質問に対応する学習内容では、一般用医薬品の説明書を用い、副作用の起こる主な原因として考えられる、①医薬品の使い方によるもの、②医薬品のもっている性質によるもの、③医薬品を使う人の体質によるもの、④医薬品を使う人のその時の体の状態によるものの、4 つに区分し、グループで話し合い、副作用に関連する項目を見つけ出す学習活動であった。また、事前の結果では、「医薬品には副作用がある」と回答した生徒が 6 割を上回り、副作用について関心が高いと考えられた。

安楽ら⁴⁾の報告によれば、中学生の一般用医薬品の利用のきっかけは、「親の影響」の割合が高いと報告しており、生徒の副作用の認識について「親の影響」がかかわると考えられる。「医薬品には自然治癒力を助ける効果がある」の質問では、「はい」と回答した生徒が 35.5%から 78.3%に有意に増加した。この質問に対応する学習内容では、ブレインストーミングを授業の冒頭にとり入れ、そのテーマを「薬を使うってどんな時」と設定した。ここでは、自分の過去や現在において医薬品を使って病気やけがが治ったケースや、そうでないケースについて、また、医療機関の利用の可否などについてグループで話し合った。「医薬品に関する教育に際しては、健康に対する基本的な概念として自然治癒力に関する理解が前提であり、安易に医薬品に頼らないように指導することが大切である⁵⁾。」そのため、「人間には自然治癒力があることを理解した上で、病気やけがなどの時に、健康を回復するための補助や病気の進行を抑える働きをするのが薬であることを理解²⁾」できるようにすることが重要であると考えられた。一方、「健康食品やサプリメントは医薬品に含まれる」の質問では、授業後において 79.2%の生徒が理解していなかった。健康食品やサプリメントは、食品として分類されており、病気を治すための医薬品とは違う²⁾ことについて理解を促す指導が必要であると考えられる。

3. 医薬品の不適切な使用

医薬品の不適切な使用では、事後の結果から、医薬品を「のみ忘れたので 2 回分まとめたのんだ」の質問について有意な減少が見られた。しかし、「時間を守らずのんだ」、「けがや病気以外での使用」、「期限切れの薬をのんだ」、「効き目がなかったのので量を増やした」などの不適切な使用について有意な減少は認められなかった。そのため、医薬品の不適切な使用に関する指導内容および指導方法などは、今後の検討課題として捉えられた。

4. 医薬品の学習に対する意識

医薬品に関する学習意欲については「医薬品の学

習に興味がある」、「医薬品の学習はおもしろい」の質問で、事前の結果から、肯定的回答の割合が非常に低かったが、事後の結果では、学習意欲が有意に増加していた。本授業実践では、実験的な教材の使用、実物の一般用医薬品の箱から医薬品の使用に関する情報の収集、視覚的教材の使用、実物の一般用医薬品の説明書などを用いた実践的活動など、多様な教材を使い、複数の指導方法を用いた。保健学習などの教科学習は、児童生徒が学習すべき内容を理解しやすいように工夫されている材料、すなわち教材を用いて展開される。そのため、事前の教材作りは、学習の成果を左右する要因の一つとなる⁶⁾と考えられる。また、生徒の学習意欲を促すように、準備したそれぞれの各教材について、「様々な指導方を活用することは、子どもたちの側にとっても有用⁷⁾」であり、このような学習活動が学習意欲を向上させることにつながったと考えられた。また、医薬品の学習の重要性と必要性に関する質問である「医薬品の学習はこれからの生活に役立つ」、「医薬品の学習は大切だ」では、事前調査において既に肯定的回答の割合が非常に高く、事後調査においては、さらに肯定的回答が有意に増加した。この結果から、生徒は、医薬品の正しい使い方について学ぶことの重要性と必要性を認識していることが示唆された。

5. まとめ

本調査では、医薬品を使用している現状が窺われた生徒は、90%であり、生徒にとって医薬品は、生活上の身近な存在であると考えられた。また、「医薬品の正しい使い方」の授業により、生徒の医薬品に関する基礎的知識、医薬品の学習に対する意識が有意に向上した。しかし、医薬品の不適切な使用行動においては、わずかな改善は認められたものの、顕著な改善は認められなかった。したがって医薬品の適正使用を促すための指導内容や指導方法については、今後の課題として検討していく必要があると考えられた。

参考文献

- 1) 文部科学省：中学校学習指導要領解説保健体育編。東山書房、京都、2008
- 2) 財団法人 日本学校保健会：医薬品の正しい使い方指導者用解説—中学校用。2009
- 3) 堺 千紘、川畑哲朗、宋昇勲ほか：中学生の医薬品使用行動の実態とその関連要因 - 予備的質問紙調査の結果より -。学校保健研究 54 : 227 - 239, 2012
- 4) 安楽誠、嶋根卓也、立森久照ほか：学校薬剤師を介した小・中・高校生的一般医薬品・健康食品の使用実態調査。薬学雑誌 131 : 835 - 842, 2011
- 5) 財団法人 日本学校保健会：「医薬品」に関する教育の考え方・進め方。1 - 13, 2011
- 6) 教員養成系大学保健協議会 編：学校保健ハンドブック第 5 次改定。74, ぎょうせい、東京、2009
- 7) 西岡伸紀：保健における「知」の教育のこれまでとこれから。体育科教育 55 : 32 - 35

医薬品に関する管理と教育をつなぐ実践を考える ～養護教諭の職務の特質と保健室の機能を活かして～

福岡県立門司学園高校 養護教諭 香田由美

キーワード：医薬品管理、医薬品教育、養護教諭、保健室

1 はじめに

学校保健における医薬品の取り扱いは、近年様々な展開を見せている。平成 20 年告示中学校学習指導要領では、中学校保健分野に医薬品に関する内容が新たに盛り込まれた。また、医薬品の管理に関しても、(公財)日本学校保健会から「学校における薬品管理マニュアル」が発行され、保健室における医薬品の取り扱いの考え方が示された。このような状況の中、養護教諭は医薬品に関して管理と教育の両側面に関わるという職務の特質をもつ。その特質を活かして、医薬品に焦点をあて、管理と教育をつなぐ視点を確認しつつ、保健室における実践について考えることとする。

2 医薬品に関する管理と教育とは

医薬品に関する管理と教育の場面を整理するために、学校保健の領域と医薬品の内容との関わりを図 1 に示した。

医薬品に関する保健管理では、保健調査等において慢性疾患等による児童生徒の医薬品使用実態、並びに日常の保健室利用状況から医薬品使用時の課題を把握している。また、学校環境衛生に関して、飲料水やプール水の衛生状況の把握や感染症発生時の対応のための消毒薬の管理等をおこなっている。これらは、学習指導要領に位置づけられた医薬品の学習においても、必要に応じた保健指導においても、題材や事例となり得る事項と言える。また自校の実態を活用することにより、児童生徒が医薬品の問題を身近に感じることができ、課題解決への意欲につながることが期待できる。また、医薬品に関して学んだ児童生

徒が応急手当を求めに来室した際に、運動場での軽度な外傷に際して傷口をあらかじめ洗って来室するなどの行動変容が見られたり、医療用医薬品や内服薬を保健室に置いていない理由が理解されたりするということに、教育が管理に活かされることとなる。

3 管理と教育をつなぐ実践例～A 高等学校におけるアドレナリン自己注射薬(以下：エピペン®)携帯生徒への対応例～

・当時の対応の流れ

2009 年 3 月 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(厚生労働省)→救急救命士が本人に代わって投与可能

7 月 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について(依頼)(文科省)→上記改正を受け、教職員においても本人に代わって注射することは医師法違反にならないことの確認通知、エピペン交付生徒について地域消防機関への情報提供や救急要請時の通報等

12 月 高校 2 年生 B 子にエピペン処方の連絡を受ける。保護者、B 子、担任、学年主任、養護教諭で、主治医によりエピペン使用方法や注意事項等の説明を受ける。

確認事項①エピペンの管理は、本人がストラップで首から下げて携帯する

②主治医より，教職員練習用としてエピペントレーナーを頂く

③以下の内容について保護者の同意を得た。

- ・学校医への連絡，
- ・クラス生徒や部活動生徒への周知，
- ・職員会議での周知と全職員のエピペントレーナー使用しての練習，
- ・地域の消防署への情報提供

同月 職員会議において全職員へB子の状況説明と写真によるB子の顔の確認依頼。

エピペンの資料配付説明とエピペントレーナーの回覧（トレーニング完了者は名簿にチェックを依頼することで全員の体験を確認。

エピペン携帯生徒が存在するという状況の中，B子本人へも保健室来室の機会を捉えて，エピペンの携行確認と使用法のシミュレーションを行ったり，クラスや部活動の生徒へのB子の状況説明やアナフィラキシーに関する説明や異常発生時の対応といった保健指導を行うといった保健管理で得た情報を活かすための保健教育が展開した一例であった。もちろん，職員への周知等は組織活動をも含んだ学校保健の領域全体での取組でもあった。今回は初めてのケースであったため，養護教諭は主たる企画者となったが，コーディネーターとしての機能も発揮した。しかし，学年や保健体育科主任や保健主事等も巻き込んだ企画が効果的であると考えられた。

この対応の後，幸いにも卒業までB子がエピペンを使用することはなかった。しかし，

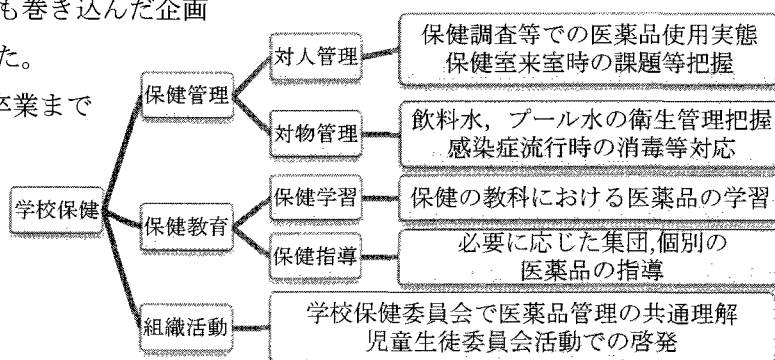


図1 学校保健の領域と医薬品の内容との関連
(参考：(公財)日本学校保健会:保健主事の手引〈三訂版〉,2004)

体調不良を訴えての保健室来室は頻回に及んだ。その際も授業中であれば，教科担当教員が保健室まで引率して来室，念のためのエピペン携帯の確認等，それぞれの教職員の配慮が見られた。エピペンは正確な情報を伝達することで，焦らず安心して使用すれば安全な注射であることの確認ができたと思われた。

4 まとめ

養護教諭はその専門性や保健室の機能を活用して，医薬品に関して「管理と教育をつなぐ」ことができる立場にある。その立場を活かすことにより，管理場面で得た課題や情報を教育場面で題材や事例として活用することにより，管理上の課題解決に導く，といった双方向性の効果が期待できるものとする。

・文部科学省：「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1291673.htm Accessed 2013. 3. 20

・ファイザー株式会社：エピペンの使い方（使い方ガイド），<http://www.epipen.jp/download/manual.pdf>, Accessed 2013. 3. 20
○平成 21 年（2009）救急救命士が本人に変わって使用可能→文部科学省通達で教職員も緊急避難的に児童・生徒に対して注射してもよいことになっている平成 21 年（2009 年）4 月からは、救急救命士が本人に代わって使用できるようになった。2011 年 9 月 22 日から保険適用。

「学校薬剤師の視点から見た学校における医薬品の管理について」

京都府学校薬剤師会会長 守谷まさ子

学校は授業や環境整備において様々な薬品を取り扱う。過去、薬品管理の不手際で、児童の健康被害があったことから「学校薬剤師を置くものとする。」となった。

学校における薬は薬事法、毒物及び劇物取締法、消防法、労働安全衛生法、農薬取締法など法律によって規制されている。これらの法律に従って安全に管理を行う事が大切である。

薬事法においては、医薬品は医療用の医薬品と一般用医薬品に分けられ、それぞれ規制と販売、入手法が異なっている。この他、医薬部外品、化粧品が薬事法の範囲に入る。健康食品やサプリメントは時に医薬品のように用いられているが、本来は食品として分類され規定されている。校内のクラブ活動を行う児童生徒への安易な健康食品、一般用医薬品の摂取は、ドーピング対象となる場合があるため、専門知識を持つ公認スポーツファーマシストに相談する事をお勧めする。

さて、学校において、児童生徒の治療目的で持ち込まれる医療用医薬品や、保健室で購入する一般用医薬品の取り扱いについて、どの様に理解され管理されているのか、「学校は医療機関ではない」を原則に考えてみたい。

一般用医薬品とは、一般の人が、薬剤師（一部登録販売者）から提供された適切な情報に基づき自らの判断で購入し、自らの判断で使用する医薬品（OTC 医薬品、市販薬、大衆薬ともいう）薬のリスクによって、1 類～3 類に分類されている。特に 1 類は薬剤師から書面をもって対面情報提供がある。その目的は ①軽度な疾病の症状改善 ②生活習慣病、症状発現の予防 ③生活の質の改善・向上 ④健康状態の自己検査 ⑤健康維持・増進 ⑥保健衛生となっている。疾病改善の効果が無ければ、受診をすることが大切である。

学校においては、一般用医薬品の管理責任者は学校長であること、一般用医薬品を学校で服用させ、副作

用等が出た場合の責任は、施用させた教諭であることに注意することが大切である。校長は、以下の点について認識をもち、指導する必要がある。

（１）購入の相談、使用記録の報告や連絡を行い、使用記録簿をとっておく。

（２）年度当初に取扱い、保健室利用に対して教職員の共通理解を図る。

（３）保健室はあくまでも救急処置の範囲（治療はしない）

（４）薬品戸棚には鍵がかかるようにする。
医薬品の預かりに関しては、校内体制の確立が不可欠である。

（１）十分な学校内の教職員共通理解を徹底しておく。

（学校長、教職員、養護教諭、学級担任、部活動顧問）

（２）保護者、学校長、養護教諭、学級担任の十分な話し合い

（３）適切な管理、学校医の意見 緊急時の対応についてのマニュアルを作成する。保健調査書等児童生徒の健康状態の把握と、日常の見守り（養護教諭、学級担任、部活動顧問）が大切である。

近年、アレルギーを持つ児童生徒が多くなり、特に食物アレルギーに対応するため「エビペン」を学校に持ち込む事例をよく耳にする。入学前に事前にその情報は学校に連絡されるが、学校の対応方針として、事前に共通理解が図られているのか再確認すべきと考える。

学校内は勿論、保護者、学校医、主治医、地域の救急対応医療機関、消防署(救急救命士)との十分な話し合いを持って緊急事態に慌てないように、緊急対応マニュアルを作っておく事が大切である。

今後、医薬品に関する教育により、安全なセルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は、自分で手当てをすること。）の考えを児童生徒につたえ、育てることが求められている。

医薬品教育の教材提供について

○那須 泰治、河原 敏明、石橋慶太、小田原昭男、豊園勝志、根本政明、廣瀬明美、
山崎茂之、安井舞、松田偉太郎(くすりの適正使用協議会 くすり教育委員会)

医薬品教育、教材、学習指導要領、基礎知識

RAD-AR 活動＝医薬品の適正使用の推進を図る」ことを理念として活動を展開している「くすりの適正使用協議会」(19 社)は、24 年前から「医薬品の本質の理解と正しい使い方」について、医師や薬剤師の医療関係者の方々の協力を得て、患者さん向けに啓発活動を続けてきた。患者さん向けにくすりの正しい使い方啓発活動を進めていく中で、これは国民全体にわたり、医薬品のことをよく知らず、また医薬品が医師の指示通り使われていないことがわかってきた。そして子供のころから「生活の知恵」として医薬品とのつきあいの仕方を身に付ける必要があること、医師、薬剤師及び教育の専門家と相談して、子供が公教育の中で薬のことを学ぶことが最も良いのではないかと、この方向を定め、活動を進めてきた。

そして、2004 年、我が国での標準的なくすり教育を提案する「児童および青少年のくすり教育プログラムガイド」をまとめ、このガイドにのっとりくすり教育用教材を作成し、それらを提供することで、くすり教育の必要性をアピールしてきた。当初はパワーポイント・スライドの提供が主で、ルビを付けた小学生用教材や少しレベルの高い中学生用教材等を作成し、協議会の「くすり教育ホームページ」で公開してきた。(登録者数は、約 6000 人となっている) また、くすり教育の指導者を養成するための、くすり教育アドバイザーによる出前研修制度を立ち上げた。くすり教育アドバイザーとは、医薬品とくすり教育に関する一定の知識を持ち、養護教諭など学校関係者にレクチャーができる方で、出前研修とは、地域の先生

方が、くすり教育に関する研修などを行う際に、くすり教育アドバイザーを講師として派遣し、くすり教育を取り巻く背景やくすりの基礎知識、教材を使った模擬授業などを行うものである。そして、学習指導要領の改訂にともなって、中学校でのくすり教育が義務化されることを見据えて、授業に使っていただける中学生向けのパワーポイント資料を公開するとともに、2010 年からは、現場教諭の声を反映した、中学校、高校の保健学習で使えるオリジナルの模型教材を作成し、その貸し出しを開始している。2011 年には、日本薬剤師会と学校薬剤師会の監修を得て、出前研修で行なっていた授業の進め方や、モデル授業のなどを紹介した「くすり教育のヒント」～中学校学習指導要領をふまえて～を発行した。中学校学習指導要領に対応し、そして日本学校保健会が出されている「くすりの正しい使い方(中学校用)」に準拠したもので、「くすり教育教材 CD-ROM」として、出前研修や教育関連の学会で展示を行った際に配布しているほか、協議会の「くすり教育ホームページ」でも公開している。今回、高等学校用教材 DVD を作成し、全国の高等学校に配布したので、これを紹介するとともに DVD を用いた授業の一例を提案する。

第 60 回近畿学校保健学会役員

会長 鬼頭英明

事務局長 西岡伸紀

企画・運営委員（50 音順）

今石愛実（兵庫教育大学）

川畑徹朗（神戸大学）

齋藤充子（兵庫教育大学）

寺井翔太（兵庫教育大学）

中村朋子（兵庫教育大学）

中村晴信（神戸大学）

菱田一哉（神戸大学）

藤本芳英（兵庫教育大学）

三船美里（兵庫教育大学）

森田富士子（兵庫教育大学）

李 美錦（神戸大学）

山形弥壽子（兵庫教育大学）

主催 近畿学校保健学会

協賛 J K Y B 研究会